

令和3年度版

男女共同参画及び女性の職業生活
における活躍の推進に関する
年次報告書

足利市

目 次

第 1 章	<u>審議会等における女性委員の登用状況</u>	-----	1
第 2 章	<u>「足利市男女共同参画基本計画（第 3 期）」における令和 2 年度実施状況</u>	-----	9
第 3 章	<u>「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」に係る 令和 2 年度実施状況</u>	-----	39
第 4 章	<u>「足利市男女共同参画基本計画（第 4 期）」における令和 3 年度事業計画</u>	-----	59
参考資料			
	足利市男女共同参画推進条例	-----	76
	足利市男女共同参画審議会規則	-----	78
	足利市男女共同参画推進本部設置要綱	-----	79

第1章

審議会等における女性委員の登用状況

審議会等における女性委員の登用状況について

1 趣旨

本市では、平成28年度からスタートした「足利市男女共同参画基本計画（第3期）」に基づき、令和2年度末までに、審議会等の女性委員の構成比率40%を目標として掲げ、取り組んできました。

このたび、令和2年度末の本市審議会等への女性委員の登用状況がまとまりましたので、報告するものです。

2 女性委員登用状況

令和2年度の女性委員の登用率は、前年度に比べ0.4ポイント減少し、33.1%となりました。主な原因としては、登用率が上昇した審議会等は、12から22に増加し、登用率が低下した審議会等は、14から9に減少しましたが、新規の審議会等での女性の登用率が低かったことなどが挙げられます。また、団体の長などを充て職で選任している団体からの推薦の結果など、女性を登用しにくい状況等も考えられます。

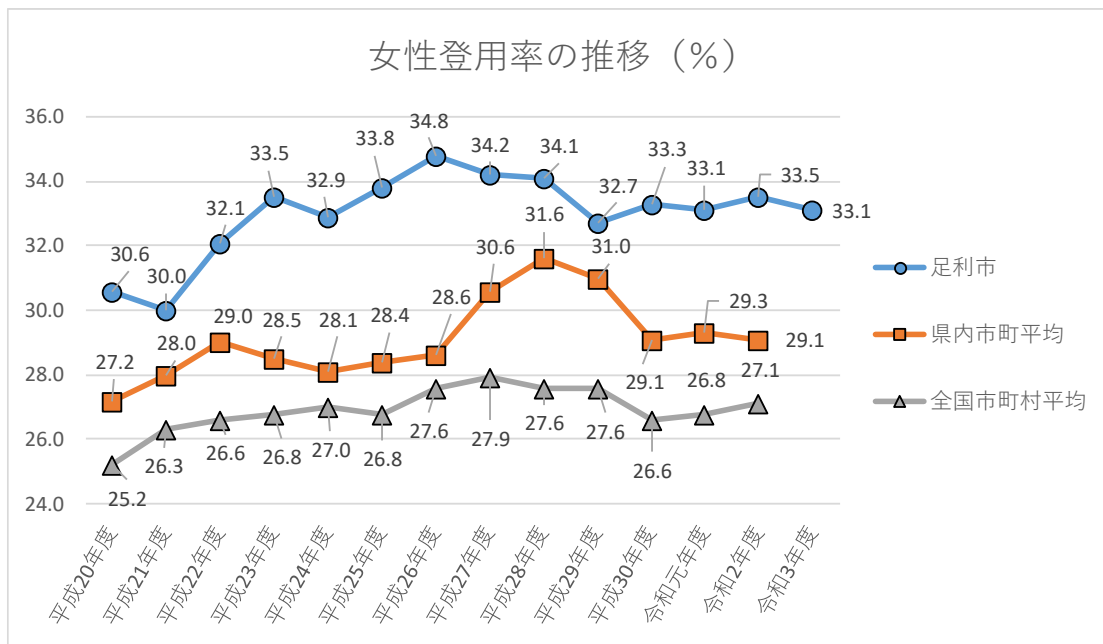
3 今後の対応

女性委員の登用を推進していくためには、企業や地域など、市全体で男女共同参画を進めていくことが重要であることから、様々な機会をとらえて意識啓発を進めていきます。

また、「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」に基づき、引き続き政策・方針を決定するための各種審議会等における女性委員の登用率を上昇させ、多様な人材が活躍することにより、一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会に実現につなげていきます。

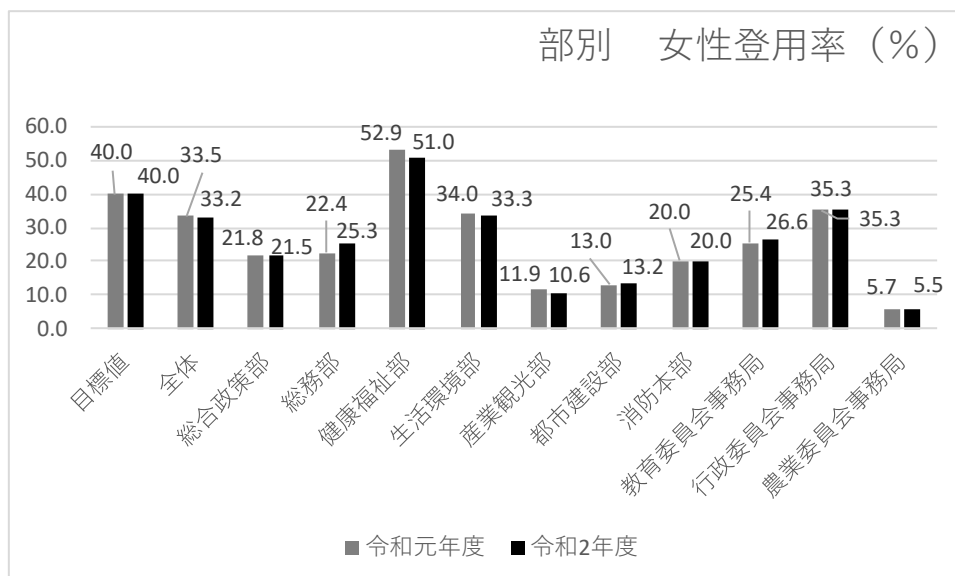
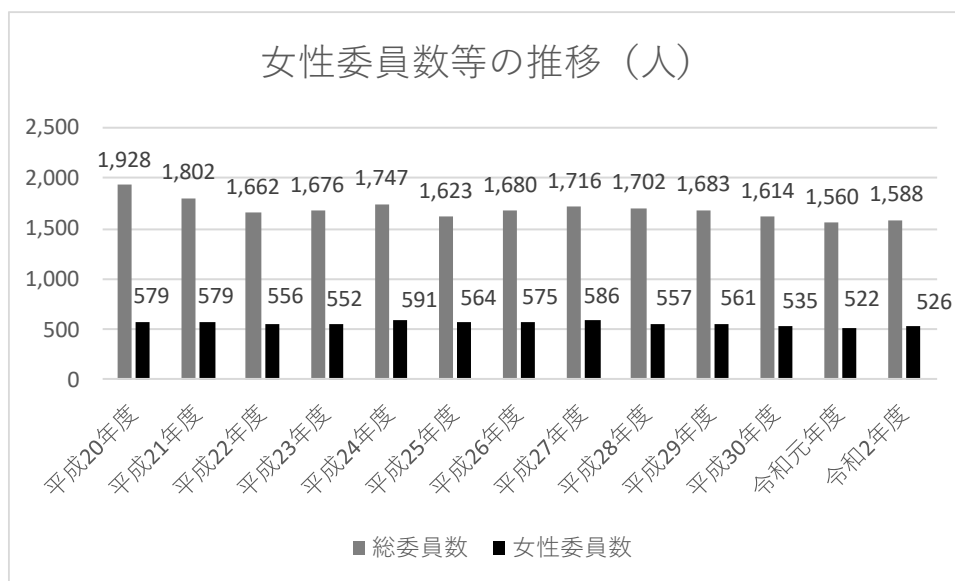
令和2年度末				令和元年度末			
審議会等総数	委員総数	うち女性	登用率	審議会等総数	委員総数	うち女性	登用率
88	1,588人	526人	33.1%	85	1,560人	522人	33.5%

審議会等	令和2年度末	令和元年度末
女性委員が40%以上	29 (33.0%)	27 (31.8%)
女性委員が35%以上 (40%以上含む。)	33 (37.5%)	32 (37.6%)
女性委員が30%以上 (35%、40%以上含む。)	38 (43.2%)	36 (42.4%)
女性委員を含む	69 (78.4%)	63 (74.1%)
登用率が上昇した	22 (25.0%)	12 (14.1%)
登用率が低下した	9 (10.2%)	14 (16.5%)



※県内市町平均及び全国市町村平均（内閣府：原則として各年度4月1日現在）

※本市の数値は、各年度3月31日現在であるが、県内市町平均及び全国市町村平均では、翌年度の4月1日現在で集計しているため、1年度のずれが生じる。



女性委員登用状況（課別）

審議会・委員会等名称	総委員会数	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）
		総委員数	女性委員数		
	88	1,588	526	33.1	33.5

【総合政策部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
1	足利市民戦略会議	企画政策課	16	3	18.8	18.8	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
2	第8次足利市総合計画策定市民検討委員会	企画政策課	17	6	35.3		新規の委員会のため
3	足利銀幕会議	映像のまち推進課	17	3	17.6	17.6	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
4	あしかが映像まつり実行委員会	映像のまち推進課	10	2	20.0	17.6	事務局も委員に含めていたため
5	足利市表彰審査委員会	秘書広報課	5	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
6	足利市公共施設再編計画策定検討委員会	財産活用課				60.0	令和元年度中 廃止
総合政策部合計			65	14	21.5	21.8	

【総務部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
7	足利市行政改革推進委員会	行政管理課	9	4	44.4	44.4	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
8	足利市行政不服審査会	行政管理課	5	1	20.0	20.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
9	足利市制100周年記念事業実行委員会	行政管理課	14	1	7.1		新規の委員会のため
10	足利市防災会議	危機管理課	40	3	7.5	5.0	充て職による委員の方が女性になったため
11	足利市国民保護協議会	危機管理課	40	3	7.5	5.0	充て職による委員の方が女性になったため
12	足利市個人情報保護審議会	情報管理課	8	5	62.5	37.5	任期満了に伴う新委員の推薦された結果による
13	足利市人権擁護委員協議会足利部会	人権・男女共同参画課	13	7	53.8	53.8	任期満了に伴い新しい委員が選出されたが男女の人数は変わらないため
14	足利市人権推進審議会	人権・男女共同参画課	15	7	46.7	26.7	団体からの推薦の結果
15	足利市男女共同参画審議会	人権・男女共同参画課	14	6	42.9	53.3	団体からの推薦の結果
16	かけはし編集委員会	人権・男女共同参画課	5	2	40.0	40.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
17	足利市隣保館運営審議会	隣保館	13	5	38.5	30.8	充て職による新しい委員が女性であったこと、団体からの推薦の結果
18	足利市同和対策専門委員	隣保館	2	1	50.0	0.0	年度途中で男性委員が辞任し、団体からの推薦の結果
総務部合計			178	45	25.3	22.4	

女性委員登用状況（課別）

【健康福祉部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
19	民生委員・児童委員	社会福祉課	317	195	61.5	61.3	委員に欠員が生じ、構成割合が変わったため
20	足利市民生委員推薦会	社会福祉課	8	2	25.0	25.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
21	足利市障害支援区分認定審査会	障がい福祉課	10	5	50.0	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
22	足利市地域自立支援協議会	障がい福祉課	32	14	43.8	46.9	推薦団体の申し出により、委員が変更となったため
23	足利市老人ホーム入所判定委員会	元気高齢課	5	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
24	足利市介護認定審査会	元気高齢課	50	20	40.0	40.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
25	足利市介護保険等運営協議会	元気高齢課	16	7	43.8	35.3	団体からの推薦の結果
26	家庭相談員	児童家庭課	3	1	33.3	66.7	教育委員会からの推薦の結果
27	婦人相談員	児童家庭課	2	2	100.0	100.0	任期満了に伴い新しい委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員になったため
28	母子・父子自立支援員	児童家庭課	3	3	100.0	100.0	任期満了に伴い新しい委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員になったため
29	足利市要保護児童対策地域協議会 （代表者会議・実務者会議）	児童家庭課	55	7	12.7	34.0	団体からの推薦の結果
30	足利市子ども・子育て会議	こども課	15	11	73.3	73.3	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
31	予防接種健康被害調査会	健康増進課	6	1	16.7	0.0	充て職による委員の方が女性のため
32	足利市健康づくり推進協議会	健康増進課	23	10	43.5	38.1	新たに推薦をいただいた団体からの推薦の結果と充て職により変更した委員が女性であったため
健康福祉部合計			545	278	51.0	52.9	

【生活環境部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
33	足利市廃棄物減量等推進審議会	クリーン推進課	12	5	41.7	41.7	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
34	足利市環境審議会	環境政策課	12	3	25.0	25.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
35	足利市国民健康保険運営協議会	保険年金課	20	8	40.0	40.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
36	足利市市民活動支援事業等選考委員会	市民生活課	9	3	33.3	44.4	団体からの推薦によるため
37	足利市交通指導員	市民生活課	58	22	37.9	39.7	男女を問わない公募による委員選出のため
38	足利市地域公共交通会議	市民生活課	23	2	8.7	4.3	充て職による委員の方が女性のため
39	足利市姉妹都市委員会	市民生活課	17	6	35.3	35.3	推薦団体の申し出により、一部委員が変更となったが、男女の人数は変わらないため
40	足利市民の消費生活をまもる委員会	消費生活センター	8	4	50.0	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
生活環境部合計			159	53	33.3	34.0	

女性委員登用状況（課別）

【産業観光部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
41	足利市中小企業対策審議会	商業振興課	14	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
42	足利市中小企業融資振興会	商業振興課	19	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
43	足利市中小企業融資振興会審査会	商業振興課	16	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
44	足利市農業振興推進協議会	農政課	11	1	9.1	9.1	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
45	足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進委員会	農政課	16	9	56.3	50.0	充て職による委員の方が女性のため
46	三重地区市有山林管理委員会	農林整備課	6	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
47	山前地区市有山林管理委員会	農林整備課	6	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
48	北郷地区市有山林管理委員会	農林整備課	6	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
産業観光部合計			94	10	10.6	11.9	

【都市建設部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
49	足利市都市計画審議会	都市計画課	14	3	21.4	21.4	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
50	足利市景観委員会	都市計画課	13	3	23.1	21.4	総委員数が減少したため
51	足利市再生可能エネルギー発電設備設置審議会	都市計画課	7	2	28.6	28.6	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
52	足利市建築審査会	建築指導課	5	1	20.0	20.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
53	足利市空家等対策協議会	建築指導課	5	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
54	大日西土地区画整理審議会	市街地整備課	2	0	0.0	0.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
55	大日西土地区画整理評価員	市街地整備課	3	0	0.0	0.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
56	中央土地区画整理審議会	市街地整備課	2	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
57	中央土地区画整理評価員	市街地整備課	3	0	0.0	0.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
58	山辺西部第一土地区画整理審議会	山辺西部土地区画整理事務所	2	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
59	山辺西部第一土地区画整理事業評価員	山辺西部土地区画整理事務所	5	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
60	山辺西部第二土地区画整理審議会	山辺西部土地区画整理事務所	2	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
61	山辺西部第二土地区画整理事業評価員	山辺西部土地区画整理事務所	5	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
都市建設部合計			68	9	13.2	13.0	

【消防本部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
62	足利市賞じゅつ金等審査委員会	消防総務課	5	1	20.0	20.0	任期満了に伴い新しい委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員になったため
消防本部合計			5	1	20.0	20.0	

女性委員登用状況（課別）

【教育委員会事務局】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
63	教育委員会	教育総務課	5	2	40.0	40.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員になったため
64	奨学生選考委員会	教育総務課	5	2	40.0	40.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員になったため
65	足利市人権教育推進本部	教育総務課	19	5	26.3	15.8	各団体より推薦された委員のため
66	足利市学校教育環境審議会	教育総務課	13	2	15.4		新規の委員会のため
67	足利市生涯学習推進委員会	生涯学習課	30	13	43.3	40.0	所属団体の推薦による
68	足利市社会教育委員	生涯学習課	14	7	50.0	40.0	男女問わない公募による委員選出で、女性委員が選出されたため
69	足利市社会教育指導員	生涯学習課	3	0	0.0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
70	足利市青少年問題協議会	青少年センター	27	7	25.9	25.9	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
71	足利市少年指導運営協議会	青少年センター	10	2	20.0	20.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
72	足利市少年補導員	青少年センター	128	23	18.0	17.7	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
73	足利市教育振興基金管理委員会	市立図書館	5	2	40.0	40.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
74	足利市立図書館協議会	市立図書館	7	5	71.4	75.0	委員が1名減になったため
75	足利市通学路安全推進会議	学校管理課	16	3	18.8	6.3	充て職による女性委員の人数が増となったため
76	足利市文化財保護推進員	文化課	17	2	11.8	11.8	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
77	足利市文化財専門委員会	文化課	10	1	10.0	10.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
78	史跡足利学校釋奠保存委員会	足利学校	16	3	18.8	17.6	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
79	足利市スポーツ推進委員会	市民スポーツ課	46	16	34.8	29.8	男女問わない公募による委員選出であるもの
80	足利市スポーツ推進審議会	市民スポーツ課	13	1	7.7	7.7	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
81	足利市教育支援委員会	学校教育課	18	11	61.1	76.5	充て職による委員の方が男性のため
教育委員会事務局合計			402	107	26.6	25.4	

【行政委員会事務局】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
82	選挙管理委員会	選挙担当	4	2	50.0	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
	選挙管理委員会補充員	選挙担当	4	2	50.0	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
83	監査委員	監査等担当	3	0	0.0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
84	公平委員会	監査等担当	3	1	33.3	33.3	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
85	固定資産評価審査委員会	監査等担当	3	1	33.3	33.3	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
行政委員会事務局合計			17	6	35.3	35.3	

【農業委員会事務局】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 2 委員数（人）		R 2 登用率（%）	R1登用率（%）	増減理由等
			総委員数	女性委員数			
86	農業委員会	農業委員会事務局	15	2	13.3	13.3	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
87	農地利用最適化推進委員	農業委員会事務局	20	1	5.0	0.0	団体からの推薦によるため
88	足利市「人・農地プラン」検討会	農業委員会事務局	20	4	20.0	22.7	充て職による委員の方が男性のため
農業委員会事務局合計			55	3	5.5	5.7	

第2章

「足利市男女共同参画基本計画(第3期)」
における令和2年度実施状況

「足利市男女共同参画基本計画（第3期）」における
令和2年度実施状況について

総務部 人権・男女共同参画課

1 趣旨

本市では、平成28年度からスタートした「足利市男女共同参画基本計画（第3期）」（推進期間：平成28年度～令和2年度）に基づき男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を進めてきました。

このたび、本計画に掲げた男女共同参画に関する施策について、最終年度である令和2年度実施状況を報告するものです。

2 令和2年度実施状況

（1）評価

実施状況については、裏面の評価一覧のとおり、A評価の率は、基本目標Ⅰ「男女（だれも）が対等なパートナーとして尊重し合い参画できるまちづくり」が約79%、基本目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスで多様な生き方の選択が可能なまちづくり」が約60%、基本目標Ⅲ「男女（だれも）が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり」が約57%、基本目標Ⅳ「DV（配偶者等からの暴力）の根絶と被害者を守るまちづくり」が100%となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通り実施できなかった事業があり、全体的に評価が下がりましたが、感染対策を取り、工夫しながら、実施できる内容で事業や啓発を行いました。

今後は、今年度からスタートした「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」に基づき、様々な施策事業の充実を図り、さらなる男女共同参画社会の実現を目指します。

（2）施策事業の内容

- ・ 令和2年度実施状況一覧 別紙1のとおり
- ・ 令和2年度実施状況 別紙2のとおり

（3）計画が目指す数値目標の推移（実績値）

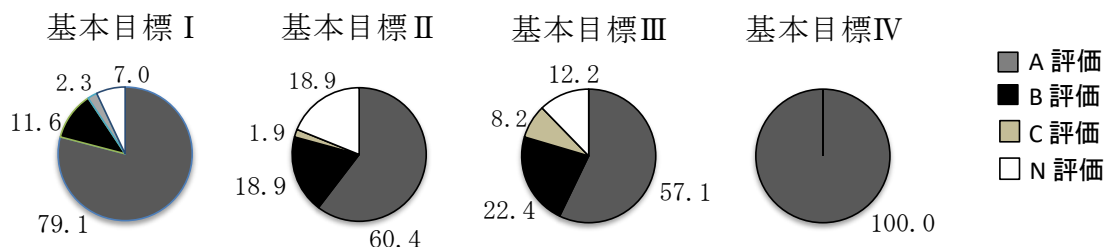
別紙3のとおり

< 参考 >

令和 2 年度施策事業の評価一覧

評 価	基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	基本目標Ⅳ	計
	男女（だれも）が対等なパートナーとして尊重し合い参画できるまちづくり	ワーク・ライフ・バランスで多様な生き方の選択が可能なまちづくり	男女（だれも）が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり	DV（配偶者等からの暴力）の根絶と被害者を守るまちづくり	
A	34	32	28	19	113
B	5	10	11	0	26
C	1	1	4	0	6
N	3	10	6	0	19
計	43	53	49	19	164

実施状況（％）



評価基準

- A … 計画通りに実施できた。
- B … 計画の 50% 以上実施できた。
- C … 計画の 50% 未満しか実施できなかった。
- N … 実績・該当なし

足利市男女共同参画基本計画(第3期) 令和2年度実施状況一覧

評価基準			
A ... 計画どおり	C ... 計画の50%未満		
B ... 計画の50%以上	N ... 未実施・該当なし		

基本目標	項目			施策No	担当課(室)	達成率評価値			令和2年度 実施状況
	大項目	中項目	小項目			H30	R1	R2	
基本目標 I 男女(だれも)が対 等なパートナーとして 尊重し合い参画でき るまちづくり	(1)男女の人権を認 め合う意識の高揚	ア 啓発活動の充実	男女共同参画週間事業における啓発	I-1	人権・男女共同参画課	A	A	A	6月キャッチフレーズ募集、12月表彰
			啓発講演会等の開催	I-2	人権・男女共同参画課	A	A	A	12月ひとひとのフォーラムと同時開催、出前講座(2公民館)
			ひとひとのフォーラムの開催	I-3	人権・男女共同参画課	A	A	A	12月ひとひとのフォーラム
			男女共同参画推進条例の周知	I-4	人権・男女共同参画課	A	A	A	条例概要版配布
			男女共同参画基本計画の周知	I-5	人権・男女共同参画課	A	A	A	基本計画概要版配布
			子ども向け啓発パンフレットの配布	I-6	人権・男女共同参画課	A	A	A	小学5年生に冊子(マンガ)配布
			男女共同参画セミナーによる啓発	I-7	人権・男女共同参画課	A	A	A	2講座開催(「食事と健康の話」、「パパの子育て」)
			人権尊重の社会づくり条例の理念の啓発	I-8	人権・男女共同参画課	A	A	A	概要版配布
			人権についての啓発資料の配布	I-9	人権・男女共同参画課	A	A	A	年1回「おもしろい」全戸配布
			人権に関する資料による啓発	I-10	生涯学習課	A	A	A	人権絵本・ホームページ、ポスター等活用
			人権についての講演会の開催	I-11	人権・男女共同参画課	A	A	A	人権講演会に代わり、人権冊子を配布、出前講座(3公民館)
			市役所内における啓発活動の充実	I-12	人事課	A	A	A	階層別研修で実施
			人権研修会の開催	I-13	生涯学習課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人権教育研修会、人権教育指導者養成講座中止
	イ 情報提供の充実	情報紙「かけはし」の発行	I-14	人権・男女共同参画課	A	A	A	年2回全戸配布	
		ホームページによる情報提供	I-15	人権・男女共同参画課	A	A	A	条例、基本計画概要、事業内容等発信	
		情報コーナーの充実	I-16	人権・男女共同参画課、 生涯学習課	A	A	A	男女共同参画センター・生涯学習センター及び所管施設等にて情報提供	
	ウ 公衆に表示する情報への配慮	不適切な情報についての啓発	I-17	人権・男女共同参画課	B	A	A	市刊行物等への啓発、相談体制の整備	
		環境浄化活動の推進	I-18	生涯学習課(青少年センター)	A	A	A	街頭補導、有害チラシ回収体制整備	
	(2)男女平等親に 立った教育の推進	ア 幼児期からの性別にとらわ れない教育の推進	保育士の研修の充実(保育所(園)職員に対す る意識の啓発)	I-19	こども課	A	A	A	保育関係者人権研修会実施(9月)
			イ 男女平等意識を育む学校に おける人権教育の推進	教職員の研修の充実と意識の高揚	I-20	学校教育課	A	A	A
		各教科指導		I-21	学校教育課	B	B	A	教師が性の多様性等を理解し、各教科指導 中学校で各学校の実情に合わせ、育児について学習
		道徳教育		I-22	学校教育課	A	A	A	道徳性を育む指導工夫の周知 指導主事の指導助言による教員の指導力向上を図る
		特別活動等		I-23	学校教育課	B	B	A	多様な集団での活動を通じた指導
		総合的な学習の時間		I-24	学校教育課	B	B	A	体験的な学習や問題解決的な学習から、男女平等の視点に立 ち、互いを尊重する心を育む
		ウ 男女共同参画の視点に立っ た家庭教育・社会教育の推進	家庭教育通信による啓発	I-25	生涯学習課	A	A	A	家庭教育通信の配布等
			家庭教育懇談会の開催	I-26	生涯学習課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭教育懇談会3地区 中止
			学級・講座等の充実	I-27	生涯学習課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できる内容の学 級・講座を実施
			家庭教育学級の開設	I-28	生涯学習課	A	A	B	YouTubeへアップし、受講生が自宅で視聴できる乳幼児学級を実施
			学校・家庭教育相談室	I-29	教育研究所	A	A	A	子育て、青少年の悩み電話相談(年243日)
			家庭教育関係リーダーの養成	I-30	生涯学習課	A	A	C	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、懇談会の中止により、 オピニオンリーダーの活動機会提供なし

足利市男女共同参画基本計画(第3期) 令和2年度実施状況一覧

評価基準			
A	… 計画どおり	C	… 計画の50%未満
B	… 計画の50%以上	N	… 未実施・該当なし

基本目標	項 目			施策 No	担当課(室)	達成率評価値			令和2年度 実施状況
	大項目	中項目	小項目			H30	R1	R2	
(続き)基本目標Ⅰ 男女(だれも)が対 等なパートナーとして 尊重し合い参画でき るまちづくり	(3)政策・方針決定 の場への女性の参画 の促進	ア 女性のエンパワーメントの推進	足利市女性大学(成人大学講座)	I-31	生涯学習課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できる内容の講座を実施
			男女共同参画センターの機能の充実	I-32	人権・男女共同参画課	A	A	A	各種講座開催
			女性団体の育成・支援	I-33	人権・男女共同参画課	A	A	A	女性団体連絡協議会支援等
			男女共同参画セミナー講座の開催	I-34	人権・男女共同参画課	A	A	A	2講座開催(「食事と健康の話」、「パパの子育て」)
			地域リーダーの養成	I-35	人権・男女共同参画課	B	A	B	「あしかがみ」等で参加を呼びかけたが応募なし
		イ 審議会・自治会等への女性の参画促進	各種審議会等委員への女性の登用	I-36	人権・男女共同参画課	B	A	A	女性委員登用への働きかけ
			自治会役員等への女性の参画促進	I-37	市民生活課	A	A	A	女性役員登用への働きかけ
			人材の発掘・育成とリストの整備・活用	I-38	人権・男女共同参画課	B	A	A	女性人材リスト登録者募集と活用の啓発
		ウ 市民意見の反映	市長を囲む市政懇談会及びふれあいトーク	I-39	秘書広報課	A	B	B	市政懇談会2団体実施、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあいトーク中止
			市民企画セミナーの開設	I-40	人権・男女共同参画課	A	N	N	講座事業の見直しにより中止
			足利市民の消費生活をまもる委員会の開催	I-41	市民生活課	A	A	A	8月に委員会開催
		エ 市役所における男女共同参画の推進	次世代育成支援対策推進法・足利市特定事業主行動計画に基づく研修の実施	I-42	人事課	A	A	A	階層別研修、専門研修実施
			女性の職業生活における活躍推進法・足利市特定事業主行動計画の推進	I-43	人事課	A	A	A	管理職等への女性職員登用、研修への参画
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バラン スで多様な生き方の 選択が可能なまちづ くり	(1)働く場における男 女平等の推進	ア 男女の雇用機会の均等・待 遇確保の啓発	他の機関と連携した総合調整機能の充実	Ⅱ-1	商業振興課	A	A	A	県、労働局、ハローワーク等関係機関との連携
			新規学卒者求人説明会における啓発	Ⅱ-2	商業振興課	A	A	A	ハローワークや雇用協会との連携により新規学卒者求人説明会にて、男女均等、女性雇用の啓発
			事業者への意識啓発	Ⅱ-3	商業振興課	A	A	A	企業向け人権啓発パンフレットの配布等による啓発と周知
			パートタイム労働法及び最低賃金制度の周知	Ⅱ-4	商業振興課	A	A	A	パートタイム労働法や最低賃金の周知
			勤労者福祉の向上と充実	Ⅱ-5	商業振興課	A	A	A	両毛メートへの加入促進
			相談体制の充実	Ⅱ-6	人権・男女共同参画課、 商業振興課	A	A	A	「女性の生き方何でも相談」毎週木曜日、「労務相談」毎月第4水曜日、「青少年の職業的自立を支援する相談」毎月第3金曜日実施
		イ 職業能力開発と再就職支援	人材育成事業の推進と支援	Ⅱ-7	商業振興課	A	A	A	あしかがみによる公共施設での訓練PR、就職支援セミナー
			職業講座の開設	Ⅱ-8	人権・男女共同参画課、 商業振興課	A	A	A	3講座開催(「再チャレンジ支援セミナー 話し方講座」、「日商簿記3級合格準備講座」、「パソコン教室ワード基礎編」)
			再就職に関する情報の提供	Ⅱ-9	人権・男女共同参画課、 商業振興課	A	A	A	ハローワークの求人情報を提供
			再就職支援セミナー	Ⅱ-10	人権・男女共同参画課、 商業振興課	A	A	A	1講座開催「再チャレンジ支援セミナー 話し方講座」
		ウ 農業における男女共同参画の推進	農村女性活動推進事業	Ⅱ-11	農政課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会中止
			とちぎ農業・農村男女共同参画ビジョンの実現を目指した活動の推進	Ⅱ-12	農政課	A	A	A	足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進委員会を開催
			家族経営協定締結の推進	Ⅱ-13	農政課	A	A	A	家族経営協定の締結推進(実績2件)

足利市男女共同参画基本計画(第3期) 令和2年度実施状況一覧

評価基準			
A ... 計画どおり	C ... 計画の50%未満		
B ... 計画の50%以上	N ... 未実施・該当なし		

基本目標	項 目			施策 No	担当課(室)	達成率評価値			令和2年度 実施状況
	大項目	中項目	小項目			H30	R1	R2	
(続き)基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスで多様な生き方の選択が可能なまちづくり	(2)家庭・地域における男女共同参画の促進	ア 家庭におけるパートナーシップの促進	男女共同参画セミナーの開設	Ⅱ-14	人権・男女共同参画課	A	A	A	2講座開催(「食事と健康の話」、「パパの子育て」)
			生活技術講座の開設	Ⅱ-15	人権・男女共同参画課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止
			家族のふれあい講座の開設	Ⅱ-16	人権・男女共同参画課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止
			育児講座	Ⅱ-17	こども課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できる内容の講座を実施
			各学校における社会科、家庭科、技術・家庭科(男女共修)、「総合的な学習の時間」での指導	Ⅱ-18	学校教育課	B	B	B	社会科等の課題目標を達成する過程で男女平等のあり方を指導学校の実情に合わせ育児についての学習を進める
		イ 地域活動における男女共同参画の促進	地域自治組織の支援	Ⅱ-19	市民生活課	A	A	A	自治会長連絡協議会への支援・協力
			ボランティア研修の実施	Ⅱ-20	市民生活課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止
			学校ボランティアの募集・養成	Ⅱ-21	生涯学習課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出前授業中止
			公民館の利用促進	Ⅱ-22	生涯学習課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できる内容の講座を実施
			趣味教養講座の開設	Ⅱ-23	人権・男女共同参画課	A	A	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1講座中止
			サークル活動の支援	Ⅱ-24	生涯学習課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止
			地域ふれあい事業	Ⅱ-25	生涯学習課	A	A	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった講座あり
		ウ 市民活動への支援体制の充実	ボランティアに関する学習の推進	Ⅱ-26	生涯学習課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出前授業中止
			地域指導者としての人材の発掘・育成	Ⅱ-27	生涯学習課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止
			指導者の育成	Ⅱ-28	人権・男女共同参画課	B	B	B	各種事業の情報提供を行ったが、参加申込なし
			男女共同参画地域推進員の活動の支援	Ⅱ-29	人権・男女共同参画課	A	A	A	各種講座、イベント等の情報提供
			ボランティア団体等の育成・支援	Ⅱ-30	市民生活課	A	A	A	市民活動センターの活用
		(3)仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備	ア 子育て・介護サービス等の充実	消費者リーダーの養成	Ⅱ-31	市民生活課	A	A	B
	消費者団体への支援			Ⅱ-32	市民生活課	A	A	A	各消費者団体へ情報提供
	民間保育園施設整備への助成			Ⅱ-33	こども課	N	N	N	実施予定なし
	乳児保育・すこやか(発達障害)保育・特別支援教育の充実			Ⅱ-34	こども課	A	A	A	受入体制整備
	延長保育の実施			Ⅱ-35	こども課	A	A	A	仕事と子育ての両立支援
	一時預かり事業の実施			Ⅱ-36	こども課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら受入体制整備
	休日保育の実施			Ⅱ-37	こども課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら休日保育を実施(両野保育園)
	病児保育事業			Ⅱ-38	こども課	A	A	A	病児保育事業により仕事と子育ての両立支援
	子育て支援総合ホームページの充実			Ⅱ-39	こども課	A	A	A	子育て支援ホームページ「いいとこだがネット」の内容充実
	家庭児童相談の実施			Ⅱ-40	児童家庭課	A	A	A	こどもの養育に関する相談の実施
ファミリーサポートセンターの推進	Ⅱ-41	こども課	B	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら組織の活動を支援			
日常生活用具給付等	Ⅱ-42	元気高齢課	A	A	A	在宅高齢者やその家族のために、日常生活用具(品)の給付や貸与の実施			

足利市男女共同参画基本計画(第3期) 令和2年度実施状況一覧

評価基準			
A	...	計画どおり	C ... 計画の50%未満
B	...	計画の50%以上	N ... 未実施・該当なし

基本目標	項 目			施策 No	担当課(室)	達成率評価値			令和2年度 実施状況
	大項目	中項目	小項目			H30	R1	R2	
(続き) 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスで多様な生き方の選択が可能なまちづくり	(続き) (3) 仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備	ア 子育て・介護サービス等の充実	老人ホームの入所措置	Ⅱ-43	元気高齢課	A	A	A	必要な方への養護老人ホームへの入所措置
			介護保険サービスの推進	Ⅱ-44	元気高齢課	A	A	A	公募による施設整備を令和元年度に実施し、4月に開所
			介護慰労金の支給	Ⅱ-45	元気高齢課	A	A	A	65歳以上で在宅の要介護3以上の高齢者を介護している家族への支給(499名)
			家族介護者褒賞制度	Ⅱ-46	元気高齢課	A	A	A	65歳以上の寝たきりまたは認知症の高齢者介護を在宅で3年以上、年1回敬老会にて褒章状と記念品を授与(21名)
		イ 地域における子育て・介護支援	放課後児童健全育成事業の推進	Ⅱ-47	児童家庭課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大のため、職員研修会中止
			こども館活動の推進	Ⅱ-48	こども課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら活動を支援
			児童遊園の整備事業	Ⅱ-49	児童家庭課	A	A	A	遊具等改修、修理支援
			地域活動クラブの運営支援	Ⅱ-50	こども課	A	A	A	運営支援
			子育て相談	Ⅱ-51	こども課	A	A	A	子育て環境の整備
			子育て支援拠点事業の実施	Ⅱ-52	こども課	A	A	A	地域の子育て力の育成と、支援体制の充実(さいこう子育て支援センターほか7か所)
地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-53	元気高齢課	A	A	A	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援(地域包括支援センター 7か所)			
基本目標Ⅲ 男女(だれも)が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり	(1) 生涯を通じた男女の健康支援	ア 性に関する正しい認識と理解に関する教育・啓発	思春期講座	Ⅲ-1	健康増進課	A	A	A	思春期講座実施(小学校17校、中学校10校)
			性に関する学習	Ⅲ-2	学校教育課	A	A	A	「性に関する指導」の実施及び生命尊重の意識の育成に努めるよう周知
			性に関する授業研究への指導援助	Ⅲ-3	学校教育課	B	B	B	指導資料等による周知はしたが、直接的な指導までには至らなかった
			エイズに関する指導の充実	Ⅲ-4	学校教育課	A	A	A	各学校が、学級活動等において「エイズに関する指導」を実施
		イ 年代に応じた男女の健康の支援	各年代に応じた健康づくり	Ⅲ-5	健康増進課	A	A	A	新型コロナウイルス感染対策を取りながら検診を実施
			特定健康診査	Ⅲ-6	健康増進課、保険年金課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら検診を実施
			各種がん検診	Ⅲ-7	健康増進課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら検診を実施
			おりひめ検診	Ⅲ-8	健康増進課	A	A	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とした期間あり
			歯周疾患検診	Ⅲ-9	健康増進課	A	A	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団検診中止
			こども医療費助成	Ⅲ-10	児童家庭課	A	A	A	医療費助成(200,389件)
			妊産婦医療費助成	Ⅲ-11	児童家庭課	A	A	A	医療費助成(4,487件)
			健康に関する学習機会の提供	Ⅲ-12	生涯学習課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できる内容の講話等を実施
			児童期・思春期における健康教育・健康診断	Ⅲ-13	学校教育課	A	A	A	校医による検診実施 中学校の新学習指導要領により、がん教育実施
			スポーツ教室の開催	Ⅲ-14	市民スポーツ課	A	A	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ教室の開催数減
			スポーツ相談事業	Ⅲ-15	市民スポーツ課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大のため、事業中止
			総合型地域スポーツクラブの育成事業	Ⅲ-16	市民スポーツ課	A	A	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツクラブの活動縮小
			学校開放の推進	Ⅲ-17	市民スポーツ課	A	A	A	小中学校の体育館及び校庭の夜間開放

足利市男女共同参画基本計画(第3期) 令和2年度実施状況一覧

評価基準			
A ... 計画どおり	C ... 計画の50%未満		
B ... 計画の50%以上	N ... 未実施・該当なし		

基本目標	項 目			施策 No	担当課(室)	達成率評価値			令和2年度 実施状況
	大項目	中項目	小項目			H30	R1	R2	
(続き) 基本目標Ⅲ 男女(だれも)が健康 に暮らせる安心・安 全なまちづくり	(2)誰もが安心して暮らせる環境の整備	ア 高齢者の生活の安定と自立の支援	ゴールドプラン21の推進	Ⅲ-18	元気高齢課	A	A	A	各種施策の推進
			ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	Ⅲ-19	元気高齢課、通信指令課	A	A	A	緊急通報装置の貸与 通報により協力員や消防への連絡
			介護予防・自立支援事業の充実	Ⅲ-20	元気高齢課	A	A	A	介護予防サービス実施、短期入所サービス(自立)
			高齢者暮らしのお手伝い事業	Ⅲ-21	元気高齢課	A	A	A	在宅ひとり暮らし高齢者へ日常生活の援助
			老人福祉センターの充実	Ⅲ-22	元気高齢課	B	B	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できる高齢者のための活動の充実を図った
			老人クラブ活動の充実	Ⅲ-23	元気高齢課	B	B	A	スポーツ交流大会、作品展等
			ふれあいサロンの設置促進	Ⅲ-24	元気高齢課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できるサロンの設置促進(新規開設サロン1か所)
			世代間交流事業	Ⅲ-25	こども課	A	A	A	保育所園等児童と地域のお年寄りとの交流
			高齢者学級の開設	Ⅲ-26	生涯学習課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら実施できる内容の学級・講座を実施
			高齢者元気アップトレーニング事業の推進	Ⅲ-27	元気高齢課	A	A	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室中止
		中高年スポーツ教室の開催	Ⅲ-28	市民スポーツ課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、縮小して事業実施	
		イ ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の斡旋	Ⅲ-29	児童家庭課	B	B	A	就学支度資金など貸付金の斡旋
			ひとり親家庭等の雇用促進	Ⅲ-30	児童家庭課	A	A	A	求人情報提供、就業相談
			母子寡婦福祉連合会への支援	Ⅲ-31	児童家庭課	A	A	A	実施事業協力、活動支援、交流事業への補助金の交付
			ひとり親家庭等の相談事業(母子・父子福祉協力員)	Ⅲ-32	児童家庭課	B	N	N	令和元年度から事業廃止
			ひとり親家庭医療費助成	Ⅲ-33	児童家庭課	A	A	A	医療費助成(14,937件)
		ウ 障がいのある人の生活の安定と自立の支援	障害福祉計画の策定・推進	Ⅲ-34	障がい福祉課	A	A	A	「あしかがし障がい児者福祉プラン(第6期計画)」策定
			障害福祉サービス等の利用推進	Ⅲ-35	障がい福祉課	A	A	A	市、障がい者基幹相談支援センター、あしかがみ、HP等にて事業の周知
			あおぞら青年学級の開設	Ⅲ-36	生涯学習課	A	A	A	助戸公民館で全10回講座
			重度心身障害者医療費助成	Ⅲ-37	障がい福祉課	A	A	A	医療費助成
		エ 在住外国人への支援	市民サービス体制の充実	Ⅲ-38	市民生活課	A	A	A	毎月2回多言語版あしかがみを配布。市民ガイドブックをHPで周知
			外国人相談の実施	Ⅲ-39	市民生活課	A	A	A	毎月第2水曜日に外国人のための在留資格相談を開催
			通訳ボランティアの募集・活用	Ⅲ-40	市民生活課	A	A	A	足利市ボランティア通訳人材バンク運営
			外国人のための日本語講座の開設	Ⅲ-41	市民生活課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止
		オ 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援	消費生活展の開催	Ⅲ-42	市民生活課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、生活展中止
			消費生活情報の提供	Ⅲ-43	市民生活課	A	B	B	ホームページ等による情報提供や啓発 消費生活展中止により、わたらせTVでの周知なし
			消費生活講座	Ⅲ-44	市民生活課	A	A	A	出前講座実施(14回)
			「消費者月間」事業	Ⅲ-45	市民生活課	A	A	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、街頭啓発中止 市民ホールモニターや商業施設電光掲示板等で啓発

足利市男女共同参画基本計画(第3期) 令和2年度実施状況一覧

評価基準			
A ... 計画どおり	C ... 計画の50%未満		
B ... 計画の50%以上	N ... 未実施・該当なし		

基本目標	項目			施策No	担当課(室)	達成率評価値			令和2年度 実施状況	
	大項目	中項目	小項目			H30	R1	R2		
(続き) 基本目標Ⅲ 男女(だれも)が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり	(続き) (2)誰もが安心して暮らせる環境の整備	(続き) オ 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援	自主防災組織の育成	Ⅲ-46	危機管理課	A	B	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、防災訓練・研修会を中止	
			住民に対する応急手当普及啓発活動	Ⅲ-47	警防指揮課、中央消防署、河南消防署	B	B	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講習会中止	
			避難行動要支援者名簿の整備	Ⅲ-48	社会福祉課	A	A	A	名簿の更新及び避難時協力者への配布	
			福祉避難所の設置体制の整備	Ⅲ-49	社会福祉課、危機管理課	A	A	A	西宮林野火災において3か所の指定避難所を開設、要配慮者へのケアのため保健師等配置 緊急地区隊の運用見直し	
基本目標Ⅳ DV(配偶者等からの暴力)の根絶と被害者を守るまちづくり	(1)暴力を許さない社会づくり	ア 市民への啓発・広報の充実	女性に対する暴力をなくす運動週間等における意識啓発	Ⅳ-1	人権・男女共同参画課	A	A	A	男女共同参画センター内で、チラシ配置、ポスター掲示	
			講演会等による意識啓発	Ⅳ-2	人権・男女共同参画課	A	A	A	12月ひととひとのフォーラムにてDV防止チラシの配布	
			セクハラ防止等の啓発	Ⅳ-3	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	男女共同参画センター内ポスター掲示、パンフレット配置 企業関係各所へ企業向け人権啓発パンフレット配布	
	(2)被害者の相談・支援体制の充実	イ 市職員に対する研修の充実	市職員に対する研修の充実	市職員に対する研修の充実	Ⅳ-4	人事課	A	A	A	県とちぎ男女共同参画センター主催の研修へ1名派遣
				ア 相談体制の充実	女性のための相談体制の充実	Ⅳ-5	人権・男女共同参画課、市民生活課、児童家庭課	A	A	A
		相談員の資質の向上	Ⅳ-6		人権・男女共同参画課、市民生活課、児童家庭課	A	A	A	県主催の研修会へ参加	
		法律相談の実施	Ⅳ-7		人権・男女共同参画課、市民生活課、児童家庭課	A	A	A	弁護士相談(毎月4回実施)への案内や法テラスの利用促進	
		休日・夜間の緊急相談への対応	Ⅳ-8		児童家庭課	B	B	A	警察対応、その後の自立支援への連携	
		DV被害者相談シートの作成	Ⅳ-9		人権・男女共同参画課、児童家庭課	A	A	A	「女性の生き方何でも相談」受付表の活用 データで相談記録の一元管理	
		イ 早期発見への体制づくり	対応マニュアル周知	Ⅳ-10	人権・男女共同参画課、児童家庭課	A	A	A	相談員等に対応マニュアルの周知	
			児童虐待とDV被害への対応	Ⅳ-11	児童家庭課	B	B	A	「足利市子ども家庭総合支援拠点」を課内に設置	
			被害者を孤立させない地域社会づくり	Ⅳ-12	人権・男女共同参画課、児童家庭課	A	A	A	相談連絡先を記載した啓発物品の配布	
		ウ 被害者に対する情報提供及び自立支援体制の充実	相談窓口と関係課の連携	Ⅳ-13	人権・男女共同参画課、児童家庭課	A	A	A	情報交換会、緊急時別途情報共有	
			子ども接近禁止命令が発せられた際の対応	Ⅳ-14	児童家庭課	A	B	A	子に対する接近命令はなし 必要に応じ、関係機関に速やかに連絡し対応	
			自立支援に向けて関係課の調整	Ⅳ-15	児童家庭課	A	A	A	個々の事例の必要性に応じ、所管課と連絡調整	
		(3)関係機関・団体等との連携	ア 民間団体への支援と連携強化	民間団体への支援	Ⅳ-16	市民生活課	A	A	A	(社)被害者支援センターとちぎへの負担金支出
			イ 関連施設との連携強化	母子、高齢者、障がい者施設との連携	Ⅳ-17	元気高齢課、障がい福祉課、児童家庭課	A	A	A	関係課の情報共有と連携 母子生活支援施設への入所、被害者の生活安定に向けた支援
			ウ 県・他市町村との連携強化	県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	Ⅳ-18	児童家庭課	A	A	A	緊急性のある被害者への対応、迅速な被害者支援
				他市町村との連携	Ⅳ-19	児童家庭課	A	A	A	転出先、転入元市町村との連携、情報共有

「足利市男女共同参画基本計画（第3期）」令和2年度実施状況

評価基準

- A … 計画どおり実施できた。
- B … 計画の50%以上実施できた。
- C … 計画の50%未満しか実施できなかった。
- N … 未実施・該当なし

基本目標 I

男女(だれも)が対等なパートナーとして尊重し合い参画できるまちづくり

(1) 男女の人権を認め合う意識の高揚

ア 啓発活動の充実

目標 I (1) ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-1	男女共同参画週間事業における啓発	男女共同参画の意識を高めるために、小中高生から標語キャッチフレーズを募集し、優秀作品を表彰します。(R3年度訂正)	6月に、小中高生からキャッチフレーズを募集し、12月の「ひとtoひとのフォーラム足利2020」(男女共同参画週間事業と同時開催)で表彰式を実施しました。 表彰：小学生の部、中学・高校生の部、各最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作6点 応募状況：小学生の部505点、中学・高校生の部1,567点(計2,072点)	A	人権・男女共同参画課
I-2	啓発講演会等の開催	女性団体連絡協議会との共催により、講演会等を開催します。 ・男女共同参画週間事業 ・出前講座	・男女共同参画週間事業 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から6月に実施を予定していた「男女共同参画週間事業」を12月開催の「ひとtoひとのフォーラム足利2020」と同時開催として実施した。 内容：映画上映会「パパはわるものチャンピオン」(参加者数102名) ・出前講座 2公民館において、男女共同参画に関する講座を実施しました。 10月 北郷公民館 受講者23名 12月 毛野公民館 受講者14名	A	人権・男女共同参画課
I-3	ひとtoひとのフォーラムの開催	男女共同参画社会の実現を目指し、講演会等を開催します。	12月に「ひとtoひとのフォーラム足利2020」を開催しました。 ・人権ポスター・書道・作文、男女共同参画キャッチフレーズの表彰式 ・映画上映「パパはわるものチャンピオン」	A	人権・男女共同参画課
I-4	男女共同参画推進条例の周知	講演会等において、概要版を配布し周知します。	条例の概要版を「ひとtoひとのフォーラム足利2020」で配布しました。	A	人権・男女共同参画課
I-5	男女共同参画基本計画の周知	講演会等において男女共同参画基本計画を配布し周知します。	基本計画の概要版を「ひとtoひとのフォーラム足利2020」で配布しました。	A	人権・男女共同参画課
I-6	子ども向け啓発パンフレットの配布	児童期から男女共同参画意識の醸成を図るため、市内の小学校5年生児童に読み物形式のパンフレットを配付します。	4月のキャッチフレーズの募集に併せて、小学校5年生児童に啓発冊子を配付し、啓発を推進しました。	A	人権・男女共同参画課
I-7	男女共同参画セミナーによる啓発	セミナー等により、男女共同参画に基づいた新しいライフスタイルのための意識づくりを図ります。 ・男性向け ・男女向け	・男女共同参画センターにおいて、11月～12月に、社会人を対象に、「食事と健康の話」(延93名参加)を開催しました。 ・同センターにおいて、2月に、社会人を対象に、「パパの子育て」(延27名参加)を開催しました。	A	人権・男女共同参画課
I-8	人権尊重の社会づくり条例の理念の啓発	あらゆる機会において、市民・団体等を対象に条例の理念の啓発を図ります。	市ホームページにおいて、人権に関する動画視聴ができるページを作成するなどにより、人権意識の啓発を図りました。	A	人権・男女共同参画課
I-9	人権についての啓発資料の配布	さまざまな人権問題を取り上げたリーフレット等を作成し配布します。	12月に人権推進広報紙「おもしろい」を全戸配布しました。	A	人権・男女共同参画課

ア 啓発活動の充実（続き）

目標 I (1) ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-10	人権に関する資料による啓発	同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の早期解決に向けた啓発資料を作成し、人権週間等に併せた啓発活動を行います。	人権月間には足利市のホームページに人権啓発記事を掲載しました。 12月の人権週間に合わせて、市内97か所（市民会館、市民プラザ、市内小中学校など）に作成したポスターを掲示し、啓発を行いました。 人権かみしばい「いきる のびる ちから」は関連イベントでの展示や関係団体への貸し出しを行いました。	A	生涯学習課
I-11	人権についての講演会の開催	市民一人ひとりが人権の大切さを認識するため、講演会を開催します。 ・人権問題講演会 ・出前講座	・人権啓発冊子の配布 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会に代えて、人権の各テーマについて記載されている冊子の人権に関わりの深い自治会長等に配布することにより、人権の大切さについて認識を深めました。 ・出前講座 3公民館において、人権啓発に関する講座を実施しました。 9月 三重公民館 受講者12名 10月 北郷公民館 受講者23名 12月 毛野公民館 受講者14名	A	人権・男女共同参画課
I-12	市役所内における啓発活動の充実	職員を対象とした研修や講演会に、男女共同参画の視点を取り入れます。 ・階層別研修 ・人権問題研修	階層別研修で講義を実施しました。	A	人事課
I-13	人権研修会の開催	市及び関係機関・団体等と連携して、人権に関する研修会を開催します。 ・人権問題学習会 ・幼保小中学校関係人権教育研修会 ・人権教育指導者養成講座	幼保小中学校人権教育研修会、人権教育指導者養成講座ともに新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。	N	生涯学習課

イ 情報提供の充実

目標 I (1) イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-14	情報紙「かけはし」の発行	女性のエンパワーメントや男性への意識啓発を進め、男女共同参画に向けた啓発と情報提供を行います。	10月、4月の年2回、市民意識調査の結果や、事業の結果報告等を掲載して発行し、全戸配布しました。	A	人権・男女共同参画課
I-15	ホームページによる情報提供	ホームページを充実し、タイムリーな情報を発信します。	基本計画の概要の他、ひとtoひとのフォーラムの案内や男女共同参画情報紙「かけはし」などの内容を発信しました。	A	人権・男女共同参画課
I-16	情報コーナーの充実	男女共同参画センターや生涯学習センターの情報コーナー及び市内公民館の男女共同参画コーナーにおいて、関係行政機関等からの案内や情報を提供します。	男女共同参画センターにおいて、国・県等から送付される啓発パンフレット等の各種啓発資料を提供しました。（人権・男女共同参画課） 各施設において、男女共同参画コーナーを設置し情報発信を行いました。（生涯学習課）	A	人権・男女共同参画課 生涯学習課

ウ 公衆に表示する情報への配慮

目標 I (1) ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-17	不適切な情報についての啓発	固定的な役割分担や人権侵害を助長するような表現がないよう啓発します。また、市の刊行物等の作成にあたり、必要に応じて相談に乗る体制を整えます。	相談体制を整えるとともに、職員研修において、市の刊行物を作成する際のチェック項目等を挙げ、男女共同参画の視点を取り入れ作成するよう啓発しました。	A	人権・男女共同参画課
I-18	環境浄化活動の推進	有害チラシの撤去を行います。	街頭補導開設日数 年間 96日 少年補導員人数 延 616人 有害チラシ撤去 0件 ※街頭補導時に公衆電話ボックス内などを調査したが、有害チラシは見当たらなかった。	A	生涯学習課（青少年センター）

(2)男女平等観に立った教育の推進

ア 幼児期からの性別にとらわれない教育の推進

目標 I (2) ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-19	保育士の研修の充実 (保育所(園)職員に対する意識の啓発)	職員が男女平等を含めた人権教育について、共通理解を深めるため研修を実施します。	新型コロナウイルス拡大防止の観点から、公立保育所、民間保育園関係者主任保育士を対象に人権研修会を実施。研修後、各施設にて研修報告会を実施し、情報共有を図る。 日時：令和2年9月14日(月)13時30分から15時30分 内容：「子どもの人権を考える」 講師：立正大学 社会福祉学部 子ども教育社会学科 教授 大竹 智氏 参加者：公立15人 民間12人 合計27人	A	こども課

イ 男女平等意識を育む学校における人権教育の推進

目標 I (2) イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-20	教職員の研修の充実と意識の高揚	男女平等観に立った意識の高揚を図るため、校内研修等を充実します。	各学校において人権に係る校内研修を実施し、教師の多様性の理解や意識の向上に努めました。	A	学校教育課
I-21	各教科指導	保健体育や理科(人体)、家庭科などの学習活動を通して、男女が互いに相手の立場と特性を理解し、認め合い、励まし合うことの大切さを指導します。	各学校が、教科のねらいを達成する中で、人権尊重に貫かれた男女平等の在り方や多様性の理解について指導しました。また、家庭、地域の人々や保育所(園)・幼稚園、認定こども園との連携を図りながら、特に中学校において、学校の実情に合わせて、育児についての学習を行いました。	A	学校教育課
I-22	道徳教育	誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平に接する態度を養います。	学校教育指導計画に、「道徳教育・情操教育の充実」を位置付け、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育む指導の工夫に努めるよう周知しました。また、指導主事が、道徳の授業を参観し指導助言することを通して教員の指導力向上を図りました。	A	学校教育課
I-23	特別活動等	学級活動、児童生徒会活動、クラブ活動(小学校)、学校行事など多様な集団での体験活動を通して、男女が互いに協力し合うこと、認め合うことの素晴らしさを指導します。	各学校において、多様な集団での体験活動から男女が互いに協力し合うこと、認め合うことの素晴らしさを指導しました。	A	学校教育課
I-24	総合的な学習の時間	体験的な学習や問題解決的な学習を展開する中で、男女平等の視点に立ち、互いの教え合いや学び合いの態度を育むようにします。	各学校において、体験的な学習や問題解決的な学習を展開する中で、男女平等の視点に立ち、互いに教え合ったり学び合ったりして、互いを尊重する態度を育みました。	A	学校教育課

ウ 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

目標 I (2) ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-25	家庭教育通信による啓発	子どもの年齢に合わせて家庭教育通信「父の力・母の力」を配付し、家庭教育についての情報の提供と啓発を行います。	家庭教育通信を小中学生がいる全ての家庭に配布し、家庭教育についての情報の提供と啓発を行いました。	A	生涯学習課
I-26	家庭教育懇談会の開催	地区ごとに実施委員会を組織し、家庭教育に関する自由な意見交換を行う懇談会を開催します。	家庭教育懇談会(名草・筑波・葉鹿)は、新型コロナウイルス感染症拡大のため令和2年度の実施は見送りました。	N	生涯学習課
I-27	学級・講座等の充実	公民館において学級・講座等を開設し、女性のライフスタイルに対応した知識・技能の習得や今日的課題等についての学習を行います。	全17公民館で女性学級を20学級を開催しました。 延べ受講者数 1,363名 新型コロナウイルス感染症対策のため上半期の実施を見送り、下半期から感染対策を取りながら実施できる内容の学級・講座を実施しました。	B	生涯学習課

ウ 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進（続き）

目標 I (2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-28	家庭教育学級の開設	公民館において家庭教育に関する学級を開設し、家庭の教育的機能を高めるとともに、受講者の交流を通して地域の連帯を深めます。 ・家庭教育学級 ・乳幼児学級 ・父親学級	・家庭教育学級 1学級 延べ受講者数115人 ・乳幼児学級 11学級 延べ受講者数1,160人 (Youtubeへの動画アップロード) 新型コロナウイルス感染症対策のため、従来通りの学級の実施は難しく、多くを中止したが、乳幼児学級では5本の動画を作成しYoutubeへアップロードし、受講生が自宅で視聴できる学級として実施しました。	B	生涯学習課
I-29	学校・家庭教育相談室	子どものいる親等や青少年を対象に、家庭生活や学校生活における悩みに対して主として電話による相談を実施します。	子育ての悩み、青少年の悩みを聞く電話相談、来所相談を実施。 ・開設日数 243日 ・総受理件数 57件 (親等より55件、青少年より2件) ・相談内容 人間関係、不登校、学校や進路等	A	教育研究所
I-30	家庭教育関係リーダーの養成	地域の子育てを支援するために、県教育委員会主催の家庭教育関係リーダー研修に受講者を推薦するとともに、各種団体及びリーダーの活動を支援します。	新型コロナウイルス感染症拡大により家庭教育懇談会の実施が見送りとなったため、家庭教育懇談会の分科会での進行を栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合足利支部へ依頼はありませんでした。研修会への案内は行いました。	C	生涯学習課

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

ア 女性のエンパワーメントの推進

目標 I (3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-31	足利市女性大学 (成人大学講座)	市民から企画運営委員を公募し、市民ニーズに対応した学習を企画し提供します。	10月から11月に助戸公民館において全3回の講座を実施しました。延べ受講者数 139名 新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施できる内容の講座を実施しました。	B	生涯学習課
I-32	男女共同参画センターの機能の充実	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画センターを活用して各種講座を開催し、女性団体等の活動、また、市民への啓発活動の拠点とします。	指定管理者と連絡を密にし、男女共同参画センターにおいて各種講座を開催し、また女性団体連絡協議会や市民などの活動の支援をしました。	A	人権・男女共同参画課
I-33	女性団体の育成・支援	女性の地位向上を目標に、女性団体の育成を一層推進し、組織の活性化を進めます。	女性団体連絡協議会に補助金を交付し、各種事業 (Tサロン、広報紙の発行等) の実施及び参加を支援しました。	A	人権・男女共同参画課
I-34	男女共同参画セミナー講座の開催	女性の社会参画を推進する上で、必要な技術や知識の習得と、男女共同参画への理解を深めるための学習機会を提供します。	・男女共同参画センターにおいて、11月～12月に、社会人を対象に、「食事と健康の話」(延93名参加)を開催しました。 ・同センターにおいて、2月に、社会人を対象に、「パパの子育て」(延27名参加)を開催しました。	A	人権・男女共同参画課
I-35	地域リーダーの養成	幅広い視野に立った地域リーダーを養成します。 ・とちぎウーマン応援塾への派遣	県主催の「とちぎウーマン応援塾」について、市広報紙「あしかがみ」で応募の呼びかけや、各分野で活躍している女性に情報提供をしましたが、参加申込はありませんでした。	B	人権・男女共同参画課

イ 審議会・自治会等への女性の参画促進

目標 I (3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-36	各種審議会等委員への女性の登用	足利市の各種審議会等における女性委員の登用率の上昇を図り、全庁を挙げて政策・方針決定の場での男女共同参画を進めます。 ・登用率調査の実施、登用状況の把握 ・委員会委員選任基準の見直しと設定 ・女性委員0の委員会へ女性委員登用の積極的な働きかけ、「女性委員0(ゼロ)の委員会等を0(ゼロ)にする」運動	3月に登用率調査を実施し登用状況の把握をしました。 委員数 1,588名中、女性委員 527名、登用率 33.2% 女性委員0の委員会へ女性委員登用の働きかけを実施しました。	A	人権・男女共同参画課

イ 審議会・自治会等への女性の参画促進 (続き)

目標 I (3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-37	自治会役員等への女性の参画促進	自治会長連絡協議会と連携し、自治会活動において男女共同参画の推進が図れるよう、女性役員の登用について協力を求めます。	女性自治会長は4名が務めています。この他、自治会、地域団体にも女性役員がいます。	A	市民生活課
I-38	人材の発掘・育成とリストの整備・活用	各種審議会・委員会等への女性委員を積極的に登用するために、新たな人材の発掘や育成を行い、的確な人材情報を提供します。	女性人材リスト登録者を整備し、計38名の登録となりました。	A	人権・男女共同参画課

ウ 市民意見の反映

目標 I (3)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
I-39	市長を囲む市政懇談会及びふれあいトーク	全市的、地域的な市民ニーズを把握し、市政に反映させます。	市政懇談会 ・11月25日に連合栃木わたらせ地域協議会と実施しました。 参加者数 18名(男18名女0名) ・3月22日に足利市女性団体連絡協議会と実施しました。 参加者数 28名(男0名女28名) ふれあいトークについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施予定しませんでした。	B	秘書広報課
I-40	市民企画セミナーの開設	男女共同参画に関するセミナーを、公募によりNPOなどの団体に委託し、開催します。	令和元年度廃止したため、令和2年度も実施なし	N	人権・男女共同参画課
I-41	足利市民の消費生活をまもる委員会の開催	足利市民の消費生活の安定と向上を図るために、市民各層からなる委員の意見・提言等の把握に努めます。	8月に委員会を開催しました。5名の委員が出席し、令和元年度実績及び令和2年度事業計画を説明し、相談状況や相談事例について紹介しました。	A	市民生活課
I-42	次世代育成支援対策推進法・足利市特定事業主行動計画に基づく研修の実施	足利市特定事業主行動計画～子育て応援プランに基づき、子育て支援に関する諸制度について職員に周知するため、研修を行います。 ・階層別研修 ・特別研修	・10月28日に中級職員を対象に研修を実施しました。 テーマ：「男女共同参画を考える」30名参加 ・7月1日に主査、副主幹、主幹の2年目の各職場の中心となる女性職員を対象とし、「女性リーダー研修」を実施しました。12名参加 ・市内企業等で働く女性を対象とした「女性活躍応援講座」に1名が参加しました。	A	人事課
I-43	女性の職業生活における活躍推進法・足利市特定事業主行動計画の推進	足利市特定事業主行動計画に基づき、女性の職業生活と家庭生活の両立に関し、計画を推進します。	・新たに、部長級に1人、参事級に1人、課長級に1人、課長補佐級に3人、主幹級に12人、副主幹級に7人の女性職員を昇任させました。管理監督職である副主幹級以上の職員における女性職員の割合は20.1%となりました。 ・7月1日に主査、副主幹、主幹の2年目の各職場の中心となる女性職員を対象とし、「女性リーダー研修」を実施しました。12名参加 ・市内企業等で働く女性を対象とした「女性活躍応援講座」に1名が参加しました。	A	人事課

基本目標 II □ワーク・ライフ・バランスで多様な生き方の選択が可能なまちづくり

(1) 働く場における男女平等の推進

ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発

目標 II (1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
II-1	他の機関と連携した総合調整機能の充実	労働の場における男女平等、男女共同参画問題について、各機関の情報を把握し、的確な指導が図れるよう、総合調整機能の充実を進めます。	県労働政策課、栃木労働局、ハローワーク等関係機関と連携し、総合調整機能の充実を図りました。	A	商業振興課

ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発（続き）

目標Ⅱ(1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-2	新規学卒者求人説明会における啓発	新規学卒者求人説明会の機会をとらえ、男女雇用機会の均等確保と女性雇用の啓発を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため新規学卒者求人説明会は中止でしたが、企業向け人権啓発等パンフレットの配布により、啓発を行いました。	A	商業振興課
Ⅱ-3	事業者への意識啓発	関係機関と連携を図り、男女雇用機会の均等確保と育児・介護休業制度等の啓発を行います。・企業向け人権啓発パンフレットの配布・あしかがみ等による啓発と周知	関係機関と連携を図り、企業向け人権啓発等パンフレットの配布等により、啓発を行いました。・企業向け人権啓発等パンフレットの配布（3000部作成） ・国、県の作成するポスター等の掲示並びにパンフレット等の設置。	A	商業振興課
Ⅱ-4	パートタイム労働法及び最低賃金制度の周知	多様な就業意識や就業実態を踏まえた適切な雇用管理を行うよう、パートタイム労働法の周知や最低賃金の周知をします。	ポスターの掲示、パンフレットの配布やホームページ・あしかがみへの掲載等で周知を図りました。	A	商業振興課
Ⅱ-5	勤労者福祉の向上と充実	勤労者の福利厚生事業を実施している（一財）両毛地区勤労福祉共済会（両毛メート）への加入促進を進めます。	あしかがみ等によるPR、事業所へのパンフレット送付等により加入促進を進めました。	A	商業振興課
Ⅱ-6	相談体制の充実	働く女性が抱える仕事や職場の悩みについて、関係機関と連携を図り、情報提供と相談体制を充実します。	毎週木曜日に「女性の生き方何でも相談」を実施しました。（人権・男女共同参画課） 毎月第4水曜日に「労務相談」を開催しました。また、毎月第3金曜日に「青少年の職業的自立を支援する相談会」を実施しました。（商業振興課）	A	人権・男女共同参画課 商業振興課

イ 職業能力開発と再就職支援

目標Ⅱ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-7	人材育成事業の推進と支援	女性の資質の向上のため、職業訓練や就業機会の拡大などに向けた人材育成事業を進めます。 ・あしかがみによる公共施設での訓練PR ・就職支援セミナー	公共職業訓練施設での訓練をあしかがみやホームページ等で周知しました。	A	商業振興課
Ⅱ-8	職業講座の開設	資格取得のための講座や職業技術の向上のための講座を開催します。 ・パソコン講座 ・調理師資格取得準備講座 ・商業簿記講座 ・ビジネススマナー講座等（令和3年度訂正）	・8月～10月に、男女共同参画センターにおいて、社会人を対象に、「日商簿記3級合格準備講座」（延114名）を開催しました。 ・10月～11月に、足利大学附属高校において、パソコン教室ワード基礎編（延227名）を開催しました。 ・3月に、男女共同参画センターにおいて、社会人を対象に、「再チャレンジ支援セミナー 話し方教室」（延42名）を開催しました。（人権・男女共同参画課） 関係機関が主催する講座等の周知を行いました。（商業振興課）	A	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-9	再就職に関する情報提供	関係機関と連携し、求人情報や女性労働者の再就職支援制度についての情報を提供します。 ・あしかがみ、ポスター等による周知 ・市民ホールにおける求人情報の提供 ・男女共同参画センターにおける求人情報の提供	男女共同参画センターにおいて、求人情報の提供をしました。（人権・男女共同参画課） 年間を通してハローワーク求人情報を市民ホールへ掲示し、児童家庭課へも情報提供しました。関係機関の主催する面接会、相談会等について、ホームページやあしかがみへの掲載、ポスターの掲示等を行いました。（商業振興課）	A	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-10	再就職支援セミナー	再就職を希望する社会人を対象に、職業技術を習得する機会を提供します。	3月に、男女共同参画センターにおいて、社会人を対象に、「再チャレンジ支援セミナー 話し方教室」（延42名参加）を開催しました。（人権・男女共同参画課） 就職支援セミナーを開催することができませんでしたが、公共職業訓練施設での訓練をあしかがみやホームページ等で周知しました。（商業振興課）	A	人権・男女共同参画課 商業振興課

ウ 農業における男女共同参画の推進

目標Ⅱ(1)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-11	農村女性活動推進事業	農業経営や方針決定の場などに、自らの意思で参画できるように、女性農業者等の能力向上のための研修会や先進地視察等を開催します。	2月に足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進事業農業技術研修会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止しました。	N	農政課
Ⅱ-12	とちぎ農業・農村男女共同参画ビジョンの実現を目指した活動の推進	男女がともに築く豊かで活力ある農村社会を実現するために、お互いの意識改革や女性が責任を持った主体的な社会参画、活動しやすい環境整備などを進めます。	H30年4月に策定した、第四次足利市農業・農村男女共同参画ビジョンを指針に、9月に足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進委員会を開催しました。	A	農政課
Ⅱ-13	家族経営協定締結の推進	締結を推進することにより、農林業に従事する女性について、適切な所得・労働時間を確保し、環境の整備を図ります。	認定農業者の個別指導会又は後継者の就農を契機に適切な環境で働くことができるよう家族協定の締結を推進しました。実績2件	A	農政課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進

ア 家庭におけるパートナーシップの促進

目標Ⅱ(2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-14	男女共同参画セミナーの開設	男女共同参画の視点から、家庭内におけるパートナーシップの推進のためのセミナーを開催します。	・11月～12月に、市民プラザにおいて、社会人を対象に、「食事と健康の話」(延93名参加)を開催しました。 ・2月に、市民プラザにおいて、社会人を対象に、「パパの子育て」(延27名参加)を開催しました。	A	人権・男女共同参画課
Ⅱ-15	生活技術講座の開設	男性の自立を図るため、家庭生活に関する講座を開設します。 ・男性料理教室	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止。	N	人権・男女共同参画課
Ⅱ-16	家族のふれあい講座の開設	家族のふれあいと、子育てへの男女共同参画を進めるための講座を開催します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止。	N	人権・男女共同参画課
Ⅱ-17	育児講座	各保育所等で、保護者を対象とした育児講座を開催します。	公立保育所 6ヶ所 民間保育園 5ヶ所 「親子交通安全指導」「年長児親子徒歩遠足」「育児相談会」等	B	こども課
Ⅱ-18	各学校における社会科、家庭科、技術・家庭科(男女共修)、「総合的な学習の時間」での指導	各学校における社会科等の中で、人権尊重に貫かれた男女平等の在り方を指導します。また、家庭、地域の人々や保育所(園)・幼稚園、認定こども園との連携を図りながら、育児についての体験的な学習を進めます。	各学校が、社会科等の教科のねらいを達成する中で、人権尊重に貫かれた男女平等の在り方を指導しました。また、家庭、地域の人々や保育所(園)・幼稚園、認定こども園との連携を図りながら、特に中学校において、学校の実情に合わせて、育児についての学習を進めました。	B	学校教育課

イ 地域活動における男女共同参画の促進

目標Ⅱ(2)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-19	地域自治組織の支援	身近な生活の課題解決を地域の人たちの協力で進められるよう、地域自治組織の強化及び活動を支援します。	市内全自治会長によって構成される自治会長連絡協議会に対し、支援・協力しました。	A	市民生活課
Ⅱ-20	ボランティア研修の実施	社会貢献活動の基礎となるNPOやボランティア活動への参加のきっかけをつくるため、講座を開催します。	2月にNPO・ボランティア講座の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となりました。	N	市民生活課

イ 地域活動における男女共同参画の促進（続き）

目標Ⅱ(2)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-21	学校ボランティアの募集・養成	市民が持つさまざまな体験や技術、学習の成果を生かして、子ども達の学習を支援する学校ボランティアを募集、登録します。また、県教育委員会と共催により研修会を開催し、ボランティアの養成と資質を向上します。	子供の学び応援隊出前授業（学校ボランティア出前市から事業名変更）は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。	N	生涯学習課
Ⅱ-22	公民館の利用促進	市民が学び集い、語り合える場として、公民館の利用を進めます。	公民館学級講座 74学級講座 延べ受講者数 5,748名 新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施できる内容の講座を実施しました。	B	生涯学習課
Ⅱ-23	趣味教養講座の開設	趣味教養を高め心にゆとりを持ち、豊かな生活を送るために、余暇を活用した講座を開設し、修生生のサークル化を促進します。	・2月～3月に、市民プラザにおいて、社会人を対象に、「書道教室」（延未定名参加）を開催しました。 （※3/31終了予定） ・令和2年度予定していた「香りの教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止としました。	B	人権・男女共同参画課
Ⅱ-24	サークル活動の支援	公民館のサークル活動を奨励・支援し、活動を通して市民の知識や技術を地域に還元できるようにします。	新型コロナウイルス感染症拡大のため新規のサークル化、公民館等で活動するサークルによる市民企画実践講座は実施されませんでした。	N	生涯学習課
Ⅱ-25	地域ふれあい事業	地域の子どもと大人の世代間の交流活動を通して、高齢者の持つ優れた知識や技術を地域に生かし、意欲的な社会参加を進めます。	2公民館（富田、梁田）2講座、延べ受講者数 169名 山前、名草、矢場川、久野、小俣の5館は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	C	生涯学習課
Ⅱ-26	ボランティアに関する学習の推進	公民館における学級・講座の中に、ボランティア活動に関する学習内容を取り入れるほか、ボランティアを充実させて活用します。	子供の学び応援隊出前授業（学校ボランティア出前市から事業名変更）は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。	N	生涯学習課
Ⅱ-27	地域指導者としての人材の発掘・育成	文化活動、ボランティア活動及び各種学習活動への市民の参加を進めるため、地域の指導者となる人材を発掘、育成していきます。また、能力を発揮する場の提供として、市民企画実践講座を実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大のため公民館等で活動するサークルによる市民企画実践講座は実施されませんでした。	N	生涯学習課

ウ 市民活動への支援体制の充実

目標Ⅱ(2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-28	指導者の育成	地域の指導者として積極的に行動できる市民となるよう、国、県等が主催する各種事業、学習講座へ人材を派遣します。 ・男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 ・日本女性会議	人材の派遣までは到らなかったが、地域推進員、女性人材リスト登録者等へ各種事業の情報提供をしました。	B	人権・男女共同参画課
Ⅱ-29	男女共同参画地域推進員の活動の支援	県が委嘱する栃木県男女共同参画地域推進員の活動の支援をします。	「とちぎ県民のつどい」、「とちぎウーマン応援塾2020」、「ひとtoひとのフォーラム足利2020」等の情報提供をしました。	A	人権・男女共同参画課
Ⅱ-30	ボランティア団体等の育成・支援	市民活動センターを運営し、NPOやボランティア団体の活動がしやすいよう支援します。	新型コロナウイルス感染症対策のため、休館になった期間もありましたが、市民活動に関する情報の収集・発信、各種団体等の企画展の開催などの活動が行われました。	A	市民生活課

ウ 市民活動への支援体制の充実（続き）

目標Ⅱ(2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-31	消費者リーダーの養成	地域における消費生活の指導者を育成するため、県で開催する養成講座に男女を問わず受講生を派遣します。 ・かしこい消費者講座	ホームページでの周知や、各消費者団体へ情報提供をしましたが、参加申込はありませんでした。	B	市民生活課
Ⅱ-32	消費者団体への支援	消費者団体の活動が円滑に進められるよう、学習機会の提供や最新情報の提供を行い、支援します。 ・足利市くらしの会 ・栃木県消費生活リーダー連絡協議会足利支部会	各消費者団体へ随時情報提供を行いました。	A	市民生活課

(3) 仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備

ア 子育て・介護サービス等の充実

目標Ⅱ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-33	民間保育園施設整備への助成	多様な保育需要に対応するため、民間保育園が行う施設・環境整備に対して支援を行います。	実施なし	N	こども課
Ⅱ-34	乳児保育・すこやか(発達支援)保育、特別支援教育の充実(令和2年度訂正)	乳児、発達支援が必要な児童の受け入れを円滑にし、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。	【0歳児・1歳児受入れ児童数】 公立保育所 143 人 民間保育園 364 人 認定こども園 115 人 【すこやか保育・特別支援教育受入れ児童数】 公立保育所 35 人 民間保育園 28 人 認定こども園・幼稚園 45 人	A	こども課
Ⅱ-35	延長保育の実施	保護者の労働時間による保育ニーズに応じられるよう、延長保育を実施し、仕事と子育ての両立支援を行います。	【延長保育受入れ児童数】 公立保育所 8408 人 民間保育園 17177 人 認定こども園 4208 人	A	こども課
Ⅱ-36	一時預かり事業の実施	保護者の就労や就学、育児疲れ等の理由により、一時的に保育を希望する保護者のニーズに応え、一時保育事業を進めます。	【利用延べ児童数】 公立保育所 679 人 民間保育園 802 人 認定こども園 940 人	B	こども課
Ⅱ-37	休日保育の実施	保護者の就労等により、日曜、祝日などの休日の保育ニーズに応えるため、休日保育を実施します。	両野保育園で実施 年間開設日数 68 日 利用延べ人数 298 人	B	こども課
Ⅱ-38	病児保育事業	病気やけがのために集団保育の困難な乳幼児及び小学校就学児童を一時的に施設において保育をすることで、仕事と子育ての両立を図れるよう支援します。	利用延べ児童数 41人 (小学生児童数再掲 5人)	A	こども課
Ⅱ-39	子育て支援総合ホームページの充実	施設、育児、健康、福祉、教育 などの子育て関連情報を集約したホームページの充実を図ります。	関係機関との連携をとりながら、一貫した情報提供ができる「いいとこだネット」を開設しています。	A	こども課

ア 子育て・介護サービス等の充実（続き）

目標Ⅱ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-40	家庭児童相談の実施	子どもの養育問題で困ったり、悩んでいる人からの相談に応じ、必要な助言や指導を行います。	令和2年度より子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童及び妊産婦の福祉に関する各種相談への対応を行いました。 相談受付件数 202件 相談指導回数 9,616回	A	児童家庭課
Ⅱ-41	ファミリーサポートセンターの推進	育児の手助けができる人と手助けが必要な人が会員となって、相互に援助し合う組織の活動を支援します。	育児の手助けができる人と手助けが必要な人が会員となって、相互に援助し合う組織の活動を支援しました。 ・会員数 543人 ・件数 472件	B	こども課
Ⅱ-42	日常生活用具給付等	在宅の高齢者やその家族のために、日常生活用具の給付を行います。 ・寝具乾燥事業 日常生活用具給付 ・紙おむつ券給付	在宅高齢者やその家族のために、日常生活用具（品）の給付や貸与を行いました。 ・寝具乾燥事業268枚、リース 3枚 ・日常生活用具（品）給付（3種類）3台（IH2名、補聴器1名） ・紙おむつ券給付 1,628人	A	元気高齢課
Ⅱ-43	老人ホームの入所措置	65歳以上で環境上の理由や経済的理由などにより、家庭での生活が困難な方の養護老人ホームへの入所措置を行います。	65歳以上で環境上の理由や経済的理由などにより、家庭での生活が困難な方の養護老人ホームへの入所措置を行いました。 ・年間延720名	A	元気高齢課
Ⅱ-44	介護保険サービスの推進	介護が必要な高齢者に住み慣れた自宅で、本人の希望を尊重し、安心して生活を送れるよう、在宅サービスを提供することが困難な高齢者に施設サービスを提供します。	足利市ゴールドプラン21（第7期計画）に基づき、公募による施設整備を令和元年度に実施し、令和2年4月に開所しました。 ①特別養護老人ホーム 50床×1か所=50床（開所済） ②グループホーム 18床（開所済）	A	元気高齢課
Ⅱ-45	介護慰労金の支給	在宅で要介護3以上の高齢者を常時介護している人に対し、慰労金を支給します。	65歳以上で在宅の要介護3以上の認定を受けた高齢者を継続して介護している家族に対し介護慰労金を支給しました。 ・支給者 499名	A	元気高齢課

ア 子育て・介護サービス等の充実（続き）

目標Ⅱ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-46	家族介護者褒賞制度	65歳以上のねたきりまたは認知症の高齢者の介護を、在宅でおおむね3年以上している家族の方を褒賞します。	65歳以上で在宅の寝たきり、または認知症の高齢者をおおむね3年以上介護している者に対し家族介護者褒賞を支給しました。 ・支給者 21名	A	元気高齢課

イ 地域における子育て・介護支援

目標Ⅱ(3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-47	放課後児童健全育成事業の推進	保護者の就労等により、放課後児童の養育が困難な家庭の児童を預かる放課後児童クラブの開設と支援をします。	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を予定していた職員研修会が中止となりました。	N	児童家庭課
Ⅱ-48	こども館活動の推進	市内4か所にあるこども館の活動を充実させ、その利用を推進します。	【利用延べ人数】 山川こども館 9482人 梁田こども館 7388人 八幡こども館 10227人 にしこども館 7505人 合計 34602人	B	こども課
Ⅱ-49	児童遊園の整備事業	自治会が設置する児童遊園の遊具等の改修及び修理費用の一部を補助します。	自治会が管理する老朽化した遊具等の撤去について補助金を支給しました。市で管理する公園について、老朽化した遊具等の撤去を行いました。	A	児童家庭課
Ⅱ-50	地域活動クラブの運営支援	こども館を拠点として活動を行っている地域活動クラブの運営を支援します。	地域活動クラブ4ヶ所に補助金を交付し、運営を支援。 1クラブ 80,000円×4ヶ所=320,000円	A	こども課

イ 地域における子育て・介護支援（続き）

目標Ⅱ(3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅱ-51	子育て相談	各保育施設において、子育ての不安や悩みの相談を行うとともに、人権や個人の尊厳に配慮したアドバイスを行います。	各施設において、相談しやすい環境づくりを心がけました。 【子育て相談受付状況】 公立保育所 1055 件 子育て支援センター（3か所） 民間保育園 969 件 2251 件 認定こども園 1571 件 こども館(5館) 956 件 幼稚園 107 件	A	こども課
Ⅱ-52	子育て支援拠点事業の実施	地域における子育て支援を行うため、子育て支援センター等の環境整備を行います。	【子育てサロン利用状況】 開設日数 利用人数 さいこう子育て支援センター 236 日 9549 人 やまがわ子育て支援センター 242 日 6010 人 にし子育て支援センター 242 日 2696 人 梁田こども館ふれあい広場 147 日 840 人 しゃんしゃん広場 181 日 3056 人 おひさま 142 日 674 人 八幡こども館 124 日 636 人 にしこども館 132 日 760 人	A	こども課
Ⅱ-53	地域包括支援センター運営事業	ひとり暮らしの方や在宅でねたきり等の高齢者及びその家族の介護に関する総合的な相談と、その利用者の希望に沿った生活ができるよう支援を行います。	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援を行いました。 ・地域包括支援センター 7か所	A	元気高齢課

基本目標Ⅲ 男女(だれも)が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり

(1)生涯を通じた男女の健康支援

ア 性に関する正しい認識と理解に関する教育・啓発

目標Ⅲ(1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-1	思春期講座	小・中学校と連携を図り、授業の一環として自己の性を受容し、自分を大切にすることを学び、性にかかわる自己決定能力を獲得する場を設けます。	市内の小学校17校、中学校10校で実施 参加者：児童・生徒及び保護者等 2,227人	A	健康増進課
Ⅲ-2	性に関する学習	男女の性の発達について理解させるとともに、生命を尊重する意識の育成を進めます。	学校教育指導計画に体育指導の充実と保健・安全指導の徹底を位置付け、「性に関する指導」の実施及び生命尊重の意識の育成に努めるよう周知しました。	A	学校教育課
Ⅲ-3	性に関する授業研究への指導援助	体育・保健体育や学級活動などにおける性に関する指導法の改善を図るため、学校訪問や指導資料等の情報提供を行います。	教師が多様性を認め合い、自分らしさを大切にできるような学級経営を通して、体育・保健体育、家庭科、理科、学級活動等において、性に関する指導の実施及び生命尊重の意識の育成に努めるよう周知しました。	B	学校教育課
Ⅲ-4	エイズに関する指導の充実	発達段階に応じたエイズに関する指導資料の活用をします。	各学校が、体育・保健体育や学級活動などにおいて、病気の予防の一環として「エイズに関する指導」を行いました。	A	学校教育課

イ 年代に応じた男女の健康の支援

目標Ⅲ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-5	各年代に応じた健康づくり	各年代に応じた健康づくりを生涯にわたり一貫して推進するための事業を実施します。 ・成人の健康教育、健康相談 ・妊産婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・親子歯科健診 ・40歳未満の健幸づくり教室	・成人の健康教育、健康相談 ・妊産婦健康診査 9,271件 ・乳幼児健康診査 2,075人 ・親子歯科健診 コロナのため中止 ・40歳未満の健幸づくり教室 実施回数3回 参加人数75人	A	健康増進課

イ 年代に応じた男女の健康の支援（続き）

目標Ⅲ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-6	特定健康診査	生活習慣病(心臓病、脳卒中、糖尿病等)の原因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した検診で、早期にメタボリックシンドローム及びその予備群の人を見つけることを目的とし、足利市国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象として、集団及び個別検診を実施します。	集団検診 (8~12月実施) おりひめ検診(国保日) 16回 991人 臨時セット検診 5回 241人 (おりひめ検診6,7月中止分の代替検診) 公民館検診 5回 197人 個別検診 (6~12月実施) 指定医療機関 59か所 人 (健康増進課、保険年金課)	B	健康増進課 保険年金課
Ⅲ-7	各種がん検診	早期発見、早期治療を図るため、市内巡回などによる集団検診と個人が医院に行く個別検診を実施します。	集団検診 ・公民館検診 8月~2月実施 計20回 受診者 1,466人 ・女性のがん集団検診8月~2月実施 計10回 受診者 956人 個別検診 6月~2月実施 延べ31,832人 内訳胃がん2,899人・肺がん6,688人・大腸がん8,804人 乳がん7,587人・子宮頸がん 5,854人	B	健康増進課
Ⅲ-8	おりひめ検診	定期的に健康診査や各種がん検診等を受けることにより、自分の健康状態を把握するため、保健センターにおいて集団による検診を実施します。	集団検診として8~1月にかけて全25回実施 (新型コロナウイルス感染拡大により6~7月中止) 受診実人員1,572人	B	健康増進課
Ⅲ-9	歯周疾患検診	いつまでも自分の歯で楽しい食生活が送れるよう、生活習慣病(糖尿病等)や歯の喪失の原因となる歯周病等を予防するため実施します。	個別検診実施(集団検診は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止) 受診実人員417人	B	健康増進課
Ⅲ-10	こども医療費助成	こどもの医療費の一部負担金を助成します。	医療費を助成しました。 申請件数200,389件	A	児童家庭課
Ⅲ-11	妊産婦医療費助成	妊産婦の医療費の一部負担金を助成します。	医療費を助成しました。 申請件数4,487件	A	児童家庭課
Ⅲ-12	健康に関する学習機会の提供	心身の健康をテーマとした学習機会を提供し、健康に関する市民の意識を高めます。	公民館学級講座にて、新型コロナ感染症対策を取りながら実施できる内容で健康に関する様々な講話や運動等の学習を実施しました。	B	生涯学習課
Ⅲ-13	児童期・思春期における健康教育・健康診断	児童生徒の発育発達や疾患異常を把握し、必要に応じて治療の指導や健康相談を行ったり、自らの健康状態の把握により、健康の保持増進に対する意欲を向上させ、健康な生活を送るための能力や態度を養うなど健康教育の一環として実施します。	各学校において、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に行った上で6月から3月にかけて、身長や体重等の計測による成長の様子の把握をはじめ、内科(運動器や結核)・眼科・歯科・耳鼻咽喉科の校医による検診を実施しました。また、各学校において、教材を工夫して、運動を推奨する取組を図っていました。中学校の新学習指導要領に、がんの内容が盛り込まれたことを受け、がん教育を行いました。	A	学校教育課
Ⅲ-14	スポーツ教室の開催	生涯スポーツを念頭に、各年齢層に応じる多様なスポーツニーズをとらえたスポーツ教室を開催します。	年間を通じて計241回を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により89回の開催、延1,489名の参加となりました。	C	市民スポーツ課
Ⅲ-15	スポーツ相談事業	体力測定を行い専門指導による個々の体力に合わせた運動指導を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。	N	市民スポーツ課

イ 年代に応じた男女の健康の支援（続き）

目標Ⅲ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-16	総合型地域スポーツクラブの育成事業	地域スポーツ活動の主体である体育協会支部組織を核として、地域住民が中心となり運営するスポーツクラブを育成します。	12月に本市で開催予定であった「安足地区総合型SCフェスタ」や、各総合型地域スポーツクラブでの活動等、多くの事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。	C	市民スポーツ課
Ⅲ-17	学校開放の推進	学校教育施設(小中学校、校庭)という地域に密接した施設を、学校教育活動に支障のない範囲で市民に開放します。	身近な運動施設として、学校施設の有効利用を図るため、開放を行いました。令和2年度は体育館夜間開放事業33校38施設193チーム、校庭夜間開放事業17校17施設62チーム、合計4,714人が登録し、積極的に活動しました。	A	市民スポーツ課

(2)誰もが安心して暮らせる環境の整備

ア 高齢者の生活の安定と自立の支援

目標Ⅲ(2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-18	ゴールドプラン21の推進	「ゴールドプラン21(足利老人福祉計画・足利介護保険事業計画)」に基づき、各種施策を進めます。	足利市ゴールドプラン21(第7期計画)に基づき、各種施策を進めました。	A	元気高齢課
Ⅲ-19	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし世帯等に緊急通報装置を貸与し、通報により協力員や消防への連絡を行います。	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与し、通報により協力員や消防への連絡を行いました。 設置世帯数 895世帯 通報件数 延 326件 (救急車出動 44件) 協力員へ連絡 99件 相談 138件 (元気高齢課、通信指令課)	A	元気高齢課 通信指令課
Ⅲ-20	介護予防・自立支援事業の充実	高齢者に対して、要介護状態にならないためのサービス及び自立のためのサービスを実施します。	要支援1,2の方及び総合事業対象者への介護予防サービスを実施しました。 要支援1、2 2,392名 総合事業対象者 461名 ひとり暮らし高齢者等に対して、自立のためのサービスを実施しました。 短期入所事業 703日	A	元気高齢課
Ⅲ-21	高齢者暮らしのお手伝い事業	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者等の自立と生活の質を維持します。	在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、簡易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者等の自立と生活の質の確保を行いました。 延 741回	A	元気高齢課
Ⅲ-22	老人福祉センターの充実	高齢者のために各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーション活動の場を提供するため、市内4か所ある老人福祉センター事業を充実します。	高齢者のために各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーション活動を行うため、市内に4か所ある老人福祉センターを充実しました。 ・4 幸楽荘入場者 54,192名	B	元気高齢課
Ⅲ-23	老人クラブ活動の充実	高齢者が仲間と一緒に社会奉仕活動や趣味・レクリエーション・健康増進などを行うために、老人クラブ活動を充実します。	高齢者が仲間といっしょに社会奉仕活動や趣味・レクリエーション・健康増進などを行うために、老人クラブを充実しました。 ・クラブ数 146クラブ ・会員数 6,441人	A	元気高齢課
Ⅲ-24	ふれあいサロンの設置促進	高齢者が閉じこもることなく、近隣とのふれあいの中で、生きがいを持って生活が送れるよう憩いの場の設置を進めます。	高齢者が閉じこもることなく、近隣とのふれあいの中で、生きがいを持って生活が送れるよう憩いの場の設置を進めました。 ・新規開設サロン1か所	B	元気高齢課

ア 高齢者の生活の安定と自立の支援（続き）

目標Ⅲ(2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-25	世代間交流事業	保育所（園）の児童と老人クラブ員等との交流を通し、情操を豊かにし敬老の気持ちを育てます。また、高齢者は、子ども達と触れ合うことにより、生きがいを見つけるきっかけにつながっていきます。公立保育所・民間保育園で実施。	公立保育所 11ヶ所 児童 2135 人 参加者 274 人 民間保育園 10ヶ所 児童 2761 人 参加者 2061 人 【内容】 夏祭り ふれあい運動会 ふれあい発表会 ふれあいじゃがいも植え	A	こども課
Ⅲ-26	高齢者学級の開設	一般教養、健康及び地域活動など、心豊かな生活や生きがいの追求に関する学習を各公民館で行います。	全17公民館で高齢者学級を18学級開催しました。 延べ受講者数 1,238名 新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施できる内容の学級・講座を実施しました。	B	生涯学習課
Ⅲ-27	高齢者元気アップトレーニング事業の推進	高齢者に対する運動教室を開催し、要介護状態にならないよう予防します。	高齢者に対する運動教室を開催し、要介護状態にならないよう予防を図りました。 ・元気アップ教室3教室 延回数30回 延参加者数656名 ・地域元気アップ教室 0自治会 延回数 0回 延参加者数 0名 ・新規自主サークル 2サークル22名	C	元気高齢課
Ⅲ-28	中高年スポーツ教室の開催	中高年を対象としたスポーツ教室を開催し、中高年世代の健康増進を図ります。	6～7月に65歳以上を対象に「足・腰元気スマイル体操」を6回実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	N	市民スポーツ課

イ ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援

目標Ⅲ(2)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-29	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の斡旋	ひとり親家庭、寡婦に対し、県が行う就学支度資金、事業開始資金などの貸付金の斡旋を行います。	県が行う就学支度資金などの貸付金のあっせんを行っています。 貸付申請受付件数 2件	A	児童家庭課
Ⅲ-30	ひとり親家庭等の雇用促進	ひとり親家庭等に対して、求人情報の提供や就業相談を行います。	ひとり親家庭等に対して、求人情報の提供や就業相談を行いました。 就職相談延べ件数 50件	A	児童家庭課
Ⅲ-31	母子寡婦福祉連合会への支援	母子寡婦福祉連合会が実施する事業に協力するとともに、組織力の向上を支援します。	令和2年度に実施された交流事業に対し補助金を交付しました。 交付額 89,851円	A	児童家庭課
Ⅲ-32	ひとり親家庭等の相談事業（母子・父子福祉協力員）	各地区に、母子・父子福祉協力員を置き、身近な相談相手として、日常生活等の相談に応じます。	令和元年度から事業廃止	N	児童家庭課
Ⅲ-33	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の医療費の一部負担金を助成します。	医療費を助成しました。 申請件数14,937件	A	児童家庭課

ウ 障がいのある人の生活の安定と自立の支援

目標Ⅲ(2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-34	障害福祉計画の策定・推進	障害者総合支援法に基づいて、障害福祉計画を策定し実施します。	本年度、障害福祉関係団体等より選出した委員で構成する障害者計画等策定委員会を設置、3回の会議を実施して「あしかがし障がい児者福祉プラン（第6期計画）」を策定しました。	A	障がい福祉課

ウ 障がいのある人の生活の安定と自立の支援（続き）

目標Ⅲ(2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-35	障害福祉サービス等の利用推進	障がい者（児）の放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の利用推進を図ります。	障がい福祉課窓口や障がい者基幹相談支援センター、その他広報紙やホームページ等で事業の周知を行いました。	A	障がい福祉課
Ⅲ-36	あおぞら青年学級の開設	心身に障がいをもつ青年を対象とした青年学級の開設に併せて、学級運営のボランティアを募集し、障がい者の理解を進めながら、ともに活動する機会を提供します。	6月～翌年3月の間に助戸公民館で全10回の講座を実施しました。 延べ受講者数 150名	A	生涯学習課
Ⅲ-37	重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者の医療費の一部負担金を助成します。	随時、助成申請のあった医療費について、内容を確認し、助成しました。	A	障がい福祉課

エ 在住外国人への支援

目標Ⅲ(2)エ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-38	市民サービス体制の充実	多言語によるホームページや多言語対応パンフレットなど、外国人が理解しやすい生活情報やイベント等の情報を提供するとともに、ニーズの把握に努めます。	毎月2回、多言語版あしかがみ（要約版）を配布及び市ホームページに掲載しました。 （英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語／約1,400部） 4月に、市民生活ガイドブック（多言語版）を更新し、市ホームページに掲載しました。（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語）	A	市民生活課
Ⅲ-39	外国人相談の実施	本市在住の外国人が日常生活を送っていく上での各種生活相談等に対応するため、外国人相談事業を行います。	毎月第2水曜日に、外国人のための在留資格相談を開催しました。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月と2月の相談は中止となりました。 相談件数：9件	A	市民生活課
Ⅲ-40	通訳ボランティアの募集・活用	市民から通訳ボランティアを募集し、本市を訪問したり、在住している外国人に対して「ことばのサービス」を行います。	足利市ボランティア通訳人材バンクを運営しました。 登録者41名、登録言語14言語、依頼6件、活動実績3件	A	市民生活課
Ⅲ-41	外国人のための日本語講座の開設	日本語講座を開設し、日本語の習得と日本の文化を学び交流を深めます。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の日本語講座は中止となりました。	N	市民生活課

オ 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援

目標Ⅲ(2)オ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-42	消費生活展の開催	消費者団体、業界、行政が一体となって、最新の消費情報を市民に提供し、男女を問わず市民全体に消費者意識を高めます。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020消費生活展は中止となりました。	N	市民生活課
Ⅲ-43	消費生活情報の提供	地域の中で、男性も女性も自立した消費者として生活できるよう、情報紙等を通して啓発を図ります。 ・「あしかがみ」掲載 ・わたらせTVによる啓発	「あしかがみ」や市ホームページ、消費生活センター内展示コーナー、商業施設の電光掲示板において最新情報の提供や啓発に努めました。 消費生活展中止により、わたらせTVでの周知なし	B	市民生活課
Ⅲ-44	消費生活講座	賢い消費者となるよう啓発講座等を開催し、消費生活における自己管理能力を高めます。	出前講座を14回実施、238名が受講しました。	A	市民生活課

オ 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援（続き）

目標Ⅲ(2)オ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅲ-45	「消費者月間」事業	市民全体に消費者意識の啓発を図るため、消費者月間に合わせ街頭啓発を実施します。	「あしかがみ」や市ホームページ、市民ホールのモニター、商業施設電光掲示板において啓発を実施しました。	B	市民生活課
Ⅲ-46	自主防災組織の育成	「自分たちのまちは、自分たちで守る」の意識のもと、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援します。 ・防災訓練の実施 ・防災リーダー研修会 ・防災講話等の実施	・防災訓練 感染症まん延防止のため実施なし ・防災リーダー研修会 感染症まん延防止のため実施なし ・防災講話等を実施しました。	C	危機管理課
Ⅲ-47	住民に対する応急手当普及啓発活動	住民に対して応急手当に関する正しい知識と技術の習得を図るため講習会を開催します。 ・普通救命講習 ・応急手当講習	新型コロナウイルスの影響により未実施。	N	警防指揮課 中央消防署 河南消防署
Ⅲ-48	避難行動要支援者名簿の整備	災害発生時に、要介護者や障がい者等の避難行動要支援者についての支援、安否確認等、生命又は身体を保護するために避難行動要支援者名簿の整備を行います。	新規該当者へ制度を周知するとともに、避難行動要支援者名簿既登録者（一部）の更新作業を行った上で、避難時協力者（民生委員・児童委員、自治会、警察、消防、社協）へ配布しました。	A	社会福祉課
Ⅲ-49	福祉避難所の設置体制の整備	災害時、高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して生活ができる福祉避難所の設置体制の整備を行います。	・福祉避難所特有の必要物資の一部を、37か所の指定避難所に配置しました。 ・指定避難所内に、要配慮者用のスペースを整備しました。 ・西宮林野火災において、3か所の指定避難所を開設し、保健師等の要配慮者のケアができる職員を配置しました。（社会福祉課） 令和2年度に緊急地区隊の運用を見直し、各指定避難所に2名の福祉避難所担当職員を配置したほか、避難所の建物の中の避難スペースについてゾーニングを行いました。また、間仕切りやベッド、救護物品等を配備しました。（危機管理課）	A	社会福祉課 危機管理課

基本目標Ⅳ DV(配偶者等からの暴力)の根絶と被害者を守るまちづくり

(1)暴力を許さない社会づくり

ア 市民への啓発・広報の充実

目標Ⅳ(1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
Ⅳ-1	女性に対する暴力をなくす運動週間等における意識啓発	女性に対する暴力をなくす運動、男女共同参画週間、人権週間等において、DVについての啓発を強化します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、街頭啓発は中止しました。代わりに男女共同参画センター内でチラシ配架、ポスター掲示をし、周知・啓発をしました。	A	人権・男女共同参画課
Ⅳ-2	講演会等による意識啓発	ひととひとのフォーラムや人権問題研修等の講演会において、DV防止の啓発を進めます。	12月の「ひととひとのフォーラム足利2020」において、「女性の生き方何でも相談」のパンフレット、DV防止啓発物品（メモ帳）を配布しました。	A	人権・男女共同参画課
Ⅳ-3	セクハラ防止等の啓発	パンフレットの配布等により意識啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布や企業訪問により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成）（商業振興課） チラシをカウンターに配架、ポスターを館内掲示して意識啓発を行いました。（人権・男女共同参画課）	A	商業振興課 人権・男女共同参画課

イ 市職員に対する研修の充実

目標IV(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-4	市職員に対する研修の充実	市職員にDVに対する正しい理解のための研修を行うほか、被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口の職員に対しては、二次被害の防止と適切な対応をするために、他機関の研修に派遣を行います。	栃木県とちぎ男女共同参画センターが主催する、配偶者からの暴力の被害者である女性の保護等に関する研修会へ職員1名を派遣しました。	A	人事課

(2)被害者の相談・支援体制の充実

ア 相談体制の充実

目標IV(2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-5	女性のための相談体制の充実	女性のための相談について、関係各課が連携を図り、助言等を行います。	相談内容に応じ、関係機関、関係課に連絡し、情報共有及び助言等を行いました。(人権・男女共同参画課) 家庭内や夫婦間の問題等について、関係各課で連携をとり、相談体制の充実を図りました。(市民生活課) 女性のための相談実施機関との連携会議を実施し、情報共有と意見交換を図りました。(児童家庭課)	A	人権・男女共同参画課 市民生活課 児童家庭課
IV-6	相談員の資質の向上	被害者に対する相談と適切な助言を行うため、専門研修を受講するなど、相談員の資質を向上します。	相談員に、研修会及び関連資料の情報提供を行いました。(人権・男女共同参画課、市民生活課) 県の婦人保護業務関係職員研修会へ参加 2回(延べ参加者数2名/ほか書面による研修1回) 栃木県婦人相談員連絡協議会定例会・研修会に参加 3回(延べ参加者数 3名/ほか書面による研修 1回) (児童家庭課)	A	人権・男女共同参画課 市民生活課 児童家庭課
IV-7	法律相談の実施	被害者に対する法律相談を実施します。	法律相談が必要な案件は、随時、民間法律相談所等を紹介しました。(人権・男女共同参画課) 弁護士相談が必要な方には、毎月4回実施している無料弁護士相談を案内しました。(市民生活課) 離婚や親権に関わる相談など、専門的な知識を必要とする内容について増加しており、無料弁護士相談や法テラスの利用を勧めました。(児童家庭課)	A	人権・男女共同参画課 市民生活課 児童家庭課
IV-8	休日・夜間の緊急相談への対応	休日・夜間の緊急相談に対応するため、県をはじめ、関係機関との緊急連絡体制をつくります。	休日・夜間の緊急時対応を行った警察等と、その後の被害者の自立支援を行うための連携体制について検討しました。	A	児童家庭課
IV-9	DV被害者相談シートの作成	相談や手続きの速やかな対応と相談者の二次被害の防止を図るため、DV被害者相談シートを作成し対応します。	「女性の生き方でも相談受付表」を用いて、シートを作成しました。(人権・男女共同参画課) 速やかに相談に対応できるよう、データで相談記録を一元管理しました。(児童家庭課)	A	人権・男女共同参画課 児童家庭課

イ 早期発見への体制づくり

目標IV(2)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-10	対応マニュアル周知	被害者に接する可能性のある関係機関向けの実践的な対応マニュアルを周知します。	相談員等に対応マニュアルの周知をしました。(人権・男女共同参画課、児童家庭課)	A	人権・男女共同参画課 児童家庭課
IV-11	児童虐待とDV被害への対応	児童虐待の背後にあるDV被害に気づき、被害者の保護とそれに伴う子どもへの対応について関係機関の連携を強化します。	令和2年度より子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童及び妊産婦の福祉に関する各種相談への対応を行いました。 相談受付件数 202件 相談指導回数 9,616回	A	児童家庭課

イ 早期発見への体制づくり（続き）

目標IV(2)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-12	被害者を孤立させない地域社会づくり	広く市民に通報先や相談機関について周知を徹底し、被害者への理解、孤立させない地域社会づくりのための啓発を行います。	相談連絡先を記載された啓発物品を男女共同参画センター2階に配架及びポスター掲示をして周知啓発しました（人権・男女共同参画課） 11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」中に相談連絡先を記載した配布物（カード）により周知を図りました。（児童家庭課）	A	人権・男女共同参画課 児童家庭課

ウ 被害者に対する情報提供及び自立支援体制の充実

目標IV(2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-13	相談窓口と関係課の連携	被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、相談窓口と関係課との連携を図ります。	担当課と情報交換会を行い、連携を円滑にとれるよう情報共有を行いました。（人権・男女共同参画課） 担当課と情報交換、情報共有を行い、連携を図りました。（児童家庭課）	A	人権・男女共同参画課 児童家庭課
IV-14	子どもの接近禁止命令が発せられた際の対応	子ども接近禁止命令が発せられた場合等、学校や幼稚園、保育所(園)等において、適切な対応が行われるよう制度と対応について周知します。	子に関する接近禁止命令の実績はありませんでしたが、必要に応じ、学校や幼稚園、保育所(園)など、関係機関に速やかに連絡をとり、適切な対応が行われるよう対応しています。	A	児童家庭課
IV-15	自立支援に向けて関係課の調整	被害者の自立支援については多くの課が関係しており、一元的に対応するため、庁内関係課の調整を行います。	個々の事例の必要性に応じて、公営住宅や老人福祉、障がい者福祉等の所管課と連絡調整を図りました。	A	児童家庭課

(3) 関係機関・団体等との連携

ア 民間団体への支援と連携強化

目標IV(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-16	民間団体への支援	被害者の相談と一時保護を行う民間団体に対し、支援内容を検討します。	(社) 被害者支援センターとちぎに負担金を支出し支援しました。	A	市民生活課

イ 関係施設との連携強化

目標IV(3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-17	母子、高齢者、障がい者施設との連携	一時保護退所後も施設における支援が必要な母子については、母子生活支援施設への入所について連携を強化します。被害者が高齢者、障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が柔軟に行われるよう連携します。	事案が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図りました。（やむを得ない事由による措置入所等）（元気高齢課、障がい福祉課） 支援が必要な母子について、母子生活支援施設に入所をさせるとともに、施設担当者と密接に連携を図り、被害者の生活安定に向けた支援を行いました。入所世帯 延べ 3世帯（母子延べ 11名）（児童家庭課）	A	元気高齢課 障がい福祉課 児童家庭課

ウ 県・他市町村との連携強化

目標IV(3)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和2年度実施状況	評価	担当課
IV-18	県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	緊急性のある被害者には迅速かつ適切な対応が必要な事から、県の配偶者暴力相談支援センターと被害を支援するために、密接な連携をします。	複合的な課題がある相談者に対し、早急に連携を行い、一時保護につなぐなど、適切な支援を行いました。	A	児童家庭課
IV-19	他市町村との連携	被害者に対し適切な対応ができるよう、他市町村等の関係機関と連携します。	市外に避難する被害者については、転出先の市町村担当者に情報提供をし、市外からの転入者については当該市町村担当者から情報提供を受け、切れ目のない支援を適切に行いました。	A	児童家庭課

計画が目指す数値目標の推移(実績値)

(1) 男女(だれも)が対等なパートナーとして尊重し合い参画できるまちづくり

No	施策の方向	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値 令和2年度	担当課
1	男女の人権を認め合う意識の高揚	来場者アンケート対象者に占める男性の割合(男女共同参画週間事業)	15%	18.9%	22.7%	22.9%	19.5%	19.0%	29.6%	30%	人権・男女共同参画課
2	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	女性人材リスト登録者数	34人	34人	34人	35人	35人	35人	38人	40人	人権・男女共同参画課
3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	各種審議会等における女性の登用率	34.2%	34.1%	32.7%	33.3%	33.1%	33.5%	33.1%	40%	人権・男女共同参画課
4	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	足利市役所の女性管理監督職の割合	17.4% 18.1%	17.4%	18.5%	19.8%	20.3%	21.0%	20.1%	19.6% 23.7%	人事課

※No4「足利市役所の女性管理監督職の割合」について

- ・基準日の見直しを行い、基準値(H26年度)を17.4%から18.1%に修正しました。(H29修正)
- ・目標値の見直しを行い、目標値(R2年度)を19.6%から23.7%に修正しました。(H30修正)

(2) ワーク・ライフ・バランスで多様な生き方の選択が可能なまちづくり

No	施策の方向	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値 令和2年度	担当課
1	働く場における男女平等の推進	家族経営協定締結数	94人	97人	105人	108人	110人	114人	116人	109人	農政課
2	働く場における男女平等の推進	市民意識調査で職場の人事配置や昇進で「平等、ある程度平等」と回答した者の割合	44.1%	-	-	-	-	46.9%	-	50%	人権・男女共同参画課
3	仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備	ファミリーサポートセンター利用者の延人数	1,389人	901人	769人	588人	944人	725人	543人	1,500人	こども課
4	仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備	地域包括支援センターの数	6か所	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	元気高齢課

(3) 男女(だれも)が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり

No	施策の方向	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値 令和2年度	担当課
1	生涯を通じた男女の健康支援	思春期講座を実施する小・中学校の割合	50%	57.6%	73.5%	72.7%	85.3%	94.1%	79.4%	60%	健康増進課
2	生涯を通じた男女の健康支援	特定健康診査受診率	40% 31.7%	31.8%	34.0%	34.6%	33.7%	31.3%	29.6%	45%	健康増進課 保険年金課
3	生涯を通じた男女の健康支援	子宮頸がん検診受診率	21.8%	22.2%	22.0%	21.8%	20.2%	18.6%	17.3%	45% ※平成30年	健康増進課
4	生涯を通じた男女の健康支援	歯周疾患検診受診率	1.3%	1.0%	0.9%	0.9%	2.1%	1.8%	1.4%	4.9% ※平成30年	健康増進課
5	誰もが安心して暮らせる環境の整備	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置世帯数	1,386世帯	1,334世帯	1,337世帯	1,220世帯	1,075世帯	966世帯	895世帯	1,460世帯	元気高齢課

※No2「特定健康診査受診率」について

・基準値(H26年度)の40%は目標値だったため、実績値の31.7%に修正しました。(H30修正)

・担当課に、保険年金課を加えました。(H30修正)

(4) DV(配偶者等からの暴力)の根絶と被害者を守るまちづくり

No	施策の方向	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値 令和2年度	担当課
1	暴力を許さない社会づくり	市職員に対して二次被害防止に向けた研修への派遣者数	0人	0人	3人	3人	0人	2人	1人	毎年1人	人事課 行政管理課
2	暴力を許さない社会づくり	市民意識調査で夫婦間等で平手で打つという行為が行われた場合「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した者の割合	67.4%	-	-	-	-	76.8%	-	100%	人権・男女共同参画課

第3章

「足利市女性の職業生活における活躍の推進
に関する計画」に係る令和2年度実施状況

「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」に係る
令和2年度実施状況について

総務部 人権・男女共同参画課

1 趣旨

本市では、平成29年10月に策定した「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」（推進期間：平成29年度～令和2年度）に基づき、女性活躍推進の取組を前進させるため、各種施策を進めてきました。

このたび、本計画に掲げた女性活躍推進に関する施策の、最終年度である令和2年度実施状況を報告するものです。

なお、本計画は「足利市男女共同参画基本計画（第3期）」に基づき連動した事業もあります。

2 令和2年度実施状況

(1) 評価

実施状況については、裏面の評価一覧のとおり、A評価の率は、施策1「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」については約91%、施策2「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備」については約78%、施策3「女性の職業生活における活躍の推進施策に関するその他の重要事項」については100%となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通り実施できなかった事業もありましたが、感染対策を取りながら工夫して事業や啓発を行っており、総合的に見ると概ね計画通り実施できている状況です。

今後は、今年度からスタートした「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」に基づき、着実な施策の実施を図り、さらなる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 施策事業の内容

- ・ 令和2年度実施状況一覧 別紙1のとおり
- ・ 令和2年度実施状況 別紙2のとおり

(3) 計画が目指す数値目標の推移（実績値）

別紙3のとおり

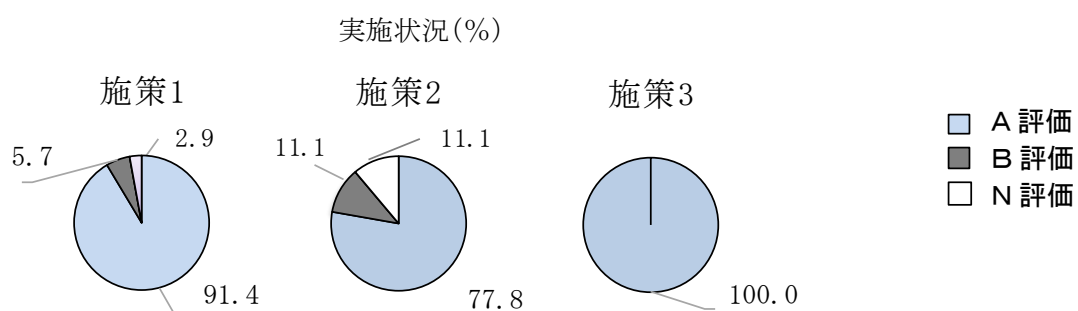
< 参考 >

令和2年度施策事業の評価一覧

評価	施策1	施策2	施策3	計
A	31	28	2	62
B	3	4	0	6
C	0	0	0	0
N	1	4	0	5
計	35	36	2	73

評価基準

- A … 計画通りに実施できた。
- B … 計画の50%以上実施できた。
- C … 計画の50%未満しか実施できなかった。
- N … 実績・該当なし



足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 令和2年度実施状況一覧

評価基準
 A ... 計画どおり
 B ... 計画の50%以上
 C ... 計画の50%未満
 N ... 未実施・該当なし

施策	内容			担当課(室)	評価			令和2年度実施状況	
	施策内容	取組内容	具体的取組 ☆印は、男女共同参画基本計画掲載事業 (備考欄に事業番号記載)		H30	R1	R2		
施策1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	1 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等	(1) 中小企業における一般事業主行動計画の周知啓発	ア 様々な方法で事業主に対する啓発	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブック配布 ホームページ掲載	
			イ 中小企業に対し策定に必要な情報の提供	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	市民ホールへの国県のチラシ設置や市ホームページへの掲載 男女共同参画センターでのパンフレット設置	
		(2) 女性の活躍推進に関する好事例の普及啓発等	ア 女性の活躍推進好事例の周知、普及	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	ホームページ掲載 男女共同参画センターでのパンフレット設置	
			イ 国が行う企業の取組等に関する情報の発信	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	ホームページ掲載 男女共同参画センターでのパンフレット設置	
		(3) 女性の職業生活における活躍の推進に取り組む企業認定制度の周知	ア 「企業の認定制度」に関する情報発信、取得事業所の増加	商業振興課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布	
		2 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置	(1) 労働問題の解決への支援	ア ☆相談体制の充実	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	「女性の生き方何でも相談」毎週木曜日、「労務相談」毎月第4水曜日、 「青少年の職業的自立を支援する相談」毎月第3金曜日実施
	(2) 非正規雇用における雇用環境等の整備			ア 国の「非正規雇用者処遇改善等支援」に関する情報の発信	商業振興課	A	A	A	市民ホールにチラシの設置及びホームページ掲載
				イ 改正パートタイム労働法について、市内企業への啓発	商業振興課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布
			ウ ☆パートタイム労働法及び最低賃金制度の周知	商業振興課	A	A	A	パートタイム労働法や最低賃金の周知	
	(3) 女性の登用のための支援		ア キャリアアップ講座や研修の実施、エンパワーメント支援取組の強化	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	B	女性活躍応援講座「アンコンシャスバイアス講座」実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため1講座中止)、 センターで職業講座実施「日商簿記3級合格準備講座」「パソコン教室 ワード基礎編」「話し方教室」	
			イ 女性人材の交流やネットワークづくり、女性グループの育成支援等による、人材の発掘・育成の推進	人権・男女共同参画課	A	A	B	「女性活躍応援講座」を通じ、異業種間交流を図る	
			ウ 女性団体の育成支援や研修会への参加者を推進・支援、人材の発掘・育成の推進	人権・男女共同参画課	A	A	A	県管理「栃木県女性の人材情報」に1名推薦	
			エ 足利市女性職員輝きプランに基づき、市役所内の女性職員の活躍の推進	人事課	A	A	A	管理監督職である副主幹級以上の職員における女性職員の割合:20.1%、 各職場の中心となる女性職員を対象とし、「女性リーダー研修」を実施	
	(4) 再就職支援		ア 県等の機関が実施する職業訓練等の周知	商業振興課	A	A	A	あしかがみやホームページ掲載	
			イ ☆人材育成事業の推進と支援	商業振興課	A	A	A	あしかがみによる公共施設での訓練PR、就職支援セミナー	
			ウ ☆職業講座の開設	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	「再チャレンジ支援セミナー 話し方講座」、「日商簿記3級合格準備講座」、 「パソコン教室ワード入門編」「パソコン教室ワード応用編」4講座開催	
			エ ☆再就職に関する情報の提供	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	男女共同参画センターでの情報提供及びセミナーに関するあしかがみ・ポスター等による周知、市民ホールでの求人情報の提供	
			オ ☆再就職支援セミナー	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	「再チャレンジ支援セミナー」、「就業支援セミナー」の開催	
			カ 男女雇用機会均等法の周知、女性の就業機会の拡大	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布、男女共同参画センター内 で、就業機会に役立つ情報を掲示	
		(5) 起業・創業支援	ア 創業塾や創業相談により女性の起業支援等を実施	商業振興課	A	A	A	関係機関と連携を図り、創業塾を開講(2講座)	
イ 起業に要する資金の融資などの相談等による女性起業の支援	商業振興課		A	A	A	女性の独立開業、「えるぼし」・「くるみん」認定企業への金利優遇			
ウ 起業に関する情報提供や相談、講座の実施による企業希望者の支援	商業振興課		A	A	A	チラシ等の設置やホームページ掲載			

足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 令和2年度実施状況一覧

評価基準
 A ... 計画どおり
 B ... 計画の50%以上
 C ... 計画の50%未満
 N ... 未実施・該当なし

施策	内容			担当課(室)	評価			令和2年度実施状況
	施策内容	取組内容	具体的取組 ☆印は、男女共同参画基本計画掲載事業 (備考欄に事業番号記載)		H30	R1	R2	
(続き)施策1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	2 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置	(6) 女性の参画が少ない分野での職場環境整備等	ア 農林業、商工業等における男女共同参画の啓発	商業振興課、農政課、農林整備課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布、農林業従事者の適切な所得・労働時間環境のため、家族経営協定を締結(実績2件)
			イ☆農村女性活動推進事業	農政課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会中止
			ウ☆とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの実現を目指した活動の推進	農政課	A	A	A	足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進委員会を開催
			エ 入札制度への女性活躍取組状況の反映について検討	契約検査課	A	A	A	建設工事に係る令和3・4年度入札参加資格申請において、格付項目として実施
	(7) キャリア教育等の啓発活動	ア 中高生に職業に関する講演会の実施	商業振興課	A	A	A	中高生対象のニート・フリーター未然防止講演会の開催(中学校9校、高等学校1校)	
		イ 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進	学校教育課	B	B	B	学校教育指導計画をもとに、各学校において、キャリア教育を実施 小中教研の各部会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
	3 女性の職業生活における活躍を推進するための情報の提供及び啓発活動	ア 国や県が収集整理した情報を様々な広告媒体による発信	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	男女共同参画センターにポスターの掲示やパンフレットを配置、ホームページ掲載	
		イ ワーク・ライフ・バランスや起業など女性の職業活躍に関する情報提供	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	男女共同参画センターに、冊子「働く女性のための応援ブック」、就業に役立つ情報チラシ「知って得情報」を配置、国県チラシの市民ホールへの設置	
		ウ 県「とちぎ女性活躍応援団」への登録促進、「男女生き生き企業認定・表彰制度」の周知	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	男女共同参画センターにてチラシを配置、企業訪問等で周知	
		エ 法の趣旨や理念を様々な広告媒体により市民や事業主に対する啓発	人権・男女共同参画課、商業振興課	A	A	A	情報紙「かけはし」で、女性活躍推進につながる男性の育児参画の必要性について啓発、国県チラシの市民ホールへの設置	
オ 「企業活動と人権に関するガイドブック」の配布等により市内企業への啓発		商業振興課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布		
カ ☆新規学卒者求人説明会における啓発		商業振興課	A	A	A	ハローワークや雇用協会との連携により新規学卒者求人説明会にて、男女均等、女性雇用の啓発		
キ ☆事業者への意識啓発		商業振興課	A	A	A	企業向け人権啓発パンフレットの配布等による啓発と周知		
施策2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備	1 男性の意識と職場風土の改革	ア 男女共同参画情報紙等におけるイクメン等の記事掲載	人権・男女共同参画課	A	A	A	情報紙「かけはし」で、市民意識調査の結果を掲載	
		イ ☆生活技術講座の開設	人権・男女共同参画課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止	
		ウ ☆家族ふれあい講座の開設	人権・男女共同参画課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座中止	
		エ 「父子手帳」の周知による育児への参加促進や意識啓発	健康増進課	A	A	A	県作成の父子手帳を母子健康手帳の交付に合わせて周知	
		オ 管理者に対する、ワーク・ライフ・バランスセミナー等研修会の実施	人事課	A	A	A	女性管理者等を対象に、「女性リーダー研修」を実施	
		カ 国県の企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー等の情報提供	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	市民ホール、男女共同参画センター内にチラシの設置	
2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	(1) 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	ア 地域型保育事業への支援	こども課	A	A	A	該当事業者(1か所)への支援	
		イ ☆民間保育園施設・環境整備への助成	こども課	N	N	N	実施なし	
		ウ ☆乳児保育・すこやか(発達支援)保育の充実	こども課	A	A	A	受入体制整備	
		エ ☆延長保育の実施	こども課	A	A	A	仕事と子育ての両立支援	
		オ ☆一時預かり事業の実施	こども課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら受入体制整備	
		カ ☆休日保育の実施	こども課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら休日保育を実施(両野保育園)	
		キ ☆病児保育事業の実施	こども課	A	A	A	病児保育事業により仕事と子育ての両立支援	

足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 令和2年度実施状況一覧

評価基準
 A ... 計画どおり
 B ... 計画の50%以上
 C ... 計画の50%未満
 N ... 未実施・該当なし

施策	内容			担当課(室)	評価			令和2年度実施状況		
	施策内容	取組内容	具体的取組 ☆印は、男女共同参画基本計画掲載事業 (備考欄に事業番号記載)		H30	R1	R2			
(続き)施策2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備	(続き)	2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	(1) 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	ク ☆子育て支援総合ホームページの充実	こども課	A	A	A	子育て支援ホームページ「いいとこだがネット」の内容充実	
				ケ ☆家庭児童相談の実施	児童家庭課	A	A	A	「足利市子ども家庭総合支援拠点」を課内に設置	
				コ ☆ファミリーサポートセンターの推進	こども課	B	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら組織の活動を支援	
				サ ☆日常生活用具給付等	元気高齢課	A	A	A	在宅高齢者やその家族のために、日常生活用具(品)の給付や貸与の実施	
				シ ☆老人ホームへの入所措置	元気高齢課	A	A	A	必要な方への養護老人ホームへの入所措置	
				ス ☆高齢者に施設サービスの提供	元気高齢課	A	A	A	公募による施設整備を令和元年度に実施し、4月に開所	
				セ 地域子育て支援センターなどにおける子育て親子の交流促進と子育て情報の提供	こども課	A	A	A	地域の子育て力の育成と、支援体制の充実(さいこう子育て支援センターほか7か所)	
				ソ ☆放課後児童健全育成事業の推進	児童家庭課	A	A	N	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員研修会中止	
				タ ☆こども館活動の推進	こども課	A	A	B	新型コロナウイルス感染対策を取りながら活動を支援	
				チ ☆地域活動クラブの運営支援	こども課	A	A	A	運営支援	
				ツ ☆子育て相談	こども課	A	A	A	子育て環境の整備	
				テ ☆子育て支援拠点事業の実施	こども課	A	A	A	地域の子育て力の育成と、支援体制の充実(さいこう子育て支援センターほか7か所)	
				ト ☆地域包括支援センター運営事業	元気高齢課	A	A	A	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援(地域包括支援センター 7か所)	
				ナ 市役所の男性職員の育児参画の促進	人事課	A	A	A	中級職員研修「男女共同参画を考える」を実施(男性職員18名参加)、各種休暇制度説明及び職場内の活用促進に関する助言の実施	
		(2) 長時間労働の是正・休暇の取得促進	ア 「企業活動と人権に関するガイドブック」配布	商業振興課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布、企業訪問による啓発		
			イ 有給休暇等の取得促進に向けた意識啓発	商業振興課	A	A	A	市民ホールへのチラシの設置		
			ウ ☆家族経営協定締結の推進	農政課、農林整備課	A	A	A	家族経営協定の締結推進(実績2件)		
		(3) 職業生活と家庭生活の両立に向けた企業の取組促進	ア 育児・介護休業法等制度の周知	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布、企業訪問による啓発、男女共同参画センター内でチラシの配置		
			イ 次世代育成支援対策推進法の周知啓発	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	国県チラシの市民ホールへの設置、県との企業訪問による啓発、男女共同参画センター内で、チラシの配置		
		(4) 柔軟な働き方の推進	ア 国の「テレワークの導入支援並びにフレックス制度の導入等」の情報発信	商業振興課	A	A	A	市民ホールへのチラシの設置		
			イ 子育て中、在宅の方への有効な働き方の情報提供	商業振興課	A	B	A	働きたい子育て期の女性向けに、子育てをしながら市内企業で働く先輩の体験談や就労支援情報の発信		
		施策3 女性の職業生活における活躍の推進施策に関するその他の重要事項	3 ハラスメントのない職場の実現	1 庁内横断的な推進体制の整備	ア ☆「企業活動と人権に関するガイドブック」を企業に配布し、意識啓発	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	男女共同参画センター内ポスター掲示、パンフレット配置 企業関係各所へ企業向け人権啓発パンフレット配布
					イ セクハラ防止、マタハラ、パタハラ(※)に関する資料の活用、企業等への啓発	商業振興課、人権・男女共同参画課	A	A	A	ハラスメント防止対策強化に伴う、事業主及び労働者の責務等が掲載されたハラスメントに関するチラシを男女共同参画センター内に配置
		施策3 女性の職業生活における活躍の推進施策に関するその他の重要事項	1 庁内横断的な推進体制の整備	1 庁内横断的な推進体制の整備	ア 推進本部による、施策の総合的かつ効果的な推進	人権・男女共同参画課	A	A	A	本計画の見直しについて、推進本部関係各課と個別に施策事業の見直し等を行い、計画を検討し、内容を精査
					イ 推進本部及び男女共同参画審議会における、各種施策の推進状況を継続的に評価。関係各課等との連携による推進状況の公表	人権・男女共同参画課	A	A	A	推進本部で検討した「男女共同参画基本計画(第4期)」について足利市男女共同参画審議会での協議

(※)パタニティハラスメントの略で、男性が育児をする権利や機会を職場の上司や同僚などが侵害する言動のこと。

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

評価基準
 A … 計画どおり実施できた。
 B … 計画の50%以上実施できた。
 C … 計画の50%未満しか実施できなかった。
 N … 未実施・該当なし

施策1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

1 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等

(1) 中小企業における一般事業主行動計画の周知啓発

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	法の内容、制度趣旨等について、様々な広報媒体により事業主に対する啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成） 女性活躍推進法についての啓発資料を市ホームページに掲載し、周知啓発しました。	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	
イ	一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業に対し、策定に必要な情報提供を行います。	国や県が作成したチラシを市民ホールへ設置し情報発信を行いました。 女性活躍推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法が変わる内容について紹介しているパンフレットを、男女共同参画センター内に配架、また市HPに掲載し、情報提供を行いました。	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	

(2) 女性の活躍推進に関する好事例の普及啓発等

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	国や県が行う女性の活躍推進に関する好事例を市ホームページ等において周知し、好事例の普及啓発に努めます。	県が作成したチラシを市民ホールへ設置し周知啓発を行いました。 国や県が作成した中小企業における女性活躍推進の取組のための好事例や改善取組事例を男女共同参画センター内に配架し周知啓発しました。	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	
イ	女性の活躍に関する情報公表の促進や、女性の活躍に関する企業情報を一元的に集約した国のデータベースを活用し、効果的な発信に努めます。	チラシ等を市民ホールへ設置し周知啓発を行いました。 「女性の活躍推進企業データベース」案内リーフレットを男女共同参画センター内に配架し、各企業の働き方に関わる様々な情報を集約したサイトを周知しました。	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に取り組む企業認定制度の周知

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	「女性の職業生活における活躍の推進に取り組む企業の認定制度」に関する情報を発信し、国・県、関係団体等とともに、当該認定を取得する事業所の増加に努めます。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布や企業訪問により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成）	A	商業振興課	

2 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

(1) 労働問題の解決への支援

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	☆働く女性が抱える仕事や職場の悩みについて、関係機関と連携を図り、情報提供と相談体制を充実します。	毎週木曜日に「女性の生き方何でも相談」を実施しました。 【人権・男女共同参画課】 毎月第4水曜日に「労務相談」を開催しました。また、毎月第3金曜日に「青少年の職業的自立を支援する相談会」を実施しました。 【商業振興課】	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	Ⅱ-6

(2) 非正規雇用における雇用環境等の整備

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	国が行う「非正規雇用者について働きに見合った処遇改善を推進するための施策、非正規雇用者のうち正社員への転換を希望する労働者に対する支援等」に関する情報発信に努めます。	国が作成したチラシを市民ホールへ設置及びホームページに掲載し情報発信を行いました。	A	商業振興課	
イ	パート労働者の「公正な待遇の現実」を目的とする改正パートタイム労働法について、「企業活動と人権に関するガイドブック」などの配布等により、市内企業へ啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成）	A	商業振興課	
ウ	☆多様な就業意識や就業実態を踏まえた適切な雇用管理を行うよう、事業主向けにパートタイム労働法や最低賃金に関する情報提供を行います。	ポスターの掲示、パンフレットの配布やホームページ・あしかがみへの掲載等で周知を図りました。	A	商業振興課	Ⅱ-4

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

(3) 女性の登用促進のための支援

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	キャリアアップのための各種講座や研修を実施し、意欲ある女性の活躍を広げるためのエンバワーメントを支援する取組を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・1月に開催予定の「女性活躍応援講座」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となりました。 ・2月に「女性活躍応援講座アンコンシャスバイアス講座」を開催しました。(30名参加) ・男女共同参画センターにおいて社会人を対象に講座を開催しました。 8月～10月に「日商簿記3級合格準備講座」を1講座(延114名参加) 10月～11月に「パソコン教室ワード基礎編」を1講座(延227名参加) 再チャレンジセミナーとして3月に「話し方教室」を1講座(延42名参加) <p style="text-align: right;">【人権・男女共同参画課】</p> <p>関係機関が開催する講座の周知に努めました。</p> <p style="text-align: right;">【商業振興課】</p>	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	
イ	女性人材の交流やネットワークづくりを推進するほか、女性グループの育成支援を図ることにより、人材の発掘・育成を支援します。	市内企業で働く女性等に参加を呼びかけ実施した「女性活躍応援講座」において、講座を通じ、異業種間での交流を図りました。	B	人権・男女共同参画課	
ウ	女性団体の育成支援や男女共同参画に関する県等の研修会への参加者を推薦・支援することにより、人材の発掘・育成を推進します。	県で一元的に管理している「栃木県女性の人材情報」に、本市の各種事業で活躍している女性1名を推薦し、女性の参画を推進しました。	A	人権・男女共同参画課	
エ	足利市女性職員輝きプランに基づき、市役所内の女性職員の活躍を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに、部長級に1人、参事級に1人、課長級に1人、課長補佐級に3人、主幹級に12人、副主幹級に7人の女性職員を昇任させました。管理監督職である副主幹級以上の職員における女性職員の割合は20.1%となりました。 ・7月1日に主査、副主幹、主幹の2年目の各職場の中心となる女性職員を対象とし、「女性リーダー研修」を実施しました。12名参加 	A	人事課	

(4) 再就職支援

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	県やその他支援機関が実施する職業訓練等の講座の周知広報に努めます。	県やその他支援機関が実施する職業訓練等の講座をあしかがみやホームページで周知しました。	A	商業振興課	
イ	☆職業訓練や就業機会の拡大などに向けた人材育成事業を進めます。	公共職業訓練施設での訓練をあしかがみやホームページ等で周知しました。	A	商業振興課	II-7

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

（続き） （4） 再就職支援

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ウ	☆資格取得のための講座や職業技術の向上のための講座を開設します。	<p>・8月～10月に、男女共同参画センターにおいて、社会人を対象に、「日商簿記3級合格準備講座」（延114名）を開催しました。</p> <p>・10月～11月に、足利大学附属高校において、パソコン教室ワード基礎編（延227名）を開催しました。</p> <p>・3月に、男女共同参画センターにおいて、社会人を対象に、「再チャレンジ支援セミナー 話し方教室」（延42名）を開催しました。</p> <p style="text-align: right;">【人権・男女共同参画課】</p> <p>関係機関が主催する講座等の周知を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【商業振興課】</p>	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	Ⅱ－8
エ	☆関係機関と連携し、求人情報や女性労働者の再就職支援制度についての情報を提供します。	<p>男女共同参画センターにおいて、求人情報の提供をしました。</p> <p style="text-align: right;">【人権・男女共同参画課】</p> <p>年間を通してハローワーク求人情報を市民ホールへ掲示し、児童家庭課へも情報提供しました。関係機関の主催する面接会、相談会等について、ホームページやあしかがみへの掲載、ポスターの掲示等を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【商業振興課】</p>	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	Ⅱ－9
オ	☆再就職を希望する社会人等を対象に、職業技術を習得する機会を提供します。	<p>3月に、男女共同参画センターにおいて、社会人を対象に、「再チャレンジ支援セミナー 話し方教室」（延42名参加）を開催しました。</p> <p style="text-align: right;">【人権・男女共同参画課】</p> <p>就職支援セミナーを開催することができませんでしたが、公共職業訓練施設での訓練をあしかがみやホームページ等で周知しました。</p> <p style="text-align: right;">【商業振興課】</p>	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	Ⅱ－10
カ	男女雇用機会均等法の周知啓発を図り、女性の就業機会の拡大に努めます。	<p>関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布や企業訪問により、啓発を行いました。</p> <p>・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成）</p> <p style="text-align: right;">【商業振興課】</p> <p>男女共同参画センターにおいて、求人情報の提供に合わせ、男女雇用機会均等法や県の最低賃金や年次有給休暇など、就業機会に役立つ情報を掲示しました。</p> <p style="text-align: right;">【人権・男女共同参画課】</p>	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	

[足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画]

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

(5) 起業・創業支援

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	創業塾や創業相談等を実施し、女性の起業支援等を実施します。	関係機関と連携を図り、創業塾を開講しました。 8月～9月 1講座（14人参加） 1月～2月 1講座（8人参加）	A	商業振興課	
イ	起業に要する資金の融資などの相談や関係機関との連携により、女性の起業を支援します。	足利市中小企業融資制度において、女性の独立開業への金利優遇を実施しました。（利用者が女性の場合貸付利率を0.2%引下げ） 「えるぼし」「くるみん」認定企業への金利優遇を実施しました。（貸付利率を0.2%～0.4%引下げ）	A	商業振興課	
ウ	起業に関する情報提供や相談、講座の実施等を行い、起業希望者を支援します。	関係機関と連携を図り、チラシ等の設置やHPに掲載しました。	A	商業振興課	

(6) 女性の参画が少ない分野での職場環境整備等

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	農林業、商工業等における男女共同参画についての啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成） 【商業振興課】 認定農業者の個別指導会又は後継者の就農を契機に適切な環境で働くことができるよう家族協定の締結を推進しました。実績2件 【農政課・農林整備課】	A	商業振興課 農政課 農林整備課	
イ	☆農業経営や方針決定の場などに、自らの意思で参画できるように、女性農業者等の能力向上のための研修会や先進地視察等を開催します。	2月に足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進事業農業技術研修会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止しました。	N	農政課	Ⅱ-11
ウ	☆男女がともに築く豊かで活力ある農村社会を実現するために、互いの意識改革や女性の責任を持った主体的な社会参画、活動しやすい環境整備などを進めます。	H30年4月に策定した、第四次足利市農業・農村男女共同参画ビジョンを指針に、9月に足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進委員会を開催しました。	A	農政課	Ⅱ-12
エ	建設工事の入札制度において、企業内における女性の活躍を推進するための取組状況を評価に反映させることを検討します。	建設工事に係る令和3・4年度入札参加資格申請において、格付項目として実施	A	契約検査課	

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

(7) キャリア教育等の啓発活動

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	中高生を対象に職業等に対する講演会を実施します。	中学生を対象に、ニート・フリーター未然防止講演会を開催しました。 ・キャリアカウンセラーによる講演 中学校9校 高校生向けに企業出張説明会を開催 高等学校1校	A	商業振興課	
イ	性別にとらわれない、多様な生き方の実現に向け、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。	各学校においては、市教委作成の学校教育指導計画をもとに、特別活動等で一人一人のキャリア形成や自己実現につながるよう、キャリア教育の指導を工夫しました。(小中教研の各部会については、コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	B	学校教育課	

施策1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

3 女性の職業生活における活躍を推進するための情報の提供及び啓発活動

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	国や県が収集・整理した情報を様々な広報媒体により積極的に発信します。	男女共同参画センターにおいて、女性活躍に関する情報のチラシや、様々な分野で活躍している女性をロールモデルとして紹介している冊子を配架し周知しました。 国や県の作成したチラシを市民ホールへ設置し情報提供を行いました。 【人権・男女共同参画課】 【商業振興課】	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	
イ	ワーク・ライフ・バランスや起業など、女性の職業生活における活躍に関する情報提供を行います。	働く女性の生活に役立つ基礎知識を掲載した冊子「働く女性のための応援ブック」と、市独自の就業機会に役立つ情報を掲載したチラシ「知っ得情報」を、男女共同参画センター内に配架し周知しました。 国や県の作成したチラシを市民ホールへ設置し情報提供を行いました。 【人権・男女共同参画課】 【商業振興課】	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	
ウ	HP等で県が行う「とちぎ女性活躍応援団」への登録を促すとともに、「男女生き生き企業認定・表彰制度」について周知をします。	男女共同参画センター内にチラシを配架し、制度を周知しました。 チラシの設置及び関係機関との企業訪問等で周知を行いました。 【人権・男女共同参画課】 【商業振興課】	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	
エ	法の趣旨や理念について、様々な広報媒体により市民や事業主に対する啓発を行います。	男女共同参画情報紙「かけはし」で、「女性活躍応援講座」の結果を掲載し、女性活躍推進につながる男性の育児参画の必要性について啓発しました。 国や県の作成したチラシを市民ホールへ設置し啓発を行いました。 【人権・男女共同参画課】 【商業振興課】	A	人権・男女共同参画課 商業振興課	

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

（続き） 3 女性の職業生活における活躍を推進するための情報の提供及び啓発活動

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
オ	女性活躍推進法等について「企業活動と人権に関するガイドブック」の配布等により、市内企業へ啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成）	A	商業振興課	
カ	☆新規学卒者求人説明会の機会をとらえ、企業に対して男女雇用機会の均等確保と女性の雇用についての周知広報を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため新規学卒者求人説明会は中止でしたが、企業向け人権啓発等パンフレットの配布により、啓発を行いました。	A	商業振興課	II-2
キ	☆関係機関と連携を図り、男女雇用機会の均等確保と育児・介護休業制度等の啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業向け人権啓発等パンフレットの配布等により、啓発を行いました。 ・企業向け人権啓発等パンフレットの配布（3000部作成） ・国、県の作成するポスター等の掲示並びにパンフレット等の設置。	A	商業振興課	II-3

施策2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

1 男性の意識と職場風土の改革

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	男女共同参画情報紙等において、イクメン等についての記事を掲載します。	男女共同参画情報紙「かけはし10月号」で、令和元年度に実施した、市民意識調査の結果（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）を紹介し、男女がお互い支え合い、ワーク・ライフ・バランスの調整を図っていくことの大切さについて掲載しました。	A	人権・男女共同参画課	
イ	☆男性の自立を図るため、家庭生活に関する講座を開設します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止。	N	人権・男女共同参画課	II-15
ウ	☆家族のふれあいと、子育てへの男女共同参画を進めるための講座を開設します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止。	N	人権・男女共同参画課	II-16
エ	父親の育児への積極的な参加を促進するため、妊婦・出産・育児について母親の体調や精神状態に合わせた、サポートの方法等、父親ならではの役割や、子育てのための総合的な情報を掲載した「父子手帳」の周知を行い、意識啓発に努めます。	県で作成した父子手帳の電子データを県のホームページからダウンロードして利用できることを母子健康手帳の交付に合わせて周知しました。	A	健康増進課	
オ	管理者に対し、ワーク・ライフ・バランスセミナー等の研修会を実施します。	7月1日に女性管理者等を対象に、「女性リーダー研修」を実施しました。 女性管理者8名参加	A	人事課	

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

（続き） 1 男性の意識と職場風土の改革

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
カ	国や県が開催する企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーなど研修会の情報提供を行います。	<p>国や県の作成したチラシを市民ホールへ設置し情報提供を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【商業振興課】</p> <p>中小企業のための女性活躍推進事業として国が取り組む説明会や相談会のチラシを男女共同参画センター内に配架し、情報提供しました。</p> <p style="text-align: right;">【人権・男女共同参画課】</p>	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	

施策2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

（1）職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	3歳未満で保育が必要な子どもを対象とした地域型保育事業について、事業者に対し、必要に応じ支援していきます。	該当事業者1か所について、必要な支援を実施しました。	A	こども課	
イ	☆多様な保育需要に対応するため、民間保育園が行う施設・環境整備に対して支援を行います。	実施なし	N	こども課	Ⅱ-33
ウ	☆乳児、発達支援が必要な児童の受け入れを円滑にし、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。	<p>【0歳児・1歳児受入れ児童数】</p> <p>公立保育所 143 人 民間保育園 364 人 認定こども園 115 人</p> <p>【すこやか保育・特別支援教育受入れ児童数】</p> <p>公立保育所 35 人 民間保育園 28 人 認定こども園・幼稚園 45 人</p>	A	こども課	Ⅱ-34
エ	☆保護者の労働時間による保育ニーズに応じられるよう、延長保育を実施し、仕事と子育ての両立支援を行います。	<p>【延長保育受入れ児童数】</p> <p>公立保育所 8408 人 民間保育園 17177 人 認定こども園 4208 人</p>	A	こども課	Ⅱ-35
オ	☆保護者の就労や就学、育児疲れ等の理由により、一時的に保育を希望する保護者のニーズに応え、一時預かり事業を進めます。	<p>【利用延べ児童数】</p> <p>公立保育所 679 人 民間保育園 802 人 認定こども園 940 人</p>	B	こども課	Ⅱ-36

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

（続き）（1）職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
カ	☆日曜・祝日などの休日に保護者の就労等で保育が困難となった場合に、一時的に子どもを預かる休日保育を実施します。	両野保育園で実施 年間開設日数 68 日 利用延べ人数 298 人	B	こども課	Ⅱ-37
キ	☆病気やけがのために集団保育の困難な乳幼児及び小学校就学児童を一時的に施設において保育をする病児保育事業を実施することで、仕事と子育ての両立を図れるよう支援します。	利用延べ児童数 41人 (小学生児童数再掲 5人)	A	こども課	Ⅱ-38
ク	☆施設、育児、健康、福祉、教育などの子育て関連情報を集約したホームページの充実を図ります。	関係機関との連携をとりながら、一貫した情報提供ができる「いいとこだがネット」を開設しています。	A	こども課	Ⅱ-39
ケ	☆子どもの養育の問題で困ったり、悩んでいる人からの相談に応じ、必要な助言や指導を行います。	令和2年度より子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童及び妊産婦の福祉に関する各種相談への対応を行いました。 相談受付件数 202件 相談指導回数 9,616回	A	児童家庭課	Ⅱ-40
コ	☆育児の手助けができる人と手助けが必要な人が会員となって、相互に援助し合う組織の活動の支援をします。	育児の手助けができる人と手助けが必要な人が会員となって、相互に援助し合う組織の活動を支援しました。 会員数 543 人 件数 472 件	B	こども課	Ⅱ-41
サ	☆在宅の高齢者やその家族のために、日常生活用具の給付や貸与を行います。	在宅高齢者やその家族のために、日常生活用具（品）の給付や貸与を行いました。 ・寝具乾燥事業268 枚、リース 3枚 ・日常生活用具（品）給付（3種類）3 台（IH2名、補聴器1名） ・紙おむつ券給付 1,628人	A	元気高齢課	Ⅱ-42
シ	☆65歳以上で環境上の理由や経済的理由などにより、家庭での生活が困難な方の養護老人ホームへの入所措置を行います。	65歳以上で環境上の理由や経済的理由などにより、家庭での生活が困難な方の養護老人ホームへの入所措置を行いました。 ・年間延720名	A	元気高齢課	Ⅱ-43
ス	☆介護が必要な高齢者に住み慣れた自宅で、本人の希望を尊重し、安心して生活を送れるよう、居宅サービスを提供するとともに、家庭で介護を受けることが困難な高齢者に施設サービスを提供します。	足利市ゴールドプラン21（第7期計画）に基づき、公募による施設整備を令和元年度に実施し、令和2年4月に開所しました。 ①特別養護老人ホーム 50床×1か所=50床（開所済） ②グループホーム 18床（開所済）	A	元気高齢課	Ⅱ-44

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

（続き）（1）職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考																											
セ	地域子育て支援センターなどで、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	【子育てサロン利用状況】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">開設日数</th> <th style="text-align: center;">利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいこう子育て支援センター</td> <td style="text-align: center;">236 日</td> <td style="text-align: center;">9549 人</td> </tr> <tr> <td>やまがわ子育て支援センター</td> <td style="text-align: center;">242 日</td> <td style="text-align: center;">6010 人</td> </tr> <tr> <td>にし子育て支援センター</td> <td style="text-align: center;">242 日</td> <td style="text-align: center;">2696 人</td> </tr> <tr> <td>梁田子ども館ふれあい広場</td> <td style="text-align: center;">147 日</td> <td style="text-align: center;">840 人</td> </tr> <tr> <td>しゃんしゃん広場</td> <td style="text-align: center;">181 日</td> <td style="text-align: center;">3056 人</td> </tr> <tr> <td>おひさま</td> <td style="text-align: center;">142 日</td> <td style="text-align: center;">674 人</td> </tr> <tr> <td>八幡子ども館</td> <td style="text-align: center;">124 日</td> <td style="text-align: center;">636 人</td> </tr> <tr> <td>にし子ども館</td> <td style="text-align: center;">132 日</td> <td style="text-align: center;">760 人</td> </tr> </tbody> </table>		開設日数	利用人数	さいこう子育て支援センター	236 日	9549 人	やまがわ子育て支援センター	242 日	6010 人	にし子育て支援センター	242 日	2696 人	梁田子ども館ふれあい広場	147 日	840 人	しゃんしゃん広場	181 日	3056 人	おひさま	142 日	674 人	八幡子ども館	124 日	636 人	にし子ども館	132 日	760 人	A	こども課	Ⅱ-52
	開設日数	利用人数																														
さいこう子育て支援センター	236 日	9549 人																														
やまがわ子育て支援センター	242 日	6010 人																														
にし子育て支援センター	242 日	2696 人																														
梁田子ども館ふれあい広場	147 日	840 人																														
しゃんしゃん広場	181 日	3056 人																														
おひさま	142 日	674 人																														
八幡子ども館	124 日	636 人																														
にし子ども館	132 日	760 人																														
ソ	☆保護者の就労等により、放課後児童の養育が困難な家庭の児童を預かる放課後児童クラブの開設と支援をします。	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を予定していた職員研修会が中止となりました。	N	児童家庭課	Ⅱ-47																											
タ	☆市内4か所にある子ども館の活動を充実させ、その利用を推進します。	【利用延べ人数】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>山川子ども館</td> <td style="text-align: right;">9482 人</td> </tr> <tr> <td>梁田子ども館</td> <td style="text-align: right;">7388 人</td> </tr> <tr> <td>八幡子ども館</td> <td style="text-align: right;">10227 人</td> </tr> <tr> <td>にし子ども館</td> <td style="text-align: right;">7505 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">34602 人</td> </tr> </tbody> </table>	山川子ども館	9482 人	梁田子ども館	7388 人	八幡子ども館	10227 人	にし子ども館	7505 人	合計	34602 人	B	こども課	Ⅱ-48																	
山川子ども館	9482 人																															
梁田子ども館	7388 人																															
八幡子ども館	10227 人																															
にし子ども館	7505 人																															
合計	34602 人																															
チ	☆子ども館を拠点として活動を行っている地域活動クラブの運営を支援します。	地域活動クラブ4ヶ所に補助金を交付し、運営を支援。 1クラブ 80,000円×4ヶ所=320,000円	A	こども課	Ⅱ-50																											
ツ	☆各保育施設において、子育ての不安や悩みの相談を行うとともに、人権や個人の尊厳に配慮したアドバイスを行います。	各施設において、相談しやすい環境づくりを心がけました。 【子育て相談受付状況】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>公立保育所</td> <td style="text-align: right;">1055 件</td> <td>子育て支援センター（3か所）</td> <td style="text-align: right;">2251 件</td> </tr> <tr> <td>民間保育園</td> <td style="text-align: right;">969 件</td> <td>子ども館（5館）</td> <td style="text-align: right;">956 件</td> </tr> <tr> <td>認定子ども園</td> <td style="text-align: right;">1571 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td style="text-align: right;">107 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公立保育所	1055 件	子育て支援センター（3か所）	2251 件	民間保育園	969 件	子ども館（5館）	956 件	認定子ども園	1571 件			幼稚園	107 件			A	こども課	Ⅱ-51											
公立保育所	1055 件	子育て支援センター（3か所）	2251 件																													
民間保育園	969 件	子ども館（5館）	956 件																													
認定子ども園	1571 件																															
幼稚園	107 件																															
テ	☆地域における子育て支援を行うため、子育て支援センター等の環境整備を行います。	【子育てサロン利用状況】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">開設日数</th> <th style="text-align: center;">利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいこう子育て支援センター</td> <td style="text-align: center;">236 日</td> <td style="text-align: center;">9549 人</td> </tr> <tr> <td>やまがわ子育て支援センター</td> <td style="text-align: center;">242 日</td> <td style="text-align: center;">6010 人</td> </tr> <tr> <td>にし子育て支援センター</td> <td style="text-align: center;">242 日</td> <td style="text-align: center;">2696 人</td> </tr> <tr> <td>梁田子ども館ふれあい広場</td> <td style="text-align: center;">147 日</td> <td style="text-align: center;">840 人</td> </tr> <tr> <td>しゃんしゃん広場</td> <td style="text-align: center;">181 日</td> <td style="text-align: center;">3056 人</td> </tr> <tr> <td>おひさま</td> <td style="text-align: center;">142 日</td> <td style="text-align: center;">674 人</td> </tr> <tr> <td>八幡子ども館</td> <td style="text-align: center;">124 日</td> <td style="text-align: center;">636 人</td> </tr> <tr> <td>にし子ども館</td> <td style="text-align: center;">132 日</td> <td style="text-align: center;">760 人</td> </tr> </tbody> </table>		開設日数	利用人数	さいこう子育て支援センター	236 日	9549 人	やまがわ子育て支援センター	242 日	6010 人	にし子育て支援センター	242 日	2696 人	梁田子ども館ふれあい広場	147 日	840 人	しゃんしゃん広場	181 日	3056 人	おひさま	142 日	674 人	八幡子ども館	124 日	636 人	にし子ども館	132 日	760 人	A	こども課	Ⅱ-52
	開設日数	利用人数																														
さいこう子育て支援センター	236 日	9549 人																														
やまがわ子育て支援センター	242 日	6010 人																														
にし子育て支援センター	242 日	2696 人																														
梁田子ども館ふれあい広場	147 日	840 人																														
しゃんしゃん広場	181 日	3056 人																														
おひさま	142 日	674 人																														
八幡子ども館	124 日	636 人																														
にし子ども館	132 日	760 人																														

〔足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〕

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

（続き）（1）職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ト	☆ひとり暮らしの方や在宅でねたきり等の高齢者及びその家族の介護に関する総合的な相談と、その利用者の希望に沿った生活ができるように支援を行います。	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援を行いました。 ・地域包括支援センター 7か所	A	元気高齢課	Ⅱ-53
ナ	足利市女性職員輝きプランに基づき、市役所の男性職員の育児参画を進めます。	・10月28日に中級職員を対象に、「男女共同参画を考える」をテーマに研修を実施しました。男性職員18名参加 ・職場の上司に電話・メール等により各種休暇制度説明及び職場内の活用促進に関する助言を行いました。	A	人事課	

（2）長期時間労働の是正・休暇の取得促進

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	「企業活動と人権に関するガイドブック」を企業に配布し、意識啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布や企業訪問により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成）	A	商業振興課	
イ	生活や健康に配慮した労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等に向けて、各種広報媒体を活用した意識啓発に努めます。	国や県の作成したチラシを市民ホールへ設置し情報提供を行いました。	A	商業振興課	
ウ	☆家族経営協定締結を推進することにより、女性の経営参画や農林業に従事する女性について、適切な所得・労働時間を確保し、環境の整備を図ります。	認定農業者の個別指導会又は後継者の就農を契機に適切な環境で働くことができるよう家族協定の締結を推進しました。 実績2件 【農政課・農林整備課】	A	農政課 農林整備課	Ⅱ-13

（3）職業生活と家庭生活の両立に向けた企業の取組促進

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	育児・介護休業法等、制度の周知啓発に努めます。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布や企業訪問により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成） 【商業振興課】 育児・介護休業法に関連した、就業機会に役立つ情報を記載したチラシを、男女共同参画センター内に配架し周知啓発しました。 【人権・男女共同参画課】	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	
イ	栃木県等と連携して、次世代育成支援対策推進法について、様々な広報媒体により啓発を行います。	国や県の作成したチラシを市民ホールへ設置し、県との企業訪問で情報提供を行いました。 【商業振興課】 男女共同参画センターにおいて、次世代育成支援対策推進法に関する資料を配架し啓発しました。 【人権・男女共同参画課】	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	

[足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画]

【別紙2】

進捗状況調査票（令和2年度実施状況）

(4) 柔軟な働き方の推進

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	国の行う「テレワークの導入支援並びにフレックス制度の導入及び活用の促進に向けた支援」に関する情報の効果的な発信に努めます。	国の作成したチラシを市民ホールへ設置し情報提供を行いました。	A	商業振興課	
イ	クラウドソーシングの活用など、子育て中や在宅の方に有効な働き方の情報提供を行い、多様な働き方の普及啓発を図ります。	働きたい子育て期の女性向けに、子育てをしながら市内企業で働く先輩の体験談や就労支援情報の発信などを行いました。	A	商業振興課	

施策2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

3 ハラスメントのない職場の実現

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	☆「企業活動と人権に関するガイドブック」を企業に配布し、意識啓発を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布や企業訪問により、啓発を行いました。 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布（3000部作成） 【商業振興課】 チラシをカウンターに配架、ポスターを館内掲示して意識啓発を行いました。 【人権・男女共同参画課】	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	IV-3
イ	セクハラ防止、マタハラ、パタハラに関する関係機関（国・県・関連団体等）が発行する資料を活用し、企業等への啓発を行います。	関係機関と連携を図り、チラシの配布や企業訪問により啓発を行いました。 【商業振興課】 R2.6月よりハラスメント防止対策が強化されたことに伴う、事業主及び労働者の責務等が掲載されたハラスメントに関するチラシを男女共同参画センターに配架し、意識啓発を行いました。 【人権・男女共同参画課】	A	商業振興課 人権・男女共同参画課	

施策3 女性の職業生活における活躍の推進施策に関するその他の重要事項

1 庁内横断的な推進体制の整備

事業番号	具体的取組	令和2年度実施状況	評価	担当課	備考
ア	市長を本部長とする足利市男女共同参画推進本部において、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。	各課における令和元年度の実施状況及び令和2年度の事業計画を示し、女性活躍の推進について解析し施策を推進しました。また、「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の見直しについて、推進本部関係各課と個別に施策事業の見直し等を行い、計画の検討を行いました。	A	人権・男女共同参画課	
イ	本計画に掲げた各種施策については、足利市男女共同参画推進本部及び足利市男女共同参画審議会において、推進状況を継続的に評価し、PDCAサイクルにより関係各課等と連携して必要な改善策を図ります。あわせて、その内容については、各種媒体を通じ、公表します。	本計画に掲げた令和元年度の実施状況及び令和2年度の事業計画の解析と公表を行いました。また、足利市男女共同参画推進本部で検討した「男女共同参画基本計画（第4期）」（「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を統合）について足利市男女共同参画審議会で協議し、施策内容を精査しました。	A	人権・男女共同参画課	

計画が目指す数値目標の推移(実績値)

No.	施策内容	指標	計画策定時 現状値	実績値				目標値	担当課
			平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度		
1	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	☆アンケート調査で職場の人事配置や昇進で「平等、ある程度平等」と回答した者の割合※	44.1% (H26)	—	46.9%	—	50%	人権・男女共同参画課	
2		アンケート調査で職場の募集や採用の条件で「平等、ある程度平等」と回答した者の割合※	55.1% (H26)	—	63.3%	—	60%	人権・男女共同参画課	
3		アンケート調査で就業の機会や職場の中での男女平等が「平等、ある程度平等」と回答した者の割合※	33.6% (H26)	—	38%	—	40%	人権・男女共同参画課	
4		女性活躍法に基づく一般事業主行動計画策定(事業所:従業員300人以下の事業所)数	1事業所	12事業所	12事業所	18事業所	11事業所	商業振興課	
5		☆足利市役所の女性管理監督職(副主幹以上)の割合	18.50%	20.30%	21.0%	20.1%	19.6% 23.7%	人事課	
6	2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備	☆家族経営協定締結数	105経営体	110経営体	114経営体	116経営体	109経営体	農政課	
7		☆ファミリーサポートセンター利用者の年間延べ人数	769人	944人	725人	543人	1,500人	こども課	
8		放課後児童クラブの通年利用者登録児童数	1,760人	1,861人	1,909人	1,958人	1,828人	児童家庭課	
9		地域包括支援センターにおける年間相談数	6,738件	8,315件	8,046件	7,694件	7,500件	元気高齢課	
10		保育所待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	こども課	

○指標の※は、R元年度「人権・男女共同参画についてのアンケート調査」の数値

○No.5「足利市役所の女性管理監督職(副主幹以上)の割合」について、目標値の見直しを行い、目標値(R2年度)を19.6%から、23.7%に修正しました(H30修正)

第4章

「足利市男女共同参画基本計画（第4期）
における令和3年度実施計画

「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」における
令和3年度事業計画について

総務部 人権・男女共同参画課

1 趣旨

本市では、今年度からスタートした「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」（推進期間：令和3年度～令和7年度）に基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を前進させるため、各種施策を進めています。

本計画は、これまで取り組んできたワーク・ライフ・バランスや配偶者からの暴力の根絶などの施策に加え、女性活躍や多様な働き方を推進するための支援や環境整備などの取組を盛り込んでいます。

このたび、本計画に掲げた男女共同参画に関する施策の令和3年度事業計画を報告するものです。

2 事業計画の内容

別紙1、2のとおり

足利市男女共同参画基本計画(第4期) 令和3年度事業計画一覧

基本目標	項目			施策No	担当課(室)	R3年度事業計画	備考	
	大項目(施策の方向)	中項目(取り組むべき施策)	小項目(施策事業)				新規	計画元
基本目標 I 男女(だれも)がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり	(1)男女共同参画の意識の高揚	ア 啓発活動の充実	1 男女共同参画に関する啓発事業の開催	I-1	人権・男女共同参画課	4月キャッチフレーズ募集、6月表彰出前講座(公民館)		男女
			2 男女共同参画講座の開催	I-2	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナー		男女
			3 人権に関する啓発事業の開催	I-3	人権・男女共同参画課、生涯学習課	人権問題講演会 出前講座(公民館)		男女
			4 市役所内における啓発活動の充実	I-4	人事課	男女共同参画の視点を取り入れた階層別研修の実施		男女
			5 子ども向け啓発冊子の配布	I-5	人権・男女共同参画課	啓発冊子を市内小学校5年生に配付		男女
		イ 情報提供の充実	6 情報紙「かけはし」の発行	I-6	人権・男女共同参画課	あしかがみと一緒に全戸配布		男女
			7 ホームページ、情報コーナー等の活用	I-7	人権・男女共同参画課、生涯学習課	基本計画の概要、事業の案内や結果等を発信		男女
		ウ LGBTへの理解の促進	8 LGBTに関する啓発	I-8	人権・男女共同参画課、学校教育課	出前講座等で周知啓発 小中教研の関係部会において周知、情報提供	新規	
	(2)男女平等観に立った教育の推進	ア 幼児期からの性別にとらわれない人権教育の推進	9 保育士の研修の充実(保育所(園)職員に対する意識の啓発)	I-9	こども課	公立保育所、民間保育園関係者を対象とした人権研修		男女
			イ 男女平等意識を育む学校における人権教育の推進	10 教職員の研修の充実と意識の高揚	I-10	学校教育課	市教委主催人権教育研修会	
		11 各教科・領域等の指導		I-11	学校教育課	性の多様性を理解した各教科指導		男女、女活集約
		ウ 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進	12 家庭教育通信による啓発	I-12	生涯学習課	各小中学校を通じて家庭への配布		男女
			13 家庭教育懇談会の開催	I-13	生涯学習課	市内3地区において家庭教育懇談会を開催		男女
			14 学級・講座等の充実	I-14	生涯学習課	各家庭教育学級を開催		男女
	(3)政策・方針決定の場への女性の参画の促進	ア 女性活躍の推進	15 若年層へのキャリア教育等の啓発活動	I-15	商業振興課	中高生を対象に職業に関する講演会		女活
			16 男女共同参画センターの機能の充実	I-16	人権・男女共同参画課	各種講座の開催 女性団体連絡協議会や市民などの活動の支援		男女
			17 女性団体の育成・支援	I-17	人権・男女共同参画課	補助金の交付 各種事業の実施、参加の支援		男女
			18 足利市女性大学(成人大学講座)	I-18	生涯学習課	9月から11月にかけて5回程度の講座		男女
			19 女性活躍応援講座の開催	I-19	人権・男女共同参画課	女性活躍応援講座の開催	新規	女活
			20 女性の政治参画の積極的な推進	I-20	人権・男女共同参画課	女性の政治参画に関する啓発資料の掲示	新規	女活
			21 各種審議会等委員への女性の登用	I-21	人権・男女共同参画課	3月に登用率調査を実施し登用状況の把握 女性委員登用の働きかけ		男女
	22 自治会役員等への女性の参画促進	I-22	市民生活課	自治会長連絡協議会と連携		男女		
			23 人材の発掘・育成とリストの整備・活用	I-23	人権・男女共同参画課	人材情報を庁内及び関係機関に提供		男女、女活集約

足利市男女共同参画基本計画(第4期) 令和3年度事業計画一覧

基本目標	項目			施策No	担当課(室)	R3年度事業計画	備考	
	大項目(施策の方向)	中項目(取り組むべき施策)	小項目(施策事業)				新規	計画元
基本目標Ⅱ 男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり	(1)働く場における男女平等の推進	ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進	24 事業者等への意識啓発と情報提供	Ⅱ-1	商業振興課、人権・男女共同参画課	企業活動と人権に関するガイドブックの配布 男女共同参画センター内でパンフレット設置		男女、女活集約
			25 長時間労働の是正・休暇の取得促進	Ⅱ-2	商業振興課、人権・男女共同参画課	企業活動と人権に関するガイドブックの配布 広報紙等を活用し、周知啓発		女活
			26 テレワークの推進	Ⅱ-3	人権・男女共同参画課、商業振興課	男女共同参画センター内で啓発チラシの設置 市民ホールで情報提供	新規	女活
			27 ハラスメント防止等の啓発	Ⅱ-4	人権・男女共同参画課、商業振興課、人事課	栃木労働局と共催で、ハラスメント講座開催 企業活動と人権に関するガイドブックの配布 職員を対象にハラスメントに関する研修を実施	人事課(新)	男女、女活集約
			28 相談体制の充実	Ⅱ-5	人権・男女共同参画課、商業振興課	毎週木曜日「女性の生き方何でも相談」を実施 関係機関との連携		男女、女活
			29 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等	Ⅱ-6	商業振興課、人権・男女共同参画課	企業活動と人権に関するガイドブックの配布 栃木労働局と共催で、説明会や相談会を実施		女活
			30 くるみん・えるぼし認定の取得促進	Ⅱ-7	人権・男女共同参画課、商業振興課	栃木労働局と共催の説明会で周知 企業活動と人権に関するガイドブックの配布	新規	女活
			31 女性の活躍に関する情報公表の促進	Ⅱ-8	人権・男女共同参画課、商業振興課	ホームページ等で周知啓発 企業活動と人権に関するガイドブックの配布		女活
			32 働く場における男性の意識と職場風土の改革	Ⅱ-9	商業振興課、人権・男女共同参画課、人事課	市民ホールで情報提供 情報紙「かけはし」で記事掲載 職員を対象にワーク・ライフ・バランスを取り入れた研修を実施		女活
			33 女性の職業生活における活躍推進法に基づく「足利市特定事業主行動計画(足利市女性職員輝きプラン)」の推進	Ⅱ-10	人事課	女性職員の活躍に資する研修を実施		男女、女活
			34 次世代育成支援対策推進法に基づく、「足利市特定事業主行動計画(子育て応援プラン)」の推進	Ⅱ-11	人事課	職員の階層別研修、専門研修において、制度の周知		男女、女活
	イ 人材育成と再就職支援	35 人材育成事業の推進及び、再就職に関する情報提供やセミナーの開設	Ⅱ-12	人権・男女共同参画課、商業振興課	求人情報を男女共同参画センターや市民ホールに掲示		男女、女活	
		36 起業・創業支援	Ⅱ-13	商業振興課	市融資制度や創業塾等の周知啓発		女活	
		37 あしかがおしごと研究所実証事業	Ⅱ-14	商業振興課	情報発信やイベントを通じ、事業実施	新規	女活	
	ウ 農業における男女共同参画の推進	38 足利市農業・農村男女共同参画ビジョンの推進口	Ⅱ-15	農政課、農林整備課	委員会を中心に研修会や講習会を開催 ビジョンに基づき、農林業に従事する者の環境整備		男女、女活	
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進	ア 家庭と地域活動におけるパートナーシップの促進	39 家庭における男性の役割意識の醸成	Ⅱ-16	人権・男女共同参画課	「キッズとパパのいっしょにクッキング」の講座開催		男女、女活
			40 育児における男女平等の役割分担	Ⅱ-17	人権・男女共同参画課	「キッズとパパのいっしょにクッキング」、「スイーツづくり教室」の2講座開催		男女、女活
			41 地域自治組織の支援	Ⅱ-18	市民生活課	自治会長連絡協議会への支援・協力		男女
			42 公民館の利用促進	Ⅱ-19	生涯学習課	学級・講座の充実		男女
			43 男女共同参画センターの利用促進	Ⅱ-20	人権・男女共同参画課	「俳句入門教室」、「カラーコーディネート教室」2講座開催		男女
			44 地域ふれあい事業	Ⅱ-21	生涯学習課	公民館での世代間交流活動		男女
			45 指導者の育成	Ⅱ-22	人権・男女共同参画課	「とちぎウーマン応援塾」情報提供		男女

足利市男女共同参画基本計画(第4期) 令和3年度事業計画一覧

基本目標	項目			施策No	担当課(室)	R3年度事業計画	備考	
	大項目(施策の方向)	中項目(取り組むべき施策)	小項目(施策事業)				新規	計画元
(続き) 基本目標Ⅱ 男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり	(3) 仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備	ア 子育てサービスの充実	46 子育て世代包括支援センター	Ⅱ-23	こども課、健康増進課	子育て期における支援活動の実施 妊娠初期からの相談体制の充実	新規	
			47 地域子育て支援拠点事業	Ⅱ-24	こども課	育児に不安を抱える母親に寄り添う支援、講習会の実施		男女、女活集約
			48 子育て相談	Ⅱ-25	こども課	幼稚園、保育所(園)、認定こども園で子育て相談実施		男女、女活
			49 保育の充実	Ⅱ-26	こども課	保育所(園)、認定こども園等での保育の実施による仕事と子育ての両立支援		男女、女活集約
			50 すこやか(発達支援)保育・特別支援教育	Ⅱ-27	こども課	受け入れ体制整備		男女、女活
			51 病児保育事業	Ⅱ-28	こども課	病児保育事業により仕事と子育ての両立支援		男女、女活
			52 一時預かり事業	Ⅱ-29	こども課	受け入れ体制整備		男女、女活
			53 ファミリー・サポート・センター事業	Ⅱ-30	こども課	組織の活動支援		男女、女活
			54 放課後児童クラブ	Ⅱ-31	児童家庭課	放課後児童クラブの運営支援(クラブ数53か所)		男女、女活
			55 放課後等デイサービス	Ⅱ-32	障がい福祉課	市窓口や障がい者基幹相談支援センターで事業の周知		男女
		56 「足利市子ども子育て支援事業計画」の推進	Ⅱ-33	こども課、児童家庭課	「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策の推進		男女、女活集約	
		イ 介護サービスの充実	57 介護保険サービスの推進	Ⅱ-34	元気高齢課	公募による施設整備の実施 (特別養護老人ホーム1か所(50床)、特定施設入所者生活介護1か所(50床))		男女、女活
			58 地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-35	元気高齢課	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援(地域包括支援センター 7か所)		男女、女活
59 「ゴールドプラン21」の推進	Ⅱ-36		元気高齢課	令和3年度からの足利市ゴールドプラン21(第8期計画)に基づき、各種施策を推進		男女		
基本目標Ⅲ 男女(だれも)が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり	(1) 暴力を許さない社会づくり	ア 啓発活動の充実	60 女性に対する暴力をなくす運動週間等における意識啓発	Ⅲ-1	人権・男女共同参画課、児童家庭課	相談窓口パンフレットの配布等による意識啓発 11月の運動期間中に街頭啓発		男女
			61 市役所内における啓発活動の充実	Ⅲ-2	人事課	職員に対する啓発及び他機関への職員派遣		男女
		イ 被害者の相談・支援体制の充実	62 相談体制の充実	Ⅲ-3	人権・男女共同参画課、市民生活課、児童家庭課	相談関連資料の情報提供や、専門研修の受講を通じ相談員の資質向上を図る 必要に応じ、無料弁護士相談の案内(毎週月曜日)		男女
			63 休日・夜間の緊急相談への対応	Ⅲ-4	児童家庭課	被害者の自立支援を行うための連携体制の検討		男女
			64 子ども家庭総合支援拠点事業	Ⅲ-5	児童家庭課	子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を配置し、総合的な支援を実施	新規	
		ウ 関係機関・団体等との連携	65 被害者の自立支援に向けての支援	Ⅲ-6	児童家庭課、建築住宅課	関係課との調整を図り、自立支援を実施 被害者の市営住宅への優先入居枠の確保	建築住宅課(新)	男女
			66 母子、高齢者、障がい者施設等との連携	Ⅲ-7	元気高齢課、障がい福祉課 児童家庭課	関係機関との連携による支援の充実 被害者の自立に向けた支援		男女
			67 配偶者暴力相談支援センターや他市町村との連携	Ⅲ-8	児童家庭課	県の配偶者暴力相談支援センターとの連携により、迅速に保護等対応		男女

足利市男女共同参画基本計画(第4期) 令和3年度事業計画一覧

基本目標	項目			施策No	担当課(室)	R3年度事業計画	備考	
	大項目(施策の方向)	中項目(取り組むべき施策)	小項目(施策事業)				新規	計画元
(続き) 基本目標Ⅲ 男女(だれも) が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり	(2)生涯を通じた健康支援	ア 性に関する正しい認識と理解に関する教育・啓発	68 思春期講座	Ⅲ-9	健康増進課	市内小中学校において、思春期講座を実施(各校年1回)		男女
			69 性に関する学習	Ⅲ-10	学校教育課	性的少数者がいることを前提とした性に関する指導の実施及び、教師の性の多様性への理解促進		男女
		イ 健康維持・増進への支援	70 妊婦、乳幼児のいる家庭の喫煙予防	Ⅲ-11	健康増進課	母子健康手帳交付時面接、妊婦保健指導、乳児全戸訪問、乳幼児健診等で喫煙予防についての啓発	新規	
			71 不妊・不育症に悩む人への支援	Ⅲ-12	健康増進課	経済的支援(特定不妊治療、特定不妊治療外、不育症治療)	新規	
			72 母親、両親学級「ハローベビークラス」	Ⅲ-13	健康増進課	子育て支援センター及び足利大学看護学部と連携し、母親学級と両親学級を実施	新規	
			73 「健康あしかが21プラン」の推進	Ⅲ-14	健康増進課	市民の主体的な健康づくりを定着化していくために、各種施策を推進		男女
			74 高齢者元気アップトレーニング事業の推進	Ⅲ-15	元気高齢課	高齢者に対する運動教室を開催		男女
	ア 様々な人の生活の安定と自立の支援	75 ささえ愛ボランティアポイント事業	Ⅲ-16	元気高齢課	ささえ愛ボランティア養成講座の実施 ボランティア希望者と高齢者の居宅や受入施設等のマッチングを実施	新規		
		76 認知症施策の推進	Ⅲ-17	元気高齢課	認知症への理解促進	新規		
		77 「あしかがし障がい児者福祉プラン」の推進	Ⅲ-18	障がい福祉課	圏域調整会議や地域自立支援協議会等に参加し、計画の実現に向けた関係機関と連携を図る		男女	
		78 在住外国人への支援	Ⅲ-19	市民生活課	多言語版あしかがみ(要約版)の配布(毎月2回) 外国人のための在留資格相談を開催(毎月第2水曜日) 足利市ボランティア通訳人材バンクの運営		男女	
		イ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援	79 子育て・生活支援策等の充実	Ⅲ-20	児童家庭課、建築住宅課	母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等による各種相談事業の実施 ひとり親家庭の市営住宅への優先入居枠の確保	新規	
	80 就業支援策の充実		Ⅲ-21	児童家庭課	各種給付金の支給や、貸付金の情報提供		男女	
	81 各種資金等の貸付		Ⅲ-22	児童家庭課	就学支度資金や住宅資金等の貸付金のあっせん		男女	
	(4)誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援	ア 消費生活の安定と向上	82 相談体制の充実	Ⅲ-23	市民生活課	消費生活相談体制の充実 専門研修の受講を通じ相談員の資質向上を図る		男女
			83 消費者への啓発事業の開催	Ⅲ-24	市民生活課	消費生活展の開催 出前講座の開催(一般(高齢者含む)・若者(小中学生・高校生等)を対象)		男女
		イ 防災対策の充実	84 自主防災組織の育成	Ⅲ-25	危機管理課	地区合同防災訓練、防災リーダー研修会、防災講話等実施		男女
			85 避難所の設置・運営への女性の参画	Ⅲ-26	教育総務課、社会福祉課 危機管理課、人権・男女共同参画課	女性の視点を活かした避難所の設置・運営 避難所に従事する職員等に対する避難スペースのゾーニング確認及び避難所用資器材の使用法の周知徹底	新規	
			86 住民に対する応急手当普及啓発活動	Ⅲ-27	警防指揮課	上級救命講習、普通救命講習、応急手当講習実施		男女
			87 避難行動要支援者名簿の整備	Ⅲ-28	社会福祉課	住基情報等を基に、避難行動要支援者名簿を更新し、避難時協力者に配布		男女
88 福祉避難所の設置・運営の体制整備			Ⅲ-29	社会福祉課、危機管理課	災害時に要配慮者のケアをする職員の配置調整		男女	

「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」令和3年度事業計画

基本目標Ⅰ 男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり

(1) 男女共同参画意識の高揚

ア 啓発活動の充実

目標Ⅰ(1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-1	男女共同参画に関する啓発事業の開催	各種講演会等を開催します。 ・男女共同参画週間事業（キャッチフレーズの募集、表彰） ・ひとtoひとのフォーラム ・出前講座	・4月に小中高校生からキャッチフレーズを募集し、6月（男女共同参画週間事業中）に優秀作品を表彰します。年1回 ・12月に「ひとtoひとのフォーラム足利2021」を開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。 ・生涯学習課の要望に応じ、公民館で男女共同参画に関する出前講座を実施します。	人権・男女共同参画課
I-2	男女共同参画講座の開催	男女共同参画センター等で行うセミナー等により、男女共同参画に基づいた新しいライフスタイルのための意識づくりを図ります。	男女共同参画セミナーを年2回開催し、男女共同参画意識の啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
I-3	人権に関する啓発事業の開催	さまざまな人権問題を取り上げたリーフレットや人権問題の早期解決に向けた啓発資料を作成し配布します。また、市民一人ひとりが人権の大切さを認識するための研修会や講演会を開催します。 ・人権問題講演会 ・幼保小中学校関係人権教育研修会 ・人権教育指導者養成講座 ・ひとtoひとのフォーラム ・出前講座	・栃木県「人権教育・啓発推進県民運動強調月間」期間中等に、人権問題講演会などによって、人権意識の醸成を図ります。 ・12月の「人権週間」にあわせて催しにおいて、人権意識の醸成を図ります。 ・生涯学習課の要望に応じ、公民館で人権に関する出前講座を実施します。（人権・男女共同参画課） 市及び関係機関・団体等と連携しながら各人権研修会を実施していきます。内容については、新しい人権問題が生まれている事なども踏まえて、ニーズを的確にとらえながら一層の充実を図っていきます。（生涯学習課）	人権・男女共同参画課 生涯学習課
I-4	市役所内における啓発活動の充実	職員を対象とした研修や講演会に、人権・男女共同参画の視点を取り入れます。 ・階層別研修 ・人権問題研修	職員を対象とした階層別研修に、男女共同参画の視点を取り入れます。	人事課
I-5	子ども向け啓発冊子の配布	児童期から男女共同参画意識の醸成を図るため、市内の小学校5年生児童に啓発冊子を配付します。	4月に、男女共同参画のキャッチフレーズの募集時期に合わせて、啓発冊子を市内小学校5年生に配付し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課

イ 情報提供の充実

目標Ⅰ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-6	情報紙「かけはし」の発行	女性のエンパワーメントや男性への意識啓発を進め、男女共同参画に向けた啓発と情報提供を行います。	男女共同参画に関する情報を編集委員により作成し、令和4年4月に全戸配布します。年1回	人権・男女共同参画課
I-7	ホームページ、情報コーナー等の活用	ホームページやSNSを充実し、タイムリーな情報を発信します。また、男女共同参画センターや生涯学習センターの情報コーナー及び市内公民館の男女共同参画コーナーにおいて、啓発情報を提供します。	条例や基本計画の概要、事業の案内や結果等を発信します。（人権・男女共同参画課） 各施設の男女共同参画コーナーについては、整理整頓を心がけ、見やすく、手に取りやすいよう工夫し、情報発信を行っていきます。（生涯学習課）	人権・男女共同参画課 生涯学習課

ウ L G B Tへの理解の促進

目標Ⅰ(1)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-8	L G B Tに関する啓発	L G B Tへの理解を深めるため、啓発情報を提供します。	性的少数者に関する理解を広めるため、男女共同参画センター内に関係チラシの配架また、出前講座等で周知啓発を行います。（人権・男女共同参画課） 小中教研の人権教育部会等において、性の多様性やL G B Tへの理解について周知及び情報提供をします。（学校教育課）	人権・男女共同参画課 学校教育課

(2)男女平等観に立った教育の推進

ア 幼児期からの性別にとらわれない人権教育の推進

目標 I (2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-9	保育士の研修の充実（保育所(園)職員に対する意識の啓発）	職員が男女平等を含めた人権教育について、共通理解を深めるため研修を実施します。	公立保育所、民間保育園関係者を対象に人権研修を実施予定です。（9月頃）	こども課

イ 男女平等意識を育む学校における人権教育の推進

目標 I (2)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-10	教職員の研修の充実と意識の高揚	男女平等観に立った意識の高揚を図るため、校内研修等を充実します。	教師の、人権問題に対する認識を深めるとともに、児童生徒一人一人を丁寧に見つめる人権教育の実践を積み重ねよう働きかけます。（各学校における人権に係る校内研修の実施） 市教委主催人権教育研修会の実施 1回 6月	学校教育課
I-11	各教科・領域等の指導	各教科・領域等、全教育活動を通して、男女が互いに相手の立場と特性を理解すること、認め合い、励まし合うことの大切さを指導します。	教師が性の多様性を理解し、人権教育を基盤とした、違いを認め合い自分らしさを大切にできるような学級経営を通して、性的少数者がいることを前提に、グループ編成や座席、活動内容を工夫して、各教科指導を行うよう周知します。	学校教育課

ウ 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

目標 I (2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-12	家庭教育通信による啓発	子どもの年齢に合わせて家庭教育通信「父の力・母の力」を配付し、家庭教育についての情報の提供と啓発を行います。	年に1回各小中学校を通じて家庭への配布を行い、家庭教育についての情報の提供と啓発を継続していきます。	生涯学習課
I-13	家庭教育懇談会の開催	地区ごとに実施委員会を組織し、家庭教育に関する自由な意見交換を行う懇談会を開催します。	市内3地区において家庭教育懇談会を開催する予定です。令和3年度は名草・筑波・葉鹿の3地区を対象に7月から11月に開催の予定です。	生涯学習課
I-14	学級・講座等の充実	公民館において家庭教育に関する学級を開設し、家庭的機能を高めるとともに、受講者の交流を通して地域の連帯を深めます。また、女性のライフスタイルに対応した知識・技術の習得や今日的課題等についての学習をします。 ・家庭教育学級 ・乳幼児学級 ・父親学級 ・女性学級	各家庭教育学級を開催し、より一層の内容の充実を図っていきます。	生涯学習課
I-15	若年層へのキャリア教育等の啓発活動	中高生を対象に職業等に対する講演会を実施します。	中高生を対象に職業に関する講演会を開催します。	商業振興課

(3)政策・方針決定の場への女性の参画の促進

ア 女性活躍の推進

目標 I (3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-16	男女共同参画センターの機能の充実	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画センターを活用して各種講座を開催し、女性団体等の活動、また、市民への啓発活動の拠点とします。	男女共同参画センターにおいて各種講座を開催し、また女性団体連絡協議会や市民などの活動の支援をします。	人権・男女共同参画課

ア 女性活躍の推進（続き）

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
I-17	女性団体の育成・支援	女性の地位向上を目標に、女性団体の育成を一層推進し、組織の活性化を進めます。	女性団体連絡協議会に補助金を交付して、各種事業の実施及び参加を支援します。また、女性団体連絡協議会の事務局からの自立を促していきます。	人権・男女共同参画課
I-18	足利市女性大学（成人大学講座）	市民から企画運営委員を公募し、市民ニーズに対応した学習を企画し提供します。	9月から11月にかけて5回程度の講座を実施します。	生涯学習課
I-19	女性活躍応援講座の開催	意欲ある女性の活躍を広げ、キャリア形成に寄与するとともに、異業種間のネットワークを構築することを目的に開催し、女性活躍を支援します。	女性活躍応援講座を開催し、女性のエンパワーメントの強化及び男性の意識改革を図ります。年2回	人権・男女共同参画課
I-20	女性の政治参画の積極的な推進	諸外国の取組や日本の状況、女性の政治参画の意義等を周知啓発します。	女性の政治参画に関する啓発資料を男女共同参画センター内に掲示し、政治分野における女性の参画意識を高めます。	人権・男女共同参画課
I-21	各種審議会等委員への女性の登用	足利市の各種審議会等における女性委員の登用率の上昇を図り、全庁を挙げて政策・方針決定の場での男女共同参画を進めます。 ・登用率調査の実施、登用状況の把握 ・委員会委員選任基準の見直しと設定 ・女性委員0（ゼロ）の委員会へ女性委員登用の積極的な働きかけ	3月に登用率調査を実施し登用状況の把握をします。また、必要に応じて委員会委員選任基準の見直しと設定を行い、女性委員0の委員会へ女性委員登用の積極的な働きかけをします。	人権・男女共同参画課
I-22	自治会役員等への女性の参画促進	自治会長連絡協議会と連携し、自治会活動において男女共同参画の推進が図れるよう、女性役員の登用について協力を求めます。	自治会長連絡協議会と連携し、自治会活動において、男女共同参画の推進が図れるよう、女性役員の登用について協力を求めます。	市民生活課
I-23	人材の発掘・育成とリストの整備・活用	各種審議会・委員会等への女性委員を積極的に登用するために、新たな人材の発掘や育成を行い、的確な人材情報を提供します。 また、幅広い視野に立った地域リーダーを養成します。	女性人材リスト登録者を募集する等により、新たな人材を発掘しリストを充実するとともに、人材情報を庁内及び関係機関に提供します。	人権・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり

(1)働く場における男女平等の推進

ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
II-1	事業者等への意識啓発と情報提供	関係機関と連携を図り、男女雇用機会の均等確保並びに各種制度等の啓発を行います。 ・育児・介護休業制度 ・パートタイム労働法 ・最低賃金	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布及びポスターの掲示、パンフレットの配布やホームページ・あしかがみへの掲載等で啓発に努めます。（商業振興課） 育児・介護休業制度、パートタイム労働法、最低賃金に関するチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知啓発を行います。（人権・男女共同参画課）	商業振興課 人権・男女共同参画課
II-2	長時間労働の是正・休暇の取得促進	生活や健康に配慮した労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等に向けて、各種広報媒体を活用した意識啓発に努めます。	企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発に努めます。（商業振興課） 長時間労働是正・休暇の取得促進に関する啓発に関する記事を広報紙等を活用し、周知啓発します。（人権・男女共同参画課）	商業振興課 人権・男女共同参画課

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅱ-3	テレワークの推進	企業等において、柔軟な働き方ができるようテレワークを推進します。	テレワークに関する啓発チラシを男女共同参画センター内に配架し、周知啓発します。(人権・男女共同参画課) 国の作成したチラシを市民ホールへ設置し情報提供を行います。(商業振興課)	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-4	ハラスメント防止等の啓発	ハラスメント防止等に関する対策をはじめ、事業主が講ずべき措置について、周知・啓発を行い、ハラスメント問題に関する関心と理解を深めます。 また、市役所内における取組として、ハラスメントの防止等に関する基本指針に基づき、ハラスメントの防止等に努めます。	栃木労働局と共催で、職場におけるハラスメントについて講座を開催し、事業主への周知啓発を図ります。(人権・男女共同参画課) 企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発に努めます。(商業振興課) 職員を対象としたハラスメント防止に関する研修を実施します。(人事課)	人権・男女共同参画課 商業振興課 人事課
Ⅱ-5	相談体制の充実	働く男女が抱える仕事や職場の悩みについて、関係機関と連携を図り、情報提供と相談体制を充実します。	毎週木曜日、「女性の生き方でも相談」を実施し、働く女性の悩みに対応します。(人権・男女共同参画課) 働く方が抱える仕事や職場の悩みについて、関係機関と連携を図り、情報提供と相談体制を充実します。(商業振興課)	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-6	中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等	女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業に対し、策定に必要な支援・情報提供を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発に努めます。(商業振興課) 栃木労働局と共催で、一般事業主行動計画の策定や届出等に関する説明会や相談会を実施し、事業主への周知啓発を行います。(人権・男女共同参画課)	商業振興課 人権・男女共同参画課
Ⅱ-7	くるみん・えるぼし認定の取得促進	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業に対し、子育てサポート企業として、「くるみん認定」の取得促進を促します。また、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業に対し、えるぼし認定の取得促進を促します。 ・市融資制度における認定企業への貸付利率の引き下げ ・足利市建設工事入札参加資格における加点の周知	栃木労働局と共催で実施する一般事業主行動計画の策定や届出等に関する説明会において、事業主に対し取得促進を促します(人権・男女共同参画課) 関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発に努めます。(商業振興課)	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-8	女性の活躍に関する情報公表の促進	国や県が行う女性の活躍推進に関する好事例や企業情報を市ホームページ等において周知し、効果的な発信に努めます。	女性の活躍に関する好事例企業に関する情報を当課ホームページにおいて掲載し、周知啓発を行います。(人権・男女共同参画課) 県が作成したチラシを市民ホールへ設置し周知啓発を行います。(商業振興課)	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-9	働く場における男性の意識と職場風土の改革	国や県、市が開催する企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーなど研修会の情報提供を行うとともに、男女共同参画情報紙等において、男性の意識改革等についての記事を掲載します。 また、市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス等の内容を取り入れた研修を実施します。	国や県の作成したチラシを市民ホールへ設置し情報提供を行います。(商業振興課) 男女共同参画情報紙「かけはし」に男性の意識改革を促す記事を掲載します。(人権・男女共同参画課) 職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス等の内容を取り入れた研修を実施します。(人事課)	商業振興課 人権・男女共同参画課 人事課
Ⅱ-10	女性の職業生活における活躍推進法に基づく「足利市特定事業主行動計画(足利市女性職員輝きプラン)」の推進	「足利市女性職員輝きプラン」に基づき、市役所内の女性職員の活躍を推進します。	女性職員を管理部門、事業部門等、多様なポストに配置するとともに、女性職員の活躍に資する研修を行います。	人事課
Ⅱ-11	次世代育成支援対策推進法に基づく、「足利市特定事業主行動計画(子育て応援プラン)」の推進	「子育て応援プラン」に基づき、市役所内の女性の職業生活と家庭生活の両立及び子育て支援に関する諸制度について、計画を推進します。	「子育て応援プラン」に基づき、職業生活の両立及び子育て支援に関する諸制度について職員に周知するため、研修を実施します。 ・階層別研修 ・専門研修	人事課

イ 人材育成と再就職支援

目標Ⅱ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅱ-12	人材育成事業の推進及び、再就職に関する情報提供やセミナーの開設	主に女性の資質の向上のため、人材育成事業を進めるとともに、関係機関と連携し、求人情報や女性労働者の再就職支援制度についての情報を提供します。また、再就職を希望する社会人を対象に、職業技術を習得する機会を提供します。	ハローワークからの求人情報を定期的に男女共同参画センター内に掲示します。(人権・男女共同参画課) 公共職業訓練施設での訓練をあしかがみやホームページ等で周知します。 年間を通してハローワーク求人情報を市民ホールへ掲示し情報提供をします。(商業振興課)	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-13	起業・創業支援	起業に関する情報提供や起業に要する資金の融資などの相談、創業塾や創業相談等を実施し、女性の起業支援等を行います。	関係機関と連携を図り、市融資制度や創業塾等の周知啓発を行います。	商業振興課
Ⅱ-14	あしかがおしごと研究所実証事業	あしかがおしごと研究所実証事業を行い、子育てをしている女性の就労ニーズを掘り起こし、企業のニーズとマッチングさせることで、多様な働き方を促進します。	情報発信やイベントを通じ、働きたい子育て期の女性と就労支援機関や企業を繋ぎます。	商業振興課

ウ 農業における男女共同参画の推進

目標Ⅱ(1)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅱ-15	足利市農業・農村男女共同参画ビジョンの推進	足利市農業・農村男女共同参画ビジョンに基づき、農業における男女共同参画を推進します。 ・農村女性活動の推進 ・家族経営協定締結の推進	足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進委員会を開催し、事業計画等を決定します。また、委員会を中心に研修会または講習会を開催します。 第四次足利市農業・農村男女共同参画ビジョンに基づき、農林業に従事する者が適正な所得・労働時間を確保できるような環境の整備を図ります。	農政課 農林整備課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進

ア 家庭と地域活動におけるパートナーシップの促進

目標Ⅱ(2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅱ-16	家庭における男性の役割意識の醸成	男性の自立を図るため、家庭生活に関する講座を開設します。	市民プラザにおいて、「キッズとパパのいっしょにクッキング」を開催し、男性の家庭参画意識の醸成を図ります。年1回	人権・男女共同参画課
Ⅱ-17	育児における男女平等の役割分担	家族のふれあいと、子育てへの男女共同参画を進めるための講座を開催します。	市民プラザにおいて、「キッズとパパのいっしょにクッキング」を開催します。また、同施設において、「スイーツづくり教室」を開催し、子育てへの男女共同参画意識を醸成します。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-18	地域自治組織の支援	身近な生活の課題解決を男女共同参画の視点をもって地域の人たちの協力で進められるよう、地域自治組織の強化及び活動を支援します。	市内全自治会長によって構成される自治会長連絡協議会に対し、支援・協力します。	市民生活課
Ⅱ-19	公民館の利用促進	市民が性別にかかわらず、学び集い、語り合える場として、公民館の利用を進めます。	生涯学習の場として、引き続き公民館において学級・講座を企画し利用を進め、もって地域の男女共同参画の促進を図っていきます。	生涯学習課
Ⅱ-20	男女共同参画センターの利用促進	市民の趣味教養を高め心にゆとりを持ち、豊かな生活を送るために、余暇を活用した講座を開設し、修了生のサークル化を促進します。	9月～10月、市民プラザにおいて、社会人を対象に、「俳句入門教室」、「カラーコーディネート教室」を開催します。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-21	地域ふれあい事業	地域の子どもと大人の世代間の交流活動を通して、高齢者の持つ優れた知識や技術を地域に生かし、意欲的な社会参加を進めます。	地域の子どもと大人の交流活動を通して、高齢者の持つ優れた知識や技術を地域に活かし、意欲的な社会参加を進め、男女が共同参画できるよう、事業を実施していきます。	生涯学習課
Ⅱ-22	指導者の育成	性別にかかわらず、地域の指導者として、積極的に行動できる市民となるよう、国、県等が主催する各種事業、学習講座へ人材を派遣し、活動を支援します。	各分野で活躍している女性に、「とちぎウーマン応援塾」の情報提供をし、各事業所に派遣を促します。	人権・男女共同参画課

(3) 仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備

ア 子育てサービスの充実

目標Ⅱ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅱ-23	子育て世代包括支援センター	妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に専門支援員が応対し、必要な情報提供や助言、保健指導を行いながら、切れ目のない支援を行います。	親子の絆づくりプログラム(BP)の実施を行います。 産後セルフケアの実施します。 子育て支援コーディネーター(保育士)による支援活動を行います。(こども課) 保健センターに設置した母子保健型とさいこう子育て支援センターに設置した基本型の2カ所の子育て世代包括支援センターに支援専門員を配置し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談対応します。(健康増進課)	こども課 健康増進課
Ⅱ-24	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。 子育て支援センターやこども館等を通じて、地域の子育て資源の発掘・育成に継続的に取り組み、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進していきます。	子育てサロンやあそびの広場を設け、電話相談や来所相談を行い、育児の不安や子育ての負担を感じている母親に寄り添う支援を充実させていきます。子育てについての講習会を実施します。	こども課
Ⅱ-25	子育て相談	幼稚園、保育所(園)、認定こども園で子育てに関する悩みごとや心配ごとの相談に随時応じます。	幼稚園、保育所(園)、認定こども園で子育てに関する悩みごとや心配ごとの相談に応じ、母親の困り感に寄り添う支援を行います。	こども課
Ⅱ-26	保育の充実	保護者の労働又は疾病などにより、また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保護者の代わりに保育所(園)、認定こども園等での保育を実施します。 ・通常保育(特定地域型保育事業を含む) ・延長保育 ・休日保育 ・乳児保育 ・病児保育(体調不良児対応型)	保護者の労働又は疾病などにより、また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保護者の代わりに保育所(園)、認定こども園等での保育を実施します。通常保育のほか、特別保育等の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	こども課
Ⅱ-27	すこやか(発達支援)保育・特別支援教育	幼稚園、保育所(園)、認定こども園で障がい児の受け入れが可能となるよう、保育士や幼稚園教諭の配置や施設等環境整備を行います。	障がい児、発達支援が必要な児童の受け入れ体制を整備し、心身障がい児・発達支援児の育ちを保障し、安心して子育てできる環境を整えます。	こども課
Ⅱ-28	病児保育事業	病児又は病気の回復期の児童で、集団保育や通学ができない児童(小学校6年生まで)を一時的に預かります。	病児保育事業を実施することにより、仕事と子育ての両立を支援します。	こども課
Ⅱ-29	一時預かり事業	保護者の出産や、疾病等による通院、社会参加のために、一時的に家庭での保育が困難となったとき、週3日程度の保育を実施します。	保護者の突発的な事情や社会参加、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減のため、一時的に子どもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。	こども課
Ⅱ-30	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けが必要な人(依頼会員)と、手助けができる人(協力会員)が会員となって、相互に援助し合う活動を行うことにより、地域における子育て機能を強化します。また、同時に働く人々がゆとりをもって子育てができるよう、子育てと仕事の両立を支援します。	育児の手助けができる人と手助けが必要な人が会員となって、相互の援助し合う組織の活動を支援します。	こども課
Ⅱ-31	放課後児童クラブ	保護者の就労等により、放課後や学校休業日に家族と一緒に過ごすことのできない小学校に就学している児童に対し、生活の場を提供し、適切な遊びなどを通じて、健全育成を図ります。	放課後の児童の健全育成のため、放課後児童クラブの運営支援を行います。(クラブ数53か所)	児童家庭課
Ⅱ-32	放課後等デイサービス	障がい者(児)の放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の利用推進を図ります。	障がい福祉課窓口や障がい者基幹相談支援センター、その他広報紙やホームページ等で事業の周知に努めます。	障がい福祉課

(続き) ア 子育てサービスの充実

目標Ⅱ(3)【別紙2】

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅱ-33	「足利市子ども子育て支援事業計画」の推進	「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を進めます。	「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を進めます。	こども課 児童家庭課

イ 介護サービスの充実

目標Ⅱ(3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅱ-34	介護保険サービスの推進	介護が必要な高齢者に住み慣れた自宅で、本人の希望を尊重し、安心して生活を送れるよう在宅サービスを提供するとともに、自宅で生活することが困難な高齢者に施設サービスを提供します。	足利市ゴールドプラン21(第8期計画)に基づき、公募による施設整備を実施します。 ①特別養護老人ホーム 50床×1か所=50床 ②特定施設入所者生活介護 50床×1か所=50床	元気高齢課
Ⅱ-35	地域包括支援センター運営事業	ひとり暮らしの方や在宅でねたきり等の高齢者及びその家族の介護に関する総合的な相談と、その利用者の希望に沿った生活ができるよう支援を行います。	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援を行います。 ・地域包括支援センター 7か所	元気高齢課
Ⅱ-36	「ゴールドプラン21」の推進	「ゴールドプラン21(足利老人福祉計画・足利介護保険事業計画)」に基づき、各種施策を進めます。	令和3年度からの足利市ゴールドプラン21(第8期計画)に基づき、各種施策を進めます。	元気高齢課

基本目標Ⅲ 男女(だれも)が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 暴力を許さない社会づくり

ア 啓発活動の充実

目標Ⅲ(1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-1	女性に対する暴力をなくす運動週間等における意識啓発	女性に対する暴力をなくす運動、男女共同参画週間、人権週間等において、DVについての啓発を強化するとともに、広く市民に通報先や相談機関について周知を徹底し、被害者への理解、孤立させない地域社会づくりのための啓発を行います。	6月の「男女共同参画週間」等において、相談窓口パンフレットを配布し、11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」に街頭啓発を実施します。(人権・男女共同参画課) チラシの配布や相談等の機会をとらえて、DVについての意識啓発を図ります。(児童家庭課)	人権・男女共同参画課 児童家庭課
Ⅲ-2	市役所内における啓発活動の充実	市職員に対し、DV被害を含む人権の尊重について啓発に努めるとともに、DV被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口の職員に対しては、二次被害の防止と適切な対応をするために、他機関の研修に派遣を行います。	職員に対し人権の尊重について啓発に努めるとともに、DV被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口の職員に対しては、二次被害の防止と適切な対応をするために、他機関の研修に派遣を行います。	人事課

イ 被害者の相談・支援体制の充実

目標Ⅲ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-3	相談体制の充実	婦人相談員等の専門相談員を配置し、各種相談について必要に応じて法律相談等を実施します。また、各種専門相談員の専門研修を受講するなど、相談員の資質の向上を図ります。	相談員に、全国規模の研修会及び相談関連資料の情報提供をします。(人権・男女共同参画課) 弁護士相談が必要な方には、毎週月曜日に実施している無料の弁護士相談を案内します。(市民生活課) 専門相談員を配置するとともに、専門研修の受講を通じて、相談員の資質の向上を図ります。(児童家庭課)	人権・男女共同参画課 市民生活課 児童家庭課
Ⅲ-4	休日・夜間の緊急相談への対応	休日・夜間の緊急相談に対応するため、県をはじめ、関係機関との連絡体制の強化を推進します。	休日・夜間の緊急対応は警察等で行うこととし、その後の被害者の自立支援を行うための連携を密に行えるような体制を検討します。	児童家庭課

(続き) イ 被害者の相談・支援体制の充実

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-5	子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待の背後にあるDV被害に気づき、被害者の保護とそれに伴う子どもへの対応について、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。	子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を配置し、子ども等に関する相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、総合的な支援を行います。	児童家庭課
Ⅲ-6	被害者の自立支援に向けての支援	被害者の自立に向けて、生活、就労、住居等に関する支援を行います。	被害者個々のニーズを把握し、自立に必要な支援内容に関する課との調整を図り、支援を行います。(児童家庭課) 被害者の市営住宅への優先入居枠の確保に努めます。(建築住宅課)	児童家庭課 建築住宅課

ウ 関係機関・団体等との連携

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-7	母子、高齢者、障がい者施設等との連携	一時保護退所後も施設における支援が必要な母子については、母子生活支援施設等への入所や住居の確保について調整します。また、被害者が高齢者、障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、関係機関と連携を図ります。	事案が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図ります。(元気高齢課) 関係機関と連携を図り、適切な支援に努めます。(障がい福祉課) 一時保護施設退所後も支援が必要な母子については、母子生活支援施設への入所を検討します。また施設入所時及び入所後は施設と連携して被害者の自立に向けた支援を行います。(児童家庭課)	元気高齢課 障がい福祉課 児童家庭課
Ⅲ-8	配偶者暴力相談支援センターや他市町村との連携	緊急性のある被害者には迅速かつ適切な対応が必要なことから、県の配偶者暴力相談支援センターと被害者を支援するために、密接な連携をします。また、被害者に対し適切な対応ができるよう、他市町村等の関係機関と連携をします。	緊急性のある被害者への対応に際し、県の配偶者暴力相談支援センターと密に連絡をとり、迅速な保護等の対応を行います。	児童家庭課

(2) 生涯を通じた健康支援

ア 性に関する正しい認識と理解に関する教育・啓発

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-9	思春期講座	小・中学校と連携を図り、授業の一環として自己の性を受容し、自分を大切にすることを学び、性にかかわる自己決定能力を獲得する場を設けます。	市内小中学校において、思春期講座を実施します。 各学年1回	健康増進課
Ⅲ-10	性に関する学習	体育・保健体育や学級活動などにおける性に関する指導を通して、男女の性の発達について理解させるとともに、生命を尊重する意識の育成を図ります。	違いを認め合い自分らしさを大切にできるような学級経営を通し、性的少数者がいることを前提に、体育・保健体育、家庭科、理科、学級活動等において、性に関する指導の実施及び生命尊重の意識の育成に努めるよう周知します。	学校教育課

イ 健康維持・増進への支援

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-11	妊婦、乳幼児のいる家庭の喫煙予防	喫煙予防について啓発します。	母子健康手帳交付時面接、妊婦保健指導、乳児全戸訪問、乳幼児健診等で喫煙予防について啓発します。	健康増進課
Ⅲ-12	不妊・不育症に悩む人への支援	不妊・不育症の治療を行った際に費用の一部を助成します。	・特定不妊治療分 60件 ・特定不妊治療外分 15件 ・不育症治療分 1件	健康増進課
Ⅲ-13	母親、両親学級「ハローベビークラス」	母親、父親になる市民を対象に、出産後の育児への不安を和らげ、安心して子育てができるよう支援をします。	母親学級：子育て支援センターと連携し、年5回実施 両親学級：足利大学看護学部と連携し、年5回実施	健康増進課
Ⅲ-14	「健康あしかが21プラン」の推進	「健康あしかが21プラン」に基づき、各種施策を進めます。	「健康あしかが21プラン」に基づき、市民の主体的な健康づくりを定着化していくために、各種施策を進めます。	健康増進課

(3)その他の困難を抱える女性等への支援

ア 様々な人の生活の安定と自立の支援

目標Ⅲ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-15	高齢者元気アップトレーニング事業の推進	高齢者に対する運動教室を開催し、要介護状態にならないよう予防します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者元気アップ教室 12回×4教室 ・元気アップサポーター養成講座 10回×2講座 ・地域元気アップ教室 10自治会 ・元気アップサークルの育成・支援 ・簡単筋トレ等紹介・普及出前講座 ・高齢者「元気アップ☆体操」 	元気高齢課
Ⅲ-16	ささえ愛ボランティアポイント事業	市が実施する講座を修了した登録ボランティアが介護保険施設や高齢者の居宅等でボランティア活動を実施します。ボランティア活動に対して、ポイントを付与し、申請によりポイントに応じた金券等を交付することで、活動の推進を図ります。	<p>健康で安心して暮らせる地域社会づくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ささえ愛ボランティア養成講座 ・ボランティアを希望する方と高齢者の居宅や受入施設等のマッチングを行う 	元気高齢課
Ⅲ-17	認知症施策の推進	認知症になっても安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持つ人を増やします。また、地域・医療・介護等連携し、本人及び家族を支援する体制の構築を進めます。	認知症になっても安心して暮らし続けられるように、本人及び家族の声を聞きながら、認知症に関する正しい知識を持つ人を増やします。	元気高齢課
Ⅲ-18	「あしかがし障がい児者福祉プラン」の推進	「あしかがし障がい児者福祉プラン」に基づき、各種施策を進めます。	本年度は実施年度のため、圏域調整会議や地域自立支援協議会等に参加し、計画の実現に向けて関係機関と連携を図ります。	障がい福祉課
Ⅲ-19	在住外国人への支援	多言語に対応したホームページやパンフレット等を通し、外国人が理解しやすい生活情報やイベント等の情報を提供します。また、外国人が安定して生活できる環境を整備するため、相談事業や通訳ボランティア等を活用した言葉の支援に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回、多言語版あしかがみ（要約版）を配布及び市ホームページに掲載します。 ・市ホームページ掲載の市民生活課ガイドブック（多言語版）の管理、更新を行います。 ・毎月第2水曜日に、外国人のための在留資格相談を開催します。 ・足利市ボランティア通訳人材バンクの運営をします。 	市民生活課

イ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援

目標Ⅱ(3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-20	子育て・生活支援策等の充実	母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等が行う様々な相談を通じて、ひとり親家庭等の早期自立を図るため、生活、住居等、子育てなどに対する支援に取り組めます。	母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等による各種相談事業を行い、ひとり親家庭等の早期自立を図ります。（児童家庭課） ひとり親家庭の市営住宅への優先入居枠の確保に努めます。（建築住宅課）	児童家庭課 建築住宅課
Ⅲ-21	就業支援策の充実	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就業促進を図るため、ひとり親家庭の親に対して、申請に基づき給付金を支給するほか、各種資金の情報提供を推進します。 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金 ・技能習得資金、生活資金、事業開始資金	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就業促進を図るため、各種給付金の支給や、能力開発支援及び技能習得期間中の生活安定のための貸付金の情報提供を行います。	児童家庭課
Ⅲ-22	各種資金等の貸付	ひとり親家庭等の生活安定とひとり親家庭等の児童福祉向上を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・住宅資金等の貸付を無利子・低利子で行います。また、貸付金の申請時に個々の事情に応じて就労や自立に向けた相談にも対応し、資金貸付が借受者への自立支援に結びつくよう配慮します。 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対し、就学支度資金や住宅資金等の貸付金のあっせんを行います。	児童家庭課

(4) 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援

ア 消費生活の安定と向上

目標Ⅲ(4)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-23	相談体制の充実	消費生活に関する相談体制を充実し、市民の消費生活の安定と向上を図ります。	消費生活相談窓口として電話または来所により相談を受け付けます。また、高度化する相談に対応するため、相談員の研修受講の機会を確保し、相談対応能力の向上を図ります。	市民生活課
Ⅲ-24	消費者への啓発事業の開催	消費者トラブルや消費者被害に対処するため、消費者の基本的な知識と判断力を身に着ける講座等を開催し、啓発を図ります。	・消費生活展の開催 環境・防犯・金融・相続・健康など暮らしに役立つ情報の提供や相談受付を実施します。 ・出前講座の開催 一般（高齢者含む）・若者（小中学生・高校生等）を対象に消費者教育推進のため出前講座を実施します。	市民生活課

イ 防災対策の充実

目標Ⅲ(4)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和3年度事業計画	担当課
Ⅲ-25	自主防災組織の育成	「自分たちのまちは、自分たちで守る」の意識のもと、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援します。 ・防災訓練の支援 ・防災リーダー研修会 ・防災講話等	・地区合同防災訓練の実施【年3カ所】 ・防災リーダー研修会の実施【年2回】 ・防災講話等【公民館や各種団体へ出前講座を実施】	危機管理課
Ⅲ-26	避難所の設置・運営への女性の参画	避難所の設置・運営に際し、女性の視点を活かし、特に女性への人権に配慮した体制を整えます。	避難所の設置・運営に際し、女性の視点を活かし、特に女性への人権に配慮した体制を整えます。 指定避難場所が開設された際は、着替え等で使うための専用スペースが確保できるよう調整します。（社会福祉課） 避難所に従事する職員等に対し、女性や要配慮者が過ごしやすい環境とするため、避難所の避難スペースのゾーニングの確認を改めて行います。 また、令和2年度に配備した間仕切りやベッド等の避難所用資器材の活用について、その使用方法の周知徹底を図ります。（危機管理課） 避難所の設置・運営における男女共同参画の視点に関するチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知・啓発をします。（人権・男女共同参画課）	教育総務課 社会福祉課 危機管理課 人権・男女共同参画課
Ⅲ-27	住民に対する応急手当普及啓発活動	住民に対して応急手当に関する正しい知識と技術の習得を図るため講習会を開催します。 ・普通救命講習 ・応急手当講習	各講習会を実施します。 ・上級救命講習 1回 ・普通救命講習 40回 ・応急手当講習 100回	警防指揮課
Ⅲ-28	避難行動要支援者名簿の整備	災害発生時に、要介護者や障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や生命又は身体を保護するための避難行動要支援者名簿を整備します。	住基情報（死亡・転出・転居）等を基に、避難行動要支援者名簿を更新し、避難時協力者に配布します。	社会福祉課
Ⅲ-29	福祉避難所の設置・運営の体制整備	災害時、高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して生活ができる福祉避難所の設置及び運営のための体制整備を行います。	災害時に要配慮者のケアができる職員を効率的に配置できるよう調整します。（社会福祉課） 災害時に要配慮者のケアができる職員を配置できるよう整備します。 福祉避難所特有の必要物資を整備します。 福祉避難所として設置される4幸楽荘の運用方法について精査します。 避難所（学校施設）におけるバリアフリー化を検討します。（危機管理課）	社会福祉課 危機管理課

參考資料

足利市男女共同参画推進条例

(平成16年足利市条例第6号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策(第9条—第17条)

第3章 足利市男女共同参画審議会(第18条)

第4章 補則(第19条)

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

これまで、足利市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、足利市男女共同参画プランを作成し、さまざまな取組みを進めてきた。

しかしながら、人為的につくられた性別観や性別による固定的な役割分担に基づく制度や慣行、あらゆる形態の人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき問題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある足利市を築いていくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が急務となっている。

ここに、足利市は、男女共同参画社会の早期実現を目指し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対

する相手方の対応によりその者に不快感や不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択について、偏った影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女がお互いの性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を重要課題として位置付け、その推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図り、率先してこれに取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努

めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは前条に規定する人権侵害を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、足利市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることによりできる限り男女の均衡を図るものとする。

2 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成の推進について市民の理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における措置)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画社会の形成を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(施策に関する意見への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から意見等の申出があった場合には、当該申

出に適切に対応するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(相談への対応)

第14条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、前項の相談があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(活動の支援等)

第16条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援について商工業、農林業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、特に配慮するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 足利市男女共同参画審議会

(足利市男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する重要事項について調査し、及び審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(細目)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

足利市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市男女共同参画推進条例(平成16年足利市条例第6号。以下「条例」という。)第18条第7項の規定に基づき、足利市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第18条第4項の規則で定める審議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係機関及び団体の代表者
- (2) 市民
- (3) 市職員

2 前項第2号の委員は、公募の応募者のうちから市長が選考したものとする。

3 前項の公募及び選考の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、特定の事項を調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(平成16年3月24日足利市規則第3号)

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会における調査及び審議の状況並びに結果は、次の審議会にこれを報告する。

(関係人の出席)

第6条 審議会及び部会は、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 出席者氏名
- (3) 会議に付した議案の件名
- (4) 議事の結論
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

足利市男女共同参画推進本部設置要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進を図るため、足利市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政の推進に係る基本方針の決定に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりに関し、重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる庁議の構成員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、会議の議長となる。この場合、本部会議に付議した事項は、庁議の議を経たものとみなす。

- 2 本部長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部会議に付議する事案の調整に関すること。
 - (2) 男女共同参画行政施策の企画、調整及び推進に関すること。
 - (3) その他男女共同参画社会づくりに関し必要な事項に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 5 副幹事長は、男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第7条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会を招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進担当)

第8条 幹事は、幹事の属する部（相当する組織を含む。）内の、男女共同参画行政施策の推進担当となる。

(ワーキンググループ)

第9条 幹事会は、男女共同参画行政の推進に関し、調査、研究の必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第10条 本部及び幹事会（ワーキンググループを含む。）の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 足利市女性行政庁内連絡会設置要綱（昭和60年6月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推進本部	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部長	総合政策部長 総務部長 福祉部長 生活環境部長 産業観光部長 都市建設部長 会計管理者 議会事務局長 上下水道部長 消防長 教育次長 行政委員会事務局長 農業委員会事務局長

別表第2（第6条第6項関係）

幹事会	
幹事長	総務部長
副幹事長	人権・男女共同参画課長
総合政策部	企画政策課長 秘書広報課長
総務部	行政管理課長 人事課長 危機管理課長
福祉部	社会福祉課長 障がい福祉課長 元気高齢課長 児童家庭課長 こども課長 健康増進課長
生活環境部	クリーン推進課長 環境政策課長 保険年金課長 市民生活課長
産業観光部	商業振興課長 工業振興課長 観光振興課長 農政課長
都市建設部	都市計画課長 建築住宅課長
議会事務局	議事課長
上下水道部	企業経営課長
消防本部	消防総務課長
教育委員会	教育総務課長 生涯学習課長 学校教育課長 市民スポーツ課長
行政委員会	事務局次長
農業委員会	事務局次長

令和3年度版

【 男女共同参画及び女性の職業生活における
活躍の推進に関する年次報告書 】

足利市総務部人権・男女共同参画課

〒326-0823

栃木県足利市朝倉町264

足利市民プラザ内男女共同参画センター2階

TEL : 0284-73-8080 FAX : 0284-73-8066

E-mail : danjyo@city.ashikaga.lg.jp